

平成 20 年多賀城市議会決算特別委員会会議記録（第 2 日）

平成 20 年 9 月 16 日（火曜日）

◎出席委員（21 名）

委員長 森 長一郎

副委員長 柳原 清

委員

佐藤 恵子 委員

深谷 晃祐 委員

伏谷 修一 委員

米澤 まき子 委員

金野 次男 委員

雨森 修一 委員

板橋 恵一 委員

藤原 益栄 委員

中村 善吉 委員

吉田 瑞生 委員

相澤 耀司 委員

松村 敬子 委員

根本 朝栄 委員

尾口 好昭 委員

昌浦 泰己 委員

石橋 源一 委員

小嶋 廣司 委員

竹谷 英昭 委員

阿部 五一 委員

◎欠席委員（なし）

◎説明員

市長 菊地 健次郎

副市長 鈴木 明広

監査委員 菅野 昌治

市長公室長 伊藤 敏明

総務部長 澁谷 大司

市民経済部長 坂内 敏夫

保健福祉部長 相澤 明

建設部長(兼)下水道部長 佐藤 正雄

保健福祉部理事(兼)保健福祉部次長(兼)社会福祉課長 内海 啓二

総務部理事(兼)管財課長 佐藤 昇市

総務部次長(兼)総務課長 佐藤 敏夫

市民経済部次長(兼)生活環境課長 福岡 新

建設部次長(兼)都市計画課長 鐵 博明

副理事(兼)地域コミュニティ課長 片山 達也

副理事(兼)交通防災課長 伊藤 一雄

市民課長 小林 安子

税務課長 菅野 敏

収納課長 鈴木 春夫

農政課長(兼)農業委員会事務局長 伊藤 壽朗

副理事(兼)商工観光課長 高倉 敏明

副理事(兼)こども福祉課長 小川 憲治

健康課長 岡田 まり子

副理事(兼)介護福祉課長 永澤 雄一

副理事(兼)国保年金課長 鈴木 真

多賀城駅周辺整備課長 鈴木 裕

道路公園課長 佐藤 実

会計管理者(兼)会計課長 本郷 義博

教育委員会教育長 菊地 昭吾

教育部長 鈴木 建治

教育部次長(兼)教育総務課長 鈴木 健太郎

副理事(兼)学校教育課長 小畑 幸彦

副理事(兼)生涯学習課長 伊藤 博

文化財課長 佐藤 慶輝

水道事業管理者 板橋 正晃

上水道部次長(兼)管理課長 中村 武夫

監査委員事務局長 大友 辰夫

選挙管理委員会 事務局長 鈴木 典男

副理事(兼)市長公室長補佐(行政経営担当) 菅野 昌彦

市長公室参事(兼)市長公室長補佐(財政経営担当) 郷家 栄一

市長公室参事(兼)市長公室長補佐(フ°ロシ`ェクト推進担当) 鈴木 学

◎事務局出席職員職氏名

事務局長 松戸 信博

参事(兼)局長補佐 松岡 秀樹

主幹 櫻井 道子

午前 9 時 59 分 開議

- 議案第 55 号 平成 19 年度多賀城市一般会計決算及び各特別会計決算の認定について
- 一般会計
- 歳入質疑

○森委員長

おはようございます。きょうが決算特別委員会 2 日目でございます。

去る 9 月 13 日、東京社会文化会館三宅坂ホールにて、「奈良ゆかりのフォーラム」がございました。平城遷都 1,300 年祭を前にいたしまして、500 日前ということで、スターティングイベント、ここに我が多賀城市菊地健次郎市長も講演をするというふうなことで、同席されたのが井上太宰府市長、それから香川県の横山三豊市長、松井国分寺市教育長さん、それから我が市長というふうなことで、ここに私たちも参加をしてきたわけなのですが、多賀城市の立ち位置、それから多賀城市の歴史、改めて、日本におけるすばらしい位置にいるのだなというふうなことを再認識してまいりました。

10 月からはデスティネーションキャンペーンが始まるわけですが、そういう意味でも、我が多賀城市、本当に全国に誇れるものを持っているのだなというふうに思っていました。

そこで、また財産の一つであります人間であります。人材が豊富な多賀城市でございますので、その人材 ―― 議員諸氏それから職員諸氏、この人材をもって多賀城市の現在、未来を審議していくこの場でございますので、ぜひ皆様の慎重なる審議、よろしくどうぞお願い申し上げます。

ただいまの出席委員は 21 名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の委員会を開きます。

それでは、議案第 55 号 平成 19 年度多賀城市一般会計決算及び各特別会計決算の認定についてを議題といたします。

先日、一般会計の説明が終わっておりますので、これより直ちに質疑を行います。

一般会計歳入歳出決算のうち、まず歳入について一括質疑を行います。これまでも確認しているとおり、本委員会は決算審査の場であり、多くの委員から発言をしていただくため、発言は簡単明瞭にさせていただくこと。発言の範囲は議題となった案件に限られていること、以上の点について再確認をしながら、質疑は 1 回 3 件程度として、初めに質疑の要旨を述べていただいた後に、1 件ずつ質問をしていただくようお願いいたします。

なお、当局においても、質問事項に対して的確に答弁していただくとともに、内容に誤りがあった場合は、原則として本委員会の開会中に訂正いただくようお願いいたします。

それでは、まず歳入一括質疑を行います。

その前にでございますが、9 月 11 日の歳入決算説明の訂正の申し出がございますので、発言を許します。まず、国保年金課長。

○鈴木国保年金課長

大変恐縮でございますが、資料説明に誤りがありましたので、訂正説明をさせていただきたいと思っております。

資料 4 の 23、24 ページでございます。

このページでございます。20 款 5 項 2 目過年度収入の 3 節県費過年度収入でございます。予算現額ゼロ円に対し収入済額 211 万 5,000 円でございますが、これは平成 18 年度の乳幼児医療費助成事業及び心身障害者医療費の助成事業、双方の確定に伴うものであります。以上でございます。どうぞよろしくようお願いいたします。

○森委員長

次に、こども福祉課長より、資料の訂正について申し出があります。よろしくどうぞお願いいたします。

○小川こども福祉課長

引き続きまして、資料の訂正をお願いします。

資料の「多賀城市における行政評価の取組」を御用意いただきたいと思います。

13 ページをお開き願います。

下の表になります。19 年度の実績欄でございます。中段に人件費の欄がございます。ここが「3 億 1,000 万円」というふうに表示になっておりますけれども、「31 万円」の誤りでしたので、訂正願います。大変申しわけありませんでした。ひとつよろしく願い申し上げます。

○森委員長

13 ページの、19 年度の実績の H の欄、人件費の大きな太字黒枠の中でございます。「3 億 1,000 万円」が「31 万円」というふうな訂正でございます。

では、もう一つ、きょうも暑い日でございます。室内、温度が上がってまいりますので、皆さんどうぞ楽な格好で御審議よろしくどうぞお願いいたします。

では、質疑に入りたいと思います。

○吉田委員

地方公共団体の財政の健全化に関する法律、いわゆる自治体財政健全化法に関する資料の詳細な提示があり、また説明もありました。

初めて決算で、これらの指標に基づく審査の決算の特別委員会でもありますし、また、これらの法制定に関連することの一つのこととして、夕張市の問題などが議論されてきた経過がありますので、これらについて二、三の論点に関して伺います。

まず、夕張市の問題ですけれども、皆さん御承知のとおり、この時代背景については、炭鉱の閉山と産業構造の変化があって、夕張市においては、昭和35年だったと思いますが、人口が11万7,000人程度でありました。平成19年度で見ると、その人口は約1万2,500人と激減している状況下であったわけです。

ここで一番問題だったのは、私の知る限りでは、やはりあってはならない、我々の認識では考えられないような、以前にもちょっと触れていた経過があるのですが、粉飾決算の問題であります。そういうことからすれば、いわゆる「第2の夕張」ということは、とても表現として、そんな表現はすべきことではないと。言うならば、全国どこの市町村においても、こんな夕張と同じような粉飾決算などはされていないという前提であります。そのことをまず一つ、押さえておかなければならないのではないかと、こう認識しているところであります。この面についても、所見を伺います。

夕張市の粉飾決算の中身なのですが、どんなことが行われてきたかということは、教訓的にこれからの私たちの務めとしても承知しておかなければならない課題だと思っておりますので、幾つか触れさせていただきます。

一つは、一般から他の事業会計に繰り出すべき予算、これはどこの自治体でも一般会計から他の事業会計への繰り出す予算措置というのはされているわけですが、夕張市の問題は、実は繰出金としなかったのです。どうしたかという、貸付金にしたのです。ここにもいかなものかなという思いをいたします。

しかも、その貸付金の償還について、一般会計と他の会計間で、出納整理期間、どこでもそうですけれども、4月から5月の間の出納整理期間の、4月、5月に、ここが大きな問題ですが、次年度の他の会計から当該年度の一般会計に償還していたのです。次年度の他の会計から当該年度の一般会計に償還する、こんなやり方であったのです。なぜこのようなことが長年続いていて、わからなかったのかと、実は不思議でなりません。言うならば、年度をまたがる会計間の貸し付けと償還が行われてきた。一般会計の償還財源を次年度他会計予算をいわゆる先に使うのですね。よく予算の先食いという表現をされていますが、そんなことがされてきた。

これらのことによって赤字額が年々増大していく。もう皆さん御承知のとおり、こういうやり方をすると、決算の数字にあらわれてこないのです。4月、5月分を、出納整理期間中にそんなやり方をするわけですから、決算の上ではその実態は、決算数値としてはあらわれてこない。こんなことがあったようです。

もう一つは、貸付金の資金ですが、これがどういう形でやられてきたかという、一時借入金が入金が充てられてきた。多賀城市などは、今の決算を見てもわかりますが、一時借入金な

どしないで、事務事業に取り組みられているわけですが、その一時借入金が発付金の資金に充てられている。ですから、一時借入金の残高が年々ふえていく。それもなかなか決算には明らかな数値としてはあらわれてこない。

このように、年度間をまたがる一般会計と他会計間との貸し付けと償還が、長年にわたって行われてきたために、赤字が見えない、多額の赤字を累積してきた。こんな関係になっている問題意識なのですが、財政担当者からの所見を改めて伺っておきます。

○郷家市長公室長補佐（財政経営担当）

今、委員おっしゃられましたとおり、夕張市の問題は、当時、全国の自治体に大変大きな衝撃を与えたことは、記憶に新しいこととございます。

今御指摘がありましたとおり、夕張市、いろいろ事情がございました。石炭産業の衰退だったり、あるいは産業構造の変化で、御指摘のあったとおり、人口は激減する、あるいは炭鉱の、たしか炭鉱で所有していた住宅あるいは水道施設、たしか病院もだったかと思うのですが、そういった地元の会社が持っていた社会資本、これもたしか夕張市の方で引き受けて、それを市営住宅にしたり、市の水道にしたり、そういうことがありました。

それで、炭鉱が立ち行かなくなったことによって、地元の産業としては観光産業に力を入れようということで、当時、リゾート法とか、国を挙げてのそういう時期でもあったかと思えます。そういうことで、いろいろ遊園地とかスキー場とか、あるいは民間のホテルの誘致、こういったことも一生懸命やったのですが、結果として、バブルの崩壊とかそういったことで、それらの観光施設もまた立ち行かなくなり、民間の資本も流出して、またそのホテルを何とかしなければならぬとかということで、たしかまた市営のホテルにしたりとか、いろいろそういう、大変負の循環が産業構造、あるいはその地元経済の中でもあったと記憶しております。

そのような中で、会計間でのいろいろなやりとりで、いろいろな資金ぐりをして行っていたのですが、結果的にはその赤字の累積につながっていったと。その手法については、今、委員の御指摘のあったとおり、一般会計からほかの会計に貸し付けする、その貸し付けを出納整理期間で償還をすると、その次年度の予算を使って返してもらうと。

ですので、赤字が見えない形で、ただ、そのお金は当然動かさなければならぬので、そのお金をどうやって調達したかということ、一時借入金で行っていたと。たしかそういうことだったと記憶しております。

そういうやり方が、結果として赤字隠し、粉飾という言葉がいいのでしょうか、赤字が見えない形になっていたということで、今回の財政健全化法の策定の引き金になった大きな要因だと思っております。

一般会計だけではなくて、特別会計それから企業関係、さらには第三セクターまでも含めて、すべて連結で見まじょうと。そうすれば、今のような一連のお金の動きがわかりますので、全体として赤字なのかどうか、その辺が明らかになるということが、今回の法整備のきっかけだったと思っております。

幸い、多賀城市におきましては、そのような赤字を抱える第三セクターだったりがないものから、一時借入れを活用するという、そういうことをしなくて済んでおります。

ただ、資金繰りとしては、御承知のとおり、基金を活用させていただいて、繰替運用ということで、年度内での資金繰り、資金が入ってくる時期と支出の時期の調整はそれでさせていただいているということとございます。

何よりも、その一時借入金が増らんでいくことが、なぜわからなかったのかということも、ちょっと疑問な部分がございます。御承知のとおり、予算書の一番最初の文言のところに、一時借入金の限度額を定めさせていただいております。多賀城市では、ちょっと今、手元にはないのですが、5億円だったかと思えます。一般会計で5億円だったかと思えます。もし間違っていたら後で訂正させていただきます。

夕張市では、たしかその金額が予算規模の数倍になっていた時期もあったのではないかと。十数億円とか、100億円とか、そういう規模になっていた時期があったはずでございます。その辺があったにもかかわらず、ちょっと見えなかったということも、これは我々自治体の財政を預かる者としても、気をつけていきたいというふうに考えております。

○吉田委員

状況なり問題点については、今の答弁で共有するわけであります。ぜひそんな見方を、今後とも我々は二の舞を踏むことなく、きちんと対応していかなければならないのではないかとというふうに、教訓的に考える意味で述べさせていただきました。

もう一つは、今、これらのことを受けてということで、話がありました健全化法との関連ですけれども、今、夕張市の状況を伺うと、この自治体財政健全化法の旧法である自治体財政再建化法、通称財政再建法と言っておりますが、これは昭和30年に制定されています。そして、このたび財政健全化法が平成19年度ですか、制定されました。約50年経過して今日の対応にというふうに、情勢の変化、また法的な措置が新たに制定されたということでもあります。

夕張市の状況は、この旧法である財政再建化法によって、言うならば、財政再建化法というのは、普通会計だけを対象にしたものであったわけですね。この五十数年間、そのような形でやってきたものであるわけですね。

この財政再建化法の枠組みのもとで、夕張市の現状というのは国の管理下で財政再建を進めているという状況に相なっているようです。

今も触れましたけれども、また前段にも触れましたけれども、私はそんなことからして、夕張市の問題というのは、「第2の夕張だ」とかという表現は、言うならば、決算の基礎数字が違っているわけですから、とても引用すべきことではないのではないかとというふうに思っておりますし、もう一つ、考え方を述べさせていただきますが、いわゆる自治体財政健全化法、地方公共団体の財政の健全化に関する法律というのは、ちょっと新聞などに、私はどうかと思って、改めて調べてみたのですが、「この破綻に対する対応だ」ということが、新聞報道などでもよくされることがあるのですが、私は違うだろうと。破綻に対する対応が自治体財政健全化法ではないという認識であります。

それは、この法律の目的を見れば明らかなのですが、紹介させていただきます。その目的の中には、「地方公共団体の財政の健全性に関する比率の公表の制度を設け、当該比率に応じて、地方公共団体が財政の早期健全化及び財政の再生並びに公営企業の経営の健全化を図るための計画を策定する制度を定めるとともに、当該計画の実施の促進を図るための行財政上の措置を講ずることにより、地方公共団体の財政の健全化に資することを目的とする」。

このことからしてみても、この法律のねらいは、破綻への対応ではないということの考え方について、1点伺います。それをどのように避けるのかということのこの法律は、予防的措置を設けたことが特徴になっているのではないかと。いろいろな指標が決算資料でも示されておりますけれども、いわゆるそれらのことを避けるための予防措置を、法律の中で

指示、いろいろな指標を示して措置しているものだ、ということではないかというふうに理解しておりますが、そのことについての所見についても改めて伺います。

言うならば、自治体財政の悪化を食いとめる制度が強化されたのだというのが、この自治体財政健全化法の趣旨ではないかというふうに理解して、私は決算などについての指標として見ておくべきことだし、対応すべき考え方ではないかというふうに受けとめておりますがいかがでしょうか。

○郷家市長公室長補佐（財政経営担当）

まさに御指摘のとおりだと思います。財政健全化法につきましては、早期健全化基準、俗に言う「イエローカード」、多賀城市の場合ですと、実質赤字比率が、今年度の数字ですが、お出ししてありましたとおり 13.11%、それから連結実質赤字比率で 18.11%、実質公債費比率が 25%、それから将来負担比率が 350%、この基準を超えれば、早期健全化基準に該当するというので、早期の、財政破綻に至らないように、早期の健全化に取り組みましょうということの、一つの基準でございます。

さらに、財政再生基準、これにひっかかってしまう、これを超してしまうということになれば、それはもう国の監視下のもとで、強制的に財政再建に取り組むということでございますので、まさに今回の法整備は、再建のためのというよりも、その再建状態に至らないために、早期に手当てをする、それを広く公表しつつ行っていくということが、趣旨なのだろうと考えております。

○吉田委員

もう一つは、これは物の見方のために、あえてわかりやすい例で述べさせていただきますが、よく「夕張市は破綻している」と、こう一概に言うのですが、私は、その見方は必ずしも正しいことではないのではないかと実は思っているのです。

破綻してしまったら、例えばの話、住民票の発行はありませんね。小学校も学校がちゃんと存在して、授業がとり行われているということにはなりませんね。破綻していると言ったら。

そういう意味では、予算編成権が、当然国の管理下にありますから、それはありませんけれども、夕張市が破綻していると、単純に見てしまうのは、決算のいろいろな指標を見ると同じように、財政全体を構造的に、また、自治体の行財政運営を正しく把握しようとした場合、一概にそういうことと言ってしまっているのかどうかということが、私は実はこの間ずっと自問自答してきました。いろいろ調べてみると、二つの例を今、住民票と小学校の例を挙げましたけれども、そういうふうに現実とり行われている。行財政運営が行われているのだということからすれば、一概に「破綻している」というふうに言うのはいかなものか、という認識を持っているのですがどうでしょうか。

○郷家市長公室長補佐（財政経営担当）

まず、自治体としての、地方公共団体として、一番住民生活に身近な地方自治体としての、市の最低限のその公共的なサービス、住民票の発行だったり、学校だったり、保育所だったり、水道だったり、いろいろあると思います。最低限のその部分については、機能は確保されているというふうに考えておりますが、いずれ国の監視下において、予算の編成から執行まですべて制限されております。

そういった意味で、その地方自治という点で、果たしてどうなのかと、その辺に自治の余地がどれほどあるのかというふうに考えると、限りなく小さいのだろうと思います。最低

限の行政サービスは行えるものの、住民自治という部分では、限りなく縮小されて、制限がかかってしまうということからすると、やはりこういう事態は避けなければならないと考えております。

○吉田委員

おっしゃるとおりだと思っております。私が最後に、基本的に言いたかった趣旨は、言うなれば、地方公共団体の行財政運営、またその取り組みについては、極めて重要な課題が我々に課せられている。よって、その取り扱いについては重々拳々服膺して、事に対処することが極めて大事なのだということを、この問題から教訓的に学び取って、さらに住民の生活や福祉の向上に、どうこの予算なり取り組みを図っていくのかということに尽きるのだということを、これらの問題点の中から酌み取っておくことが肝要だろうと、そんなふうには思っております。

そういう立場で、今後ともこれらの課題に対処することが、必須の条件なのだということが示された案件であったらうと、こんなことを述べたいがために、幾つかの論点を述べさせていただきます。以上です。

○佐藤委員

初めて行政評価の取り組みということが出まして、今から皆さんのいろいろな質問が出るのだと思っておりますが、私が一番感じた感想を一言だけ。

なぜ款ごとに並んでいないのだろうと思いました。非常に見づらくて、これは議員に参考資料として出しているわけですから、きちんと見やすい資料にするべきだと思いますが、その点について、まず御返事をお願いします。

○菅野市長公室長補佐（行政経営担当）

お答えいたします。

今回、皆様にお配りいたしました「行政評価の取組」についてでございますけれども、この事務事業計画書の評価表、A表とB表を今回皆様にお配りしております。

これにつきましては、今、全国各地で行政評価に取り組んでおります先進地の事例等を参考にしながら、標準的な形がこんな形の評価表で今行っているようであります。

これにつきましては、現在、平成19年度事業から試行ということで進めておまして、今、実際これを使いながら、どのように今後事務事業を展開していくのかといったことについては、内部においても、この表のとおりでいいのか、あるいは、ある程度、今回、見づらいのではないかとということもありましたけれども、そういった意見をいただきながら、今後変更していく考えがございます。

それで、これは委員の皆様だけにお配りしたのではなくて、ホームページ上で市民の方々にも、先週から公表しております。それについていろいろな御意見をいただきたいということで、今月末までに、市民の方々からもこれに対する意見をいただくというふうなことで今やっておりますので、今後、また変化もあり得るということで御理解いただきたいと思っております。

○佐藤委員

「変化もあり得る」という返事は、ちょっとおかしいのではないですか。変えていかなければならないというふうに答えていただきたいと思っております。

皆さん方は、行政評価をして、すべて見やすくなるような仕事も含めて、自分たちで管理しやすいような仕事の方向性を持っていくということで、真剣に取り組んでいるはずですが、国からの言うとおりの資料や他自治体のまね事の資料で済むということはないのではないですか。自分たちのを見たときに、これで見やすいのかどうかという感性にならないと、おかしいと思うのですけれども。

○菅野市長公室長補佐（行政経営担当）

その点につきましても、いろいろな意見をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○森委員長

つけ加えておきます。申しわけないです。行政評価の取り組みについては、歳出の方の部分が強うございますので、その辺のところも、ほかの委員にも申し上げておきます。よろしくどうぞお願いたします。

○佐藤委員

全体の感想ですから、どこで言ってもいいのではないかと私は思うのですが、わかりました。

ぜひよろしく、見やすく、私たちがきちんと検証できるような資料をつくっていただきたいというふうに思います。

それでは、歳入で、資料4の8ページ、太陽の家利用料なのですが、収入済額が随分余ってしまっていて、定員不足が生じているということなのですから、このことに関してどのように手を打ったのか、打たなかったのか。

○内海保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

「太陽の家」でございますけれども、これは御承知のとおり、健常児から月5,000円いただいている部分でございます。平成19年度に限らず、いわゆる健常児の入園が少なくなっております。そういったことで、どういった対策をとることなのですから、広報誌で募集をして、これは年に2回だったかと思うのですけれども、年度当初時点からその定員が割れておりましたので、5月と翌年の1月に広報誌に掲載をしまして、募集をかけたということでございます。

ただ、結果として、定員に満たなかったというふうな形で推移してございます。

○佐藤委員

先ほどの行政評価の取り組みにかかわってくるのですが、私、見過ごしたら、見逃したら済みません。このことに対して、どのように定員を満足させるのかというように工夫するかとか、しないかとかというこの項目に対して、項目の中身で、この「太陽の家」の評価がされていないような気がするのですが、どうですか。

○内海保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

これは、定員を満たすこと自体が、「太陽の家」の設置目的、いわゆるその運営目的に合致することなのかどうかというところまで含めて、検証しなければいけないのかというふうに思っております。ちょっと時間がかかる可能性がございますけれども、特に「太陽の家」ができた社会的な状況、それから障害者を取り巻くさまざまな制度、法律の体系、こ

ういったものも全体的に見合せながら、「太陽の家」としての事業の方向性、こういったものを考えていかなければいけないのかなというふうに思っております。

ただ、平成 19 年度については、多分その辺の部分については、必ずしもその十分な検討がなされなかったというふうに反省はしております。

○佐藤委員

「太陽の家」の事業については、本当に全国に先駆けた、大変他自治体からの見学も多いというようなことでは、多賀城の特徴のある政策で、これからも続けていかなければならないことだろうというふうに思うのです。どういう見直しがあったにしてもです。

ましてや、障害児と健常児とのノーマライゼーションということが、今から社会の中で延々と発展していかなければならない中で、大事な、決して見直しがどうかこうとかで、なくなったというようなことでは済まない事業だというふうに思うのです。そういう意識を持ったとすれば、この二十何人とかいうその定員割れの人たちの入園を、どういふに促すかというようなことでは、やはり平成 19 年度には検討しなかったということでは、済まないのではないかとこのように思うのです。

言い分はいろいろあろうかと思えますけれども、その「太陽の家」の運営のあり方も含めて、やはりきちんと検証しながら、発展させる形で進めていかなければならないという、こういうのこそ評価事業の中の第一番目に入れていかないと、多賀城の特徴というのはい体どうなるのですか。

○内海保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

「太陽の家」の事業そのもののどの部分を評価するかということによって、多分お答えする内容も変わってくるのではないかと思います。いわゆるそのノーマライゼーションを実現するための先駆け的な施設として、「太陽の家」は設立され、運営されてきましたけれども、例えば障害者自立支援法ができたことによって、それらができる背景として、例えば普通の保育所に障害児を預かったりとか、あるいは普通の学校に障害児の方の受け入れの枠が広がったりとかというふうな形で、相当程度やはり社会的な状況が変化してきているのだらうと思えます。

まさに、これはノーマライゼーションが、多賀城市が「太陽の家」をつくった当初の理想にどんどん近づいてきているのかなということも言えるかと思います。

ですから、そういったところも踏まえまして、健常児が確かに割っているわけですが、果たしてその 35 人を満たすことが、本来目的としたところなのかどうかというところまで含めて、これは検討していかなければいけないと思えます。

その辺の部分が、いわゆるこの評価表の中に十分あらわれてこなかったということでしたので、その辺の部分については、今後十分に検討させていただきたいというふうに思っております。

○佐藤委員

何回も言うようで申しわけないのですが、そういう、何か詭弁にしか聞こえない。お金が足りなかったのですよ、大体において。そこを検証するのが評価事業の役割でしょ。そこをきちんと検証しないで、今のような言い方だけしていると、それはおかしいのではないですか。

○内海保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

その辺の分析につきましては、例えば、保育料が安いということについては、預ける側にとってはプラスの要素だと思います。

ただ、果たしてそれだけでいいのかというふうな部分が、いざその保護者の側にも出てきているのではないかと、これが一つあります。

それから、もう一つは、健常児を預かる側の保護者にとってみれば、自分のところにもどうも目が届きにくくなっているのかなというふうな、懸念が出てきているというふうなところもございます。

それから、子供がやはりだんだん少なくなってきました、以前ですと兄弟で「太陽の家」に入っていて、その兄弟の中でうまい関係がつけられていたと。ところが、それぞれやはり、健常児を預ける親御さん、あるいは障害児を預ける親御さんというような形で、親御さんの考え方それ自体もだんだん変わってきているわけです。ですから、例えば自分の子供にもっと目を向けて、幼稚園の教育のような部分ももっと充実させてくれとか、というふうな形の要望もだんだん強くなってきている。

そういったことが、健常児が入園するブレーキになっているのかなというふうに、これは感じております。

○佐藤委員

結構多額な予算割れということで、私はなぜ評価事業にのらなかったのだというところが非常に問題だというふうに思っています、そこをきちんと評価する、そしてこの事業の中にのせていくことが大事なことで、何か都合の悪いことはのせていないというふうに思われますよ、これでは。ということでございますので、これは終わります。

もう一つ、24 ページ、学校給食実費徴収金で収入未済額がこのぐらい出ていますけれども、不納欠損額という考え方をしないというような説明でしたけれども、済みませんがもう一回説明をお願いします。

○小畑学校教育課長

学校給食費の未納額減少となるように努力することは、根幹となる大変重要な課題でございますけれども、不納欠損額のことについてお話をいたします。

地方自治法の第96の第1項第10号に規定する「権利の放棄」というのがございまして、その中で、私法上、つまり「民法などの債権は含まない」と解されておりまして、その債権である学校給食費は、当然この規定が適用されないというようなことでございます。

したがって、時効により債権が消滅しないのに、不納欠損をすることは、債権の放棄とみなされると、そういうことでございます。

○佐藤委員

では、平成19年度から、民法の、今までは、私は税金だと思って、その5年という感覚でいたのですが、その解釈の仕方を変えたということですか。

○小畑学校教育課長

その件に対しては、大変勉強不足で、慣例により、今まで不納欠損を既決的にしてきたということでございます。

○佐藤委員

給食費の未納額が多いというのは、集金が大変だというのは、どこの自治体でも言われておりまして、なかなか集金に苦労しているかとは思いますが、そういう扱いになると、そうすると、お金を納められない家庭とか、あっても払わない家庭もあるというような言い方なのですが、そういうところの影響力というのはどのように考えていますか。

○小畑学校教育課長

平成 18 年度まで不納欠損の対象としていたものは、納付期限の翌日から起算して 2 年間経過したものとことと、また、要保護・準要保護、それから市・県民税の非課税世帯、母子世帯のうちの児童扶養手当受給世帯、それから行方不明になった者、それから 5 年以上前のが未納というようなことしております。

○佐藤委員

そういう順序で扱われてはいるのだと思うのですが、結局、この金額をきちんと徴収するためには、どのような手段をとるのかというか、方法をとるのか、そういうことです。

○小畑学校教育課長

それは、学校と連携をして、現年度分の未納額の金額を少しでも減らしてもらおうというような、現年度分は学校で、過年度分は学校教育課で集めてございます。

それに伴いまして、保護者の方に、学校を通しまして、給食費は学校給食に必要な食材を購入するものであるということや、給食費の未納は、食材の購入に支障を来すということを御理解していただきまして、電話により催促、それから催促状の送付、家庭訪問等々でお願いするつもりでございます。

それから、学校だより、それから懇談会、父母教師会等で保護者に知らせて、理解をいただくというようなことでございます。

また、教育委員会と学校が連携してやっていきたいとも考えております。

○佐藤委員

悪質な滞納者からは、もちろんどんどんいただかなければならないと思うのですが、本当に今、家庭が困窮状態にあって、給食費が払えないというような人たちのところの見きわめは、本当にきちんと現場でしていかなければならないと思うのです。

やはりそういうところの援助といえますか、どのようにしたらいいか私もわからないのですが、先生が忙しい中で、そういうところも含めて、目配りや気配りをしていくということも重要だと思いますし、それから、判断したときに、要保護・準要保護という扱いにきちんと導いていく、そして、その親の負担を軽くしてあげるということも大事な観点だということに思いますので、そういう視点を忘れないで、どうぞよろしくお願いをしたいと思います。（「答弁必要でしょうか」の声あり）では、一言。

○小畑学校教育課長

委員のおっしゃるとおり、そういう就学援助制度などの申請を促していきたいと思っております。

○藤原委員

財政健全化法絡みで幾つか質問させていただきたいと思っております。

私は、議運で、これは説明会をやってもらった方がいいのではないかというふうにお願いしたのですが、「いや、議会でやってください。委員会でやってください」ということでしたので、数字の確認等も含めて、幾つか質問させていただきます。

一つは、資料 8 の 27 ページに、標準財政規模というのが出てきます。これはいろいろな指標を出す上で、分母になる数字でして、非常に重要な数字です。もう一つ、12 ページに、同じ言葉が出てきます。標準財政規模。言葉が、固有名詞が同じなので、金額も同じなのかと思いましたが、若干違います。いわゆる健全化判断比率の方は、標準財政規模は 115 億 8,450 万 8,000 円、普通会計の指標の方は 110 億 2,765 万 3,000 円というふうになっています。

これは同じ呼び名なのに、こういうふうに数字が違っていいものなのかどうかということで、疑問を持つのですけれども、内容の説明をお願いします。

○郷家市長公室長補佐（財政経営担当）

お答えいたします。

まず、標準財政規模につきましては、資料 8 の 12 ページにあるもの、具体的には、もう少しわかりやすく、済みません、資料 8 の 28 ページをごらんください。

標準財政規模といいます場合には、この 28 ページの、D の実質公債費比率の表の下の方、(M) 標準税収入額、それと (N) 普通交付税額、これを足したものを一般的に標準財政規模と申します。これが 12 ページに記載されている、番号 3 番の標準財政規模になります。これが従来から言われておりました標準財政規模でございます。

今回、健全化判断比率の算定に当たって、この標準財政規模に、28 ページの (O) の欄、臨時財政対策債発行可能額、これを加えたものを、健全化判断比率で言うところの標準財政規模として取り扱いますということになっております。

この辺、ちょっと資料の方、記載が不十分だったかと思えます。取り扱いが、従来は (M) 標準税収入額と (N) 普通交付税額、これの合計額が標準財政規模ということでしたが、健全化判断比率で言うところの標準財政規模は、これに (O) の臨時財政対策債発行可能額を加えたもの、そういう取り扱いになっているということでございます。

○藤原委員

そうすると、名前は同じでも、計算式が違うので、普通会計の場合の標準財政規模はと、健全化判断比率の場合の標準財政規模というふうに言わなければいけないということですね。面倒ですね。とりあえず中身はわかりました。

それから、資料 No.8 の同じく 27 ページなのですが、連結実質赤字比率についてなのですが、実質収支額というのは、各会計の実質収支額だというのは、確認をしました。

それで、水道と下水道が、いわゆる地方財政法上は公営企業になっていますが、地方公営企業法を適用するかしないかで、その資金不足額の出し方が変わってくると。下水道はどうもほかの会計と同じように、実質収支額をここに計上しているようなのですが、そういうことでいいのかということです。

もう一つは、水道事業会計の資金不足額剰余額の 10 億 9,061 万 5,000 円というのは、どのようにして算出したものなのか、御説明をお願いします。

○郷家市長公室長補佐（財政経営担当）

今、委員の方から御指摘がございましたとおり、一般会計それから特別会計につきましては、各会計の実質収支額、これが連結実質赤字比率の算定の基礎になる実質収支額でございます。

下水道事業につきましても、法非適の特別会計でございますので、他の特別会計と同様、実質収支額が資金不足額あるいは剰余額の額になるということでございます。

多賀城市の下水道事業につきましては、黒字でございますので、剰余額ということになります。

それから、27ページの、水道事業会計の資金不足比率の(B)の欄でございますが、これにつきましては、資料3の数字から算出が可能です。まず、出し方でございますが、法適用企業の資金不足額あるいは剰余額の出し方につきましては、流動資産から流動負債を引いた金額、これになります。具体的には、資料3の43ページ、それから42ページになります。42ページの一番下から2行目、流動資産合計12億5,747万5,840円、これから、43ページの上のほう4番流動負債の欄がございます。ここの(2)の下に、流動負債合計額、これが1億6,686万899円、これを差し引いた金額、これが(B)の10億9,061万5,000円ということになります。

○藤原委員

流動資産引く流動負債というのは、従来、監査意見報告書で示していました、正味運転資本の概念と全く同じだというふうに理解していいのかということですが。

それから、もう1点は、Cの資金不足比率のところに、水道事業会計の事業規模というのが出てきます。18億7,019万7,000円、これは何かから何を引いてというか、どういう計算式で出したものなのかと、それもあわせてお願いします。

○郷家市長公室長補佐（財政経営担当）

資金不足額の出し方は、今申したとおり、流動資産マイナス流動負債でございますので、そのとおりということでございます。

それから、事業規模の欄でございます。これにつきましては、水道事業会計の、同じく資料3の39ページになります。水道事業会計の事業規模につきましては、営業収益から受託工事収益を差し引いたものが事業規模であるというふうに、今回、この算定の記載要領で示されております。資料3の39ページの一番上に営業収益がございます。その合計額、(4)の右側の数字になりますが、これは18億9,734万7,722円、これが営業収益全体でございます。ここから、その上の行(3)受託工事収益2,715万961円、これを差し引いた金額が、資料8の27ページの事業規模18億7,019万7,000円になるということでございます。

○藤原委員

わかりました。

そこで、同じく27ページの、資金不足比率についてお尋ねしたいのですが、水道事業会計は資金不足比率がマイナス58.32%というふうになっています。これはつまりどういうことかということ、水道の事業規模に対して、6割の正味のため込みを持っているのだと、多賀城は、ですから、不足額だからマイナスとなっているけれども、事業規模の6割の金を今持っているのだというふうにこれは理解していいのですか。

○郷家市長公室長補佐（財政経営担当）

算式上、そのような取り扱いだということでございます。

○藤原委員

それが、全国比較ではどういう位置を占めるかというのはわかるのですか。今度の決算が出そろって見ないとわからないということになりますか。水道担当を含めてでもいいのですが、どうでしょうか。

○板橋水道事業管理者

全国規模の資料は私、今持っていませんけれども、宮城県内の12都市プラスこの2市3町の3町、合わせて15市町のデータなら今ありますので、ちょっと御紹介したいと思えます。

資金不足の比率でございまして、これはまだ平成19年度の決算が集まってきておりませんので、18年度で、今、補佐が述べたような決算表から試算していった場合ですけども、自治体名、いろいろ公表しているわけじゃないですから、自治体名は控えさせていただきますが、一番資金を持っているという自治体では、188.01でございまして。それで、ちょうど15自治体の中の真ん中が、多賀城市の58.32というのは、ちょうど真ん中、8番目に該当すると。そして一番下は、31.39というのがデータでございまして。

まだ全国のものは、ちょっと今、私、資料を持ってございませぬけれども、今言ったのは平成18年度決算で置いた結果でございまして。

○藤原委員

それから、次が28ページの、実質公債費比率についてなのですが、平成18年度決算のときは、3カ年平均で18.3だったと、それが12.4になったということです。3年平均でいうとそういうことになってますが、単年度比較でいうと、そこに平成17年度の実質公債費比率が12.93、それから18年度が13.60ということになってはいますが、去年の決算で出された数値で、平成17年度の単年度の実質公債費比率は19%というのが出ていました。したがって、19年度は、去年の数値と比較すると6.1ポイントの開きがあります。それから、18年度については、今回出された資料が13.6なのに対して、去年は19.3という数字が示されておりました。

したがって、6ポイント前後下がったのですね。公債費に充当される都市計画税が分子から除外されることによって、6ポイント前後下がったというのが説明のときの内容でした。

それで、ちょっと質問したいのですけれども、平成17、18、19年度の公債費に充当した都市計画税額というのは、それぞれ幾らになるのかということなのですが、どうでしょうか。要するに、私の問題意識は、都市計画税だけなのかなという疑問があるのですけれども、それはどうですか。

○郷家市長公室長補佐（財政経営担当）

今回、実質公債費比率が下がりましたのは、今御指摘のあったとおり、都市計画税の充当が可能になったということでございます。

都市計画税のその充当に対するルールでございまして、まずは、当該年度、その年の都市計画事業の事業費にまずは充てなさいと。そのほかに、それを先に充てた上で、今度は過去に行った都市計画事業の公債費に充てなさいという、そういうルールでこの実質公債費比率を出すことになっております。

その結果、多賀城市で平成17年度に公債費の充当財源として都市計画税を充てた可能額が、算定した金額につきましては、およそ5億4,000万円、それから18年度におきましては5億3,000万円、19年度につきましては5億2,600万円ほどが、公債費への充当が可能な都市計画税という算定になっております。

○藤原委員

それで、その公債費比率が下がった理由というのは、すべてその都市計画税の扱いが変わったものだけなのだというふうに理解してよろしいのですか。

○郷家市長公室長補佐（財政経営担当）

一番大きな要因はこの都市計画税の充当でございます。

○藤原委員

まあ、大半がそうだとということで、では受けとめておきましょう。

それから、ここの欄で、もう2点だけなのですけれども、実質公債費比率の(C)のところですが、「公営企業債の償還の財源に充てたと認められる繰出金」が、平成18年から19年にかけて大幅に減りました。幾ら減ったかということ、3億3,380万5,000円減っています。その主な理由を説明してください。

それから、(D)の「一部事務組合等の起こした地方債の償還に充てたと認められる補助金または負担金」、これは多分、宮城東部衛生処理組合の元利償還費だと思うのですが、今後の見通しについて回答いただきたい。たしか平成20年度に半分になって、さらに21年度はまた半分になるのではなかったかと思っていますが、その内容について御説明お願いします。

○郷家市長公室長補佐（財政経営担当）

まず最初の、(C)の公営企業債の償還の財源に充てたと認められる繰出金が減った大きな理由につきましては、下水道事業が特別会計に移行したことに伴う資本費平準化債の発行可能額の増額、これが大きなものだと考えております。

それから、次の(D)の一部事務組合の今後の償還の見込みでございますが、ちょっと今、手元に数字持ってきておりませんでした。委員御指摘のとおり、平成4年か5年度ごろに建設をした分の償還が、ここ二、三年でたしか償還が終了するというふうに記憶しておりました。その辺で大きく減っていくだろうと考えております。

○藤原委員

29ページの、将来負担比率について幾つかお尋ねをします。

将来負担額の(A)の、一般会計の地方債現在高は、これは決算数値そのものですね。比較してみたのですが、決算数値そのものになっています。それで、右上のところ、下水道事業5億1,836万1,000円と下水道事業173億6,887万7,000円が計上されております。

この金額は、水道の起債残高は49億円なのです。それがどういうふうになって5億1,800万円の計上になるのかと。下水道の起債残高は246億円なのですが、それがどういう計算で173億円になってしまうのかということなのですけれども、ちょっと御説明をお願いします。

○郷家市長公室長補佐（財政経営担当）

まず、上水道事業の5億1,836万1,000円につきましては、これは水道高料金対策の補助金として、今後出す場合という想定でございます。

この将来負担比率の算出の方法、ルールなのでございますが、この（C）の公営企業債の繰入見込額の算出のルールでございますが、過去3年間の繰り入れ実績をもとに算出することになっております。

御存じのとおり、水道高料金対策につきましては、毎年国の方から繰り出し基準が示されまして、その基準に合致した場合には繰り出しをさせていただいていると、補助金を出させていただいているという制度でございます。

過去3年間連続で出しておりましたこともありまして、今後、これまでと同様の取り扱いということになりますと、ここに記載しております金額が見込まれると。ただし、来年度以降、繰り出し基準の変更に伴って、基準に合致しなくなった場合には、出さないということも有り得るということでございます。そういう意味では、あくまで見込額という数字でございます。

それから、同様に、下水道事業につきましても、一般会計が負担する下水道事業に対する公営企業債の元利償還金でございますので、例えば汚水事業で使用料が充当される、そういった償還金分については除かれるということで、単純に起債の残高とは一致しないということになります。

○藤原委員

財政健全化判断比率のこのデータについては、どのように評価をしているのか、最後にその点をお聞きしておきたいと思いますが、どうでしょうか。

○郷家市長公室長補佐（財政経営担当）

まず、今回出ました数字、資料8の27ページの一番上にそれぞれ比率が載っております。通常、赤字比率、実質赤字比率や連結実質赤字比率、さらには資金不足比率については、公表の段階ではマイナスがつく、つまり、赤字比率なものですから、黒字の場合には発生しないという表示になります。今後、全国の自治体からいろいろ公表がされてくるのだと思いますが、現時点では赤字になっていない団体のこのマイナスのついた数字、つまり黒字の数字が、どこまで公表されるかというのは、ちょっとまだわからないという状況もございます。

それから、何よりも全国の数字が出ていないということもありまして、多賀城市がどの程度の位置にいるのかということも、客観的にまだ判断できないという状況ですので、その辺につきましては、今後の公表等について推移を見たいと思います。

ただ、現在、事務レベルで、県内あるいは2市3町等々、全部はまだ集まっておりませんが、いろいろ情報交換はしております。まだ公表できる段階にはないと、それぞれ、まだ議会中でございますので、そういう段階ではございますが、その辺の数字を見ますと、決して悪い数字ではないのだろうなというふうに、現時点では感触として思っているということでございます。

○森委員長

ここで休憩といたします。再開は11時25分といたします。

午前 11 時 12 分 休憩

午前 11 時 25 分 開議

○森委員長

委員おそろいでございますので、再開をいたします。

○根本委員

資料 4 の 24 ページでございます。6 の公園墓地使用許可譲渡料ということで、平成 19 年度では、これは 27 区画ですね。1,755 万円の収入がございました。27 区画を収入ということでございますが、19 年度でどのくらいの残があったのか。そしてまた、20 年度で、今日までどのくらいの残になっているのかお伺いしたいと思います。

○福岡市民経済部次長(兼)生活環境課長

おっしゃるとおりで、平成 19 年度は 27 区画譲渡できました。それで、現在残りが 19 年度末で 33 区画でございます。それで 20 年度に入りましてから 3 区画譲渡済みでございます。

○根本委員

そうすると、トータルで 30 区画が残っていると、こういうことでございますね。

決算は次年度の予算にも結びつくということから考えますと、その 30 区画で、今後多賀城市の墓地の需要者に対する需要が、十分間に合うかどうかという観点、これは予算のときにも、昨年の決算のときにも申し上げましたけれども、七ヶ浜町さんのまだ残っているその区画を、何とか多賀城市でもまたお願いをするというようなお話は、次長から回答がございました。この決算を踏まえて、平成 21 年度はどのように考えておられるのかお伺いしたいと思います。

○福岡市民経済部次長(兼)生活環境課長

決して残区画 30 で十分とは思っておりません。

それで、予算的にもあるのですけれども、平成 21 年度には、少しまた譲ってもらわなければならないのかと思っております。

○根本委員

少し譲ってもらった方がいいと思います。その少しというのはどのくらいの区画ですか。

○福岡市民経済部次長(兼)生活環境課長

担当課長会議で、課長同士では、大体 100 ぐらいは大丈夫かと。今のところ、七ヶ浜の残が 300 ちょっとあるというようなことを聞いていましたので、多分 100 ぐらいかなと思っております。これは確定ではありません。

○松村委員

資料 4 の 8 ページ、先ほど佐藤委員も話しました「太陽の家」の利用料についてお伺いたします。

先ほどのお話の中にもありましたように、定員割れということで、収入減ということでありましたが、障害児の去年の状況と現状を教えてくださいませんか。

○内海保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

それではお答え申し上げます。

平成 19 年度分につきましては、主要な施策の成果に関する報告書の 63 ページから 64 ページにかけて、詳細に記しておるところでございますけれども、ここ数年の状況をお話しさせていただきますと、障害児に関しては、18 年度が 23 人、それから 17 年度が定員いっぱい 25 人、それから 16 年度につきましては 18 人ということで、年度によって障害児については多少変化があると。

ただ、25 人の定員に対しましては、比較的受け入れている状況かというふうに思っております。要するに、健常児ほど減ってきている傾向ではないと。ですから、一定数受け入れをしているというふうな状況かと思えます。

さらに、障害の区分でございますけれども、傾向としては、いわゆる身体的な障害というよりも、知的な部分であったり、あるいは、子供さんといいますか、幼児でございますので、なかなかその辺の判定ができない、いわゆる区分分けができない子供さんの受け入れが多くなってきてございます。

ですから、この辺の見きわめも含めて、いわゆる障害児の方の、「太陽の家」の場合ですと、小学校就学前までの形になりますけれども、その先を見通した形の、もしかしたら対応が必要になってきているのかというふうな、ちょっと印象で今思っております。

○松村委員

そうしますと、今の説明から伺いますと、平成 17 年度だけが定員に達しましたけれども、あとそれ以外は障害児も定数割れというふうに考えてよろしいですか。

○内海保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

数字といいますか、その年次をもうちょっとさかのぼれば、障害児の受け入れが定員いっぱいだったというところはございまして、今の現施設、これが平成 10 年から新しい施設になったわけですが、その時点から 13 年度ぐらいまでは 24 人、25 人の状況でした。ですから、定員いっぱいに障害児を受け入れて、そこでそのサービスを展開してきたということだったのですけれども、14 年、それから 15 年、16 年、これは 20 人を割ってしまいました。希望がなかったのかどうかという、その辺の見きわめはちょっと今の時点ではわかりませんが、現実的に障害児の受け入れが、その時点では 25 人の定員を割り込んでいたという状況でした。

それで、平成 17 年に 25 人、それから 18 年に 23 人というふうな形で、また障害児の受け入れがあったというふうな状況です。

○松村委員

ちょっと私としては意外だったものですが、平成 19 年は 22 名ということですか。やはりこれも定員割れですね。

といいますと、待機の方はいらっしやらないということだと思っておりますが、去年ですか、私、相談を受けた中で、「入れなくて」という方がいたもので、待機の方がいるのかというふ

うな思いだったもので、その辺ちょっと確認させていただきましたが、では、現時点でも待機の方はいらっしゃるということでよろしいのでしょうか。

○内海保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

待機というのは、現実的に今、多分ないかと思います。

ただ、「太陽の家」で受け入れできるかどうかということの判定は、これは出てまいりますので、それで受け入れられなかったというふうな形で、帰っていく方はあろうかと思えます。

それから、数字が動くというのは、多賀城の場合ですと出入りが非常に激しいところでもございますので、多賀城市にお住まいの方が、どちらかに転出をしていくというふうなケースもこれは考えられるのかというふうに思っております。

○昌浦委員

資料4の18ページです。土地建物貸付収入にあるのかどうかで聞きたいのですけれども、いわばこの金額の中には、多賀城苑の地代とか、それから建物の貸し付けなどが入っているのかどうか。

○佐藤管財課長

お答え申し上げます。

多賀城苑の地代の貸付料ですが、これも含まれております。

○昌浦委員

多賀城苑ですね、三つぐらいに分けられるのかなと漠然と考えておるのですけれども、多賀城苑本体と、それから居宅介護サービス事業所分、それから鶴ヶ谷と留ヶ谷にデイサービスがありますね、この三つぐらいだとは思っておりますけれども、そのほかにあればなのですけれども、細かなきちんとした数字をちょっと教えてください。

○佐藤管財課長

千賀の浦福祉会に対しての土地の貸し付けというのが3件ございます。

1件は、今お話にあった高橋四丁目のところですよ。それから鶴ヶ谷のデイサービスの関係、これも1件あります。それから留ヶ谷一丁目、これは市営住宅の隣のデイサービスだと思いますけれども、これも1件ございます。合計3件ということでございます。（「ほかに数字」の声あり）

金額でお話ししますけれども、高橋の分で172万4,000円何がし、それから鶴ヶ谷の分で238万9,000円何がし、それから留ヶ谷の分で245万5,000円ということになっていきます。

○昌浦委員

私がちょっと調べた金額と余りに差異があり過ぎるのです。多賀城苑、1,500万円ぐらいの貸付収入になっていませんか。172万円、それは確実な数字ですか。

○永澤介護福祉課長

多賀城苑分といたしまして、平成19年度は1,523万5,677円でございます。そのほか、居宅介護サービス事業分として172万4,344円。

ただ、今、管財課長が申しあげましたのは、鶴ヶ谷と留ヶ谷、これを分けて申しあげましたが、私どもで把握している数字では、両デイサービスセンター分で484万5,449円、合計で2,180万5,470円となっております。

○昌浦委員

わかりました。それでは、この4,000万円の中にほかにもあるということですね。いろいろなものをひっくるめてこの18ページの4,086万6,123円で、ほかのも入っていて、トータルでこのくらいだということですね。

○佐藤管財課長

そのとおりです。

○吉田委員

資料8の1ページです。決算収支であります。単年度収支、実質単年度収支とも平成18年度はそれぞれ赤字であったわけですが、監査意見書の中にもありますけれども、それぞれ黒字ということで決算収支が示されました。改めて当局の取り組みを多とするものであります。

次、1点伺いますが、地方交付税の関係であります。私の理解認識でよろしいかどうかのお伺いになるのですが、同じ資料8の7ページ、地方交付税の欄がありますが、依存財源の中身の一つであります。ここ3年間見ると、それぞれマイナスであるわけですが、率で見ると、平成19年度は前年度に比較して4.5と、パーセンテージとしては大きくなったわけでありまして、3年間比較してみても、金額的に見ると、約1億3,400万円ほどでしょうか、前年度比との関係で見ると減になっている状況下にあります。

そこでなのでありますが、さらに仕分けして、普通交付税で見たいわけですが、同じ資料の28ページ、同じように過去3カ年間の平成17、18、19年度の金額がそれぞれ示されております。前年度に比較して約1億2,600万円ほどの減であります。

そこでなのですが、同じ資料の8の15ページ、基準財政需要額及び基準財政収入額で見ても、この地方交付税の金額が、前段に触れたような形になるということは明瞭であります。

ちなみに、基準財政需要額で見ると、前年度に比較してマイナス0.2%であります。同じように基準財政収入額で見ると、これは逆にプラス2.4%ということに、当然先ほどの金額の数字から見ると、なってくるわけでありまして。

結論的に言うと、基準財政需要額がマイナスとなり、基準財政収入額がプラスとなるということで、よって、地方交付税が減額ということに相なるわけでありまして、このうち、基準財政需要額の増減のそれぞれの要因があるわけですが、これまでも私は幾つかの予算等の質疑に関連して述べてきたことでもありますけれども、例えば、増の要因として見れば、児童手当の支給対象の拡大などがあったわけでありまして、また、減の要因としては、単位費用の縮減、さらにまた、下水道事業における資本費平準化債の発行額の増加などによる減の要因ということになってくるために、このような地方交付税の減及び基準財政需要額の減というような形での決算数値になるというふうな受けとめているのですが、その認識でよろしいかどうかについてのみ伺います。

○郷家市長公室長補佐（財政経営担当）

まず最初の質問にお答えいたします。

1 ページの、決算収支の状況でございますが、御指摘のとおり、単年度収支それから実質単年度収支とも、平成 19 年度におきましては黒字となっております。昨年度は赤字の、マイナスが立っておりますが、さらにその前の年度平成 17 年度の単年度収支それから実質単年度収支と比較しますと、昨年度では赤字幅が圧縮しております。それだけ 18 年度は単年度のその赤字幅が縮んだと。そして 19 年度につきましては、過去の赤字も解消した上で、さらにここに黒字の計上になっていると、そういうことで、過去の赤字を解消できるぐらい、昨年度は黒字幅があったということでございます。

それから、交付税の算定につきましては、まず、平成 19 年度の地方財政計画上の交付税総額、これにつきましてはマイナス 4.4%ということで、まずは国全体の計画がございました。

多賀城市におきましても、マイナス 4.5%ということで、ほぼ地方財政計画と同様の傾向の減額ということにはなっております。

大きな要因といたしましては、まず、基準財政収入額、ちょっと順番が前後しますが、収入額につきましては、御存じのとおり、平成 19 年度から税源移譲がございました。それで所得税から個人住民税の税源移譲がございましたので、収入がふえるということで、基準財政収入額は増加の傾向にございます。

それから、基準財政需要額につきましては、先ほど申しましたその国の地方財政計画 4.4%ということで、これは先ほどの税源移譲の影響もあるのですが、合わせまして地方全体の歳出も削減していきましょ。それは計画上、地方交付税の単位費用で、例えば人件費の 1 人当たり単価を少し下げましょとか、単価ではないですね、人数を下げましょと、5%減というようなことで、今取り組まれておりますので、そういったものが単位費用への影響で、単位費用は下がってきていると。

それから、やはり大きな要因としましては、資本費平準化債の発行が平成 18 年度に比べてふえているということで、その分につきましてはやはり基準財政需要額が減るという方向になっておりますので、そういった要因もあるということで、大枠は吉田委員の御指摘のとおりだと思っております。

○竹谷委員

私は、平成 19 年度の予算編成に当たっての審議を得た中で、その上から見た今回の決算についての評価というものについてお伺いしたいと思います。

昨年度平成 19 年度の予算特別委員会では、三位一体改革が 18 年度で終了し、19 年度から本格的な地方分権に伴う財政というものが示されてくるという特別説明をいただきました。

その中で、私の討論について、質問について、議事録を見てみると、約 10 ページにわたっての質疑討論、質問し、お答えをいただいた議事録を、私自身参酌しながら、今回の平成 19 年度のこの決算に当たって、どういう認識を持っているのかということについて、1 点お伺いしたい。

もう 1 点は、私の見方がまずいのであれば指摘をしていただきたいのですが、今回、先ほど吉田委員、藤原委員からも質問がありまして、特に藤原委員からは細かい数字の整合性についてありました、地方公共団体の財政の健全化に関する法律、私はまさしくこの法律は、地方の財政は地方できちんと管理しなさいと、そして、日本津々浦々の地方自治に対

して、国でその定めをして、それをよく整合性をとる地方財政を運営しなさいという指針ではないかというぐあいに受けとめております。

ですから、そういう意味において、多賀城市としてはこれを受けて、平成 19 年度では大きくは出てきませんが、20 年度決算から大いにこのことが話題になってくるのではないかと、いうふうに認識しているものでございますが、そういう認識でよろしいのか。

それから、もう 1 点、今回の決算に当たって、常日ごろから緊急財政問題で我々にも発表いたしております財政戦略指針に基づいて、平成 19 年度はこの決算においてどのような成果があったか、全体の財政運営についてどういうふうな状況にあったのか、その点についての所見があればお伺いしたいと思います。

3 点についてお伺いします。

○郷家市長公室長補佐（財政経営担当）

まず、平成 19 年度の予算から見たものという部分でございますが、これは全体のイメージでよろしいでしょうか。（「全体でいいです」の声あり）。

まず、平成 19 年度の予算につきましては、御存じのとおり、当初予算では財政調整基金の繰り入れを、取り崩しを約 7 億円、6 億 9,200 万円ほど見込んで予算編成をさせていただきました。

そういった中で、結果として、予算ベースで、市税につきましてはおよそ 9,000 万円、それから地方交付税につきましては、これも予算ベースなのですが、1 億 6,600 万円ほど増収になったと。予算ですので、かなり歳入につきましては堅実に見ているという事実もございまして、税源移譲等々の影響を考えましても、見込んでいたよりも税収が増になったと。

それから、もう一つは、交付税との絡みですが、税収が上がれば交付税も下がるのでございますが、交付税の方で見られる税源移譲に伴う税収の増については、実額ではなくて、全国の数字をもとにした理論値で、多賀城の分はこれぐらいということになります。そういったようなことも含めて、実際の税収の増収額よりも、交付税で増収だと見られていたのは、ちょっと少なかったということもございまして、税収は上がる、交付税はその分下がり幅がちょっと小さかったという、そういうこともございました。

それから、これは 3 番目ともちょっと関係してくる部分ではあるのですが、歳出部分につきましては、人件費につきましては、最終的に補正予算で 4,500 万円ほど最終の予算では減になっております。

また、実際の決算ベースでは、さらに 3,700 万円ほど、執行残という形で、時間外勤務手当の圧縮だったり、あるいは職員数そのものも減ってきたということで、取組指針の中でいろいろアウトソーシングを進めたり、あるいは事務事業の見直しをしたり、委託の見直しをしたり、そういったようなことで、人件費について特に目に見えて、義務的経費等の中では、目に見えて下がってきているのは人件費の部分だったというふうに把握しております。

それから、健全化判断比率につきましては、委員の御見解のとおり、これからは自己責任の部分も当然あるのだと。その仕組みとして、地方財政制度そのものの中でも税源移譲があり、地方分権が進み、そういった中で自分たちの財政については、自分たちがまずは責任を持ちなさいと、そういう部分もあろうかと思っております。

ただ、それだけではやはり不十分なのだという部分で、財政再建が必要なような場合には、国はきちんと国の監視下のもとでやりますというものを、新たな視点から財政健全化法ということで、新たに定めたのだらうというふうに思っております。（「財政戦略指針との兼ね合いはよろしいですか」「今のは総括で言ったから」の声あり）

○竹谷委員

私は、今回の決算を見て、一つは、財政当局を含めて市全体が、アウトソーシングに基づきながら、相当な努力をしたのではないかと。ただし、それにひずみが出てきやしないかという一面を心配している1人です。

それは、数字的に何をいうかと、先ほど答弁にありましたように、当初予算で財調から約7億円を入れて、平成19年度の予算をつくり上げた。結果的に1億5,000万円と約7億円が、結果的に見れば8億5,000万円程度の金が、当初予算から見れば、こういう言い方をすると失礼かもしれませんが、当初予算から見れば多く残った。残ったというよりも、生み出した。使わないで済んだ問題だと。

しかし、歳出においては相当締めつけてきた。締めつけてきたと言うと失礼かもしれない。歳出については予算どおりに進めてきた。当然、入札の行為がありますので、それはそれなりの不用減は出ますけれども、結果的にそういうものが今回の決算であらわれているのではないかというふうに、私は総括的に見たわけでございます。そういう見方は邪道なのか、正確なのか、それはこの辺が間違っているというふうに思うのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

○郷家市長公室長補佐（財政経営担当）

歳入のふえた要因で、私、大きなものを一つ忘れておりました。地方債、起債の借入額が当初予算に比べまして、最終の予算では4億2,100万円ほどふえております。これは、当初予算の編成時点ではなかなかちょっと見込めない、例えば街路事業、大きなものは連続立体交差事業の県事業負担金部分に当たる起債でございます。これは臨時地方道整備事業債、一般分、これが毎年、その年度が明けてから、国から取り扱いがまいりまして、それでもって起債可能かどうかというのが出てまいります。これも平成19年度につきましては、起債を発行することが可能となりました。

それから、年度末には、一般公共事業債、いわゆる補助裏債の充当残分、例えば75%充当率の25%分に調整債、財源対策債の調整分ということで追加配分がございます。それにつきましても、昨年度平成19年度はほぼ満額、県の方から追加で配分をしていただきまして、いろいろ事業の、事業費の増減等も含めてではございますが、今申しましたように、当初予算と最終の予算では起債額が4億2,100万円ほどふえているということもございます。

ですので、歳出も頑張りましたが、歳入でもそういうものもあったということでございます。

○竹谷委員

最初からそれを言えば、なるほどなど。こういう決算が出て、私は予算編成といつも抱き合わせて見ているのですけれども、私の質問したものに対して、どういうふうに執行されているのかということも見て、ひとつ勉強させていただいたのですけれども、少なくとも要因を明らかにして、決算説明の冒頭でそれらのものを明らかにしておくことが大事ではないかと思うのです。

特に、先ほど私が最初に質問しました、地方財政再建の問題、健全化の問題があれば、それともう一つは、市民からのいろいろな、大したことはないのですが、市民サービスの一つで、いろいろな要望が出されるわけです。その要望を受けて、何とかならないかということになると、「いや、財政が厳しいので」というお言葉が返ってくる。確かに予算を見れば、財政が厳しいというのは、我々も理解する、私はそう思っています。ですから、ちょっと財政が厳しいので、もうちょっと我慢してくれないかということもお話しする場合があります。

しかし、決算をしてみれば、少なくとも、先ほど言ったように、約8億5,000万円程度、これは大ざっぱですけども、が浮いてきたと。であれば、その1割なり2割ぐらい、その市民の要求に何とか、平成19年度の事業の中でできないものなのかという、私の率直な感想があります。

そういう意味では、日々の決算はできないと思いますけれども、少なくとも四半期ごとにでもいいですし、半年に一遍でもいいですから、ある程度の財政動向を見ながら、市民から要求される市民サービスについても、ある意味では、補正予算等に組み入れながら、お答えしていくという姿勢も私は大事ではないのかと。今回の決算に当たって、そのような感想を持つのですけれどもいかがでしょうか。

○郷家市長公室長補佐（財政経営担当）

これまでも補正予算の編成につきましては、そのときどきの財政状況、あるいは収入の状況を見ながら、それからいろいろな御要望等も、それぞれの担当課から要求をいただきながら、編成してまいったということでございます。

これは、これからも同じように努力していきたいと考えております。

○竹谷委員

私は、財政当局にそう聞けば、そうお答えするのは当然です。やはり一番必要なのは、そういう市の政策で臨んでいくのか、市全体がある程度そういう政策で臨んでいくのか、その方針がなければ、幾ら財政当局がそういうふうに行っていると云っても、なかなか無理があると思う。現実論として。

ですから、そういうものについて、大きな視点の中で、今後の問題ですけども、やはりそういうものを聞き入れて、大胆にはいかないと思いますけれども、進めていこうと、行くべきだなと、今回の決算を見て、多分平成20年度もある程度いい決算が出るのではないかと思います。この傾向を見れば。財源移譲が相当よくなっている、それから起債についても、19年度でこれだけ認めていけば、20年度でもある程度横並びにいくのではないのかという、私なりの予測はできます。多分そのようなふうになっていくのではないのかというふうに思いますので、いかがですか、副市長、そういう所見で進んでいただけませんか。

○鈴木副市長

今回の決算をさせていただきまして、一時期に比べて、非常に危機感を持つ状態からは脱したのではないのかという印象は、率直に持っております。

また、これも、よく一般の方々に説明をするときに、よく私が例えでお話することなのでございますけれども、飛行機に例えてお話をさせていただくのです。飛行機が機首を下げて、どんどん高度を下げていっている状態が一時期、これは全国の市町村の中であった

と思います。その中で、今、その機首を上げて、何とかこれ以上高度を下げる状態ではなくなったなということは、率直に印象として持っております。

しかし、機首が上がったとしても、安定飛行ができるような高度までまだ達していないというのが、一つの現実だと思います。

今、竹谷委員がおっしゃられたように、平成 19 年度の決算の状況を見つつ、適時に、何かその施策として展開すべきではないかという御意見でございますけれども、19 年度につきましては、そういった、まあ何とか機首を上げてきたというところもございましたので、その辺は慎重に扱わせていただいたということでございます。

ただ、平成 20 年度の予算につきましては、これは補正予算でもいろいろお話をさせていただいておりますけれども、妊婦の健診のことがございます。それから学校の耐震対策もございまして、そういったことは、今、竹谷委員がおっしゃられたことを十分施策に反映できるように、20 年度の予算については十分実施をしているという状況でございますので、今後ともその決算の状況、あるいは予算の執行状況を見据えながら、適時にいろいろなことを考えてまいりたいというように考えております。

○竹谷委員

今いただいた御答弁を、私としても、今の段階ではそういう答弁しかないのかなと思いますけれども、ひとつ市民の願い、そして少子高齢化の時代に対する施策というものについて、相当市民からの要望も多いようですので、ひとつよろしく御理解をしていただきたいということで、総括的な質問についてはこれで終わりたいのですが、もう時間ですので、後に回したいと思います。

○森委員長

午後からなのでございますけれども、歳入について質問のある方、引き続きいらっしゃいますでしょうか。はい、わかりました。

では、ここでお昼の休憩といたします。再開は午後 1 時といたします。

午後 0 時 06 分 休憩

午後 0 時 57 分 開議

○森委員長

定刻前ではございますが、委員皆さんおそろいでございます。再開をしたいと思います。

午前中に引き続きまして質疑の時間でございます。

○竹谷委員

資料 4 の 18 ページになりますか、土地売払収入 3,200 万円ということになっていますが、当局で発表いたしました収支シミュレーションの計画でいきますと、駅周辺市有地売却、平成 18 年度から 24 年度までに 14 億 8,000 万円見込んでおりましたが、19 年度においてはどのようにおられるのか、その辺についてお伺いします。

○佐藤管財課長

平成 19 年度に市有地の売り払いの関係でございますが、合計で 1,210.36 平方メートル売り払っております。ただ、これは総務課分としまして 3 件、旧総務課分で 3 件、それから道路課分で 7 件ということになっておりまして、駅周辺関係はこの中には含まれておりません。

○竹谷委員

そうしますと、駅周辺については入っていないということですね。

それで、シミュレーションでいきますと、財政計画の関係がありますから、ついでにお伺いいたしますが、14 億 8,000 万円の駅周辺の土地売却というこの計画については、この計画どおり、今後平成 24 年度までに進めていくという認識でいいのか、それとも、諸般の事情で、こういうぐあいに変更になるということになっているのか、その辺がもし明らかであれば、その理由と、そのことによって、多賀城の財政計画がどのように変化してくるのか、それに対してどういう対応をしていくのか、その辺について、もし変化があるとすれば、説明を求めたいと思います。

○佐藤建設部長(兼)下水道部長

全体的なスケジュールの中で、連立関係が約半年近くおくらせていますので、今の平成 24 年度という部分では、総体的には変わらないで執行したいというぐあいには考えておりますけれども、連続立体交差事業の方が若干おくらせていますので、それに合わせた形で、1 年ぐらい延びるのかなとこのように考えております。

○竹谷委員

そうすると、現段階では、14 億 8,000 万円については変わりないと。ただ、工事の進捗状況で、平成 24 年度からずれ込む可能性はあるけれども、その資金調達は大丈夫だというふうに認識しておいてよろしいですか。

○佐藤建設部長(兼)下水道部長

売却時の不動産鑑定によりますので、総額的には額が前後することはあるかと思っておりますけれども、財政の方と相談しながら処分していきたいとこのように考えております。

○竹谷委員

ちょっと委員長にお伺いしますが、歳出の関係、先ほど説明で、時間外労働について総括的に前段で説明がありましたので、若干だけ、確認だけさせていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

では、今の点についてはひとつよろしくお願いをしたいと思います。14 億円といいますと、大分大きい金ですので、よろしくお願います。

時間外の問題について、予算編成のときも質問をして、できるだけ努力をして、効率よい事務運用をすべきではないのかと、それによつては残業、時間外手当については、時間外労働は極力削減していく方向がよろしいのではないのかという質問を再三しておりました。

それで、平成 19 年度の予算編成でも約 9,100 万円計上しておりました。決算におきまして、大分努力をしたようなお話でございますが、具体的な数字としてはどのようなふうになったのか。

○佐藤総務部次長(兼)総務課長

お答えいたします。

平成 19 年度の時間外状況でございますが、まず、予算ベースでお話しさせていただきます。予算額に對しまして決算では 1,100 万円ほど減額となっております。

ただし、平成 18 年度の決算との対比でございますが、18 年度の決算に對しましては、約 800 万円ほどふえてございます。10%増額となっている状況でございます。

○竹谷委員

予算から見れば 1,100 万円減じた。ただし、平成 18 年度の決算から見れば 800 万円ほど多くなっているという結果が出たということですが、その要因はという、一つは、予算のときに見込んでおいた要因と、18 年度と 19 年度決算をやったのこの違いの要因、どのように分析されているのか。

○佐藤総務部次長(兼)総務課長

ふえた要因でございますが、まず平成 19 年度の 4 月において、組織の改編等を行っております。一つは、市長公室の新設、それから地域コミュニティ課等の新設に伴いまして、事務の引き継ぎ等の関係で業務量がふえたのかと見てございます。

それから、平成 19 年度においても、4 回ほど人事異動を実施してございます。4 月、7 月、10 月それから 1 月と、合わせて異動の対象数でございますが、267 名の職員を異動してございます。必然的に、これに伴いまして事務処理の増があったのかと。

あと、平成 19 年度については、国の方の制度改正等によりまして、例えば後期高齢者の医療制度の創設、それから、あと昨年度は統一地方選挙の年でございます。それから、あと参議院議員の選挙もございまして、その辺で若干時間外の数が増えたのかと見込んでございます。

○竹谷委員

選挙については、それぞれありますので、通常業務というふうに考えられない面がありますし、当然、時間外で処理していかなければいけないという状況にあると思えますし、厳正なやり方をしなければいけない問題ですから、それはそれなりに理解をしておかなければいけないのかというふうに思います。

ただ、人事異動によつての事務引き継ぎ時の時間外を要するという問題であれば、これは事務改善の中で、こういうものをできるだけ簡素で、間違いのないようなやり方を研究する必要があるのではないかと。そうでないと、人事異動をやればやるほど時間外労働がふえていくという問題が出てきますし、それでやらなければやらないで、また問題が出てきますし、そういう点もありますので、やはり引き継ぎ業務というものについての簡素化を図るようなことについて、私は研究すべきではないのかと。そのことによって、多少の時間外労働が削減できることによって、その分を一般市民のサービスの向上の面に使用するということが可能ではないかというふうに思いますので、その辺について研究をしていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○佐藤総務部次長(兼)総務課長

今、委員おっしゃられるとおり、この時間外の縮減については、職員の労働時間の負荷ということも考えられますので、どうしても時期的なものもございまして、どうしても人事異動などに伴います期間、その月だけはふえるということがあります。そのこともありますので、今後、その辺も我々としては研究してまいりたいと思っております。

○藤原委員

財政状況全般について質問させていただきます。特別資料の4ページ、上のグラフに繰入金がかかっています。平成9年度の繰入金が欠けているのですが、今、資料をお持ちでしたらお答えいただきたいと思います。

○郷家市長公室長補佐（財政経営担当）

平成18年度でございましょうか。（「平成9年度の繰り入れ」の声あり）19年度の繰り入れですか。（「平成9年度」の声あり）9年度ですか。失礼しました。金額ですか。少々お待ちください。

申しわけございません。今持っていませんでした。

○藤原委員

時間節約で、14億9,900万円だったのです。平成9年度の繰り入れが。それで、単純にですが、平成9年度から14年度まで繰入金を全部足してみたのです、私。そうしましたら、89億8,700万円、要するに、平成9年度から14年度まで、約90億円の繰り入れをやったのです。取り崩しをやったということです。

ただ、それが単純に取り崩しということではなくて、文化センターの管理基金から教育基金に繰り替えたりなどして、その間に積み立てが35億5,500万円あったのです。ですから、その6年間に差し引きで言うと54億3,200万円の取り崩しをやったのです。平成9年度から平成14年度までの間に。

ですから、その54億円を6で割ると、6掛ける9で54ですから、平均すれば、毎年、毎年9億円の取り崩しをやって予算を組んでいたと。この時期は、平成9年から14年の間は。

それで、私は、前の市長時代に、「こんな予算を組み続けていたら破産するぞ」と、「多賀城を破産させる気なのか」という、かなり厳しい議論をやったのです。

そして、「180億円以下の予算にすべきだ」ということも、これもかなり主張しまして、見直し、私の意見を聞いたのかどうか分からないけれども、金がなくなったので、しょうがなく、そういう予算を組んだという面もあると思うのですけれども、平成15年度から、身の丈に合ったような予算になり始めたというふうに私は理解しているのです。

それで、特別資料の2ページを見ますと、平成15年度は187億円の支出だったのですが、16年度からは170億円台の歳出の予算になりました。

その結果として、15ページにあるように、15ページの財政調整基金繰入金の推移もありますが、平成15、16、17、18、19と、この5年間、財調の繰り入れなしでやるようになっていったということなのです。

それで、竹谷委員の方からの質疑もあったのですが、ようやく安定した状態といえますか、落ち着いた状態ですね、落ち着いた状態になったというふうに理解しているのです。

先ほど副市長からは、安定は安定でも低い安定だと言っていたのですけれども、まだその62億円の総額の基金があるわけですね。そういう点では、先ほど、低い安定だと言っていたのですけれども、それほど低い安定でもないのではないかという気がするのですが、62億円の基金とのかかわりで、その辺をどういうふうに見ているのかということ、再度答弁いただきたいと思います。

○郷家市長公室長補佐（財政経営担当）

まず、いろいろ予算規模、決算規模等で見ると、委員御指摘のとおり、平成 16 年度から 170 億円台ということで、数字的にはほぼその数字で決算を迎えておりますので、そういう意味での安定にはなっているのだらうと思います。

また、基金につきましても、財政調整基金につきましても、平成 15 年度以降、繰り入れをしないで済んでおりますので、財政調整基金の残高は年々少しずつふえて、回復してきているという状況でございます。

基金の総額につきましても、特定目的基金のそれぞれのルール分の取り崩しはございますが、ただ、新たな積み立てというのは実はなかなかできていないという状況でございます。そういう意味では、例えば市債管理基金、これはルール分、昨年度で繰り入れが終了しましたが、残高はまだまだ少ないと、今後の市債の償還等を考えれば、できればもう少し積み増しをしておきたい、そういう部分で、それぞれ特定目的基金の目的に照らし合わせて、再度検討しなければならないと思っております。

まだ、残念ながら、各特定目的基金に積み増しをできるかということ、当初予算編成では、先ほども申しましたように、8 億円とか 7 億円とか、そういう財源不足の状況でございますので、なかなかできていないという状況はございますが、その辺も今後は全体を見ながら、考えていく必要があるのだらうと思います。

それから、もう一つは、特別説明資料の 17 ページに、これは前々からも御説明申し上げておりますが、経常収支比率、これが平成 17 年度をピークに少しずつ改善の兆しは見えておりますが、まだまだ高い水準でございます。この数字は県内でもまだトップクラスでございます。財政構造の硬直化という部分については、まだまだ取り組んでまいらなければならないと考えております。

○藤原委員

総じて言えば、先ほどの副市長の答弁を踏襲する回答だったのではないかというふうに思うのです。

そこで、私、ちょっと次にお聞きしたいのは、緊急再生戦略構築のための取組指針とのかかわりなのです。これは平成 18 年 9 月 29 日に策定したものです。ですから、平成 19 年度予算を編成に入る直前ごろに策定したもののなのです。

それを見ると、平成 19 年度の予測は、歳出が 178 億円で歳入が 167 億円で、財源不足が 10 億 7,900 万円出るのだと。皆さんからはそういう説明だったのです。そして、20 年度には 11 億円の財源不足、21 年度には 13 億 8,000 万円の財源不足、22 年度には 11 億 4,800 万円の財源不足が生じて、22 年度には財政再建団体へ転落すると、そういう資料だったのです。皆さん方のこの説明資料は。

5 年も 10 年もたって、10 億円の違いが出てくるとかというのであれば、私は話はわかります、それは。ですけれども、平成 18 年 9 月 29 日に策定して、翌年度の 19 年度の予算、決算をやったと。予算執行をやって、決算を出したと。そうしたら、その 10 億円の歳入不足が出るどころか、若干のお釣りもあったということになっているわけですね。

ちょっと余りにも、これをつくった翌年に、その 10 億円がもう何か余計に入ってきて、そういうのは幾ら何でも、余りにも数字が乖離し過ぎるのではないかと。しかも皆さん方は、これをおずおずと内部資料として出ただけではなくて、市政だよりも出して、多賀城

市民の中に、「多賀城が夕張のようになるのではないか」という、そういう不安の声を広げたわけです。

そういう点で、私は、非常に不正確なデータに基づく誇大宣伝だったというふうに思っているのですが、わずか1年もしないで、なぜこんなに大きな開きが出てしまったのかと、行政評価、行政評価という話がいろいろ出ているのですが、一番行政評価しなければいけないのは、この取組指針だと私は思っているのです。ちょっとその辺の説明をお願いしたいのです。

○郷家市長公室長補佐（財政経営担当）

まず、今御指摘のございましたとおり、財政戦略の推計では、毎年10億円近い財源不足が見込まれるということでした。

やはり、予算編成の段階では、平成18年度におきましてもおよそ8億5,000万円、平成19年度におきましても7億円、そして平成20年度におきましても、6月補正予算後ですが、現時点でも8億5,000万円の財政調整基金の取り崩しを予定した予算になっておりません。

このままの決算になるかということ、これまでの状況を見ますと、先ほども御説明しましたとおり、いろいろ起債の充当が可能になったり、また、その事業費の部分、あるいは削減努力の部分、そういった部分で圧縮されてくるとは思います。

また、各年度ごとに、これまでの状況を見ますと、毎年の決算でも御説明させていただいておりましたが、例えば医療費関係への繰り出しが思ったよりも少なく済んだとか、あるいは、暖かかったおかげで、特に除雪経費が少なく済んだとか、いろいろ外的要因もあるということになります。

何分、財政推計をするに当たりましては、決算見込みでできればそんないことはないのですが、最大限、各年度の予算ベースをもとに、その時点では最大限見込める数字を見込んで、10年間の推計をさせていただいたということになります。

結果として、各年度、これまでですが、何とかマイナスを出さずに決算させていただいているということは、毎年御説明させていただいているとおりでございますが、今後ともそのように努力してまいりたいと考えております。

○藤原委員

予算ベースではこうなるのだという話だったのですが、データは基本的に皆さん方が独占しているわけですね。ですから、はっきり言って、「ああそうですか」と信用する以外にないのですが、結局、私どもは決算でしか評価できないのです、そういう意味では。ですが、決算をやってみて、たしか平成18年度も当初で8億4,800万円の財源不足が生じるということだったのです。ですから、ずうっと10億円近い見込み違いがあるということなのです。

問題は、予算としては確実に見込める財源を予算計上するというのが原則なので、予算としてはこういうふうにならざるを得ないのかもしれないのですが、やってみたら、「10億円が穴があくというのとはなくなりました」というのが、毎年、毎年続くとなると、信用されなくなりますよ、これは。しかも、夕張になる、なると宣伝したわけですから、既に市長はことしのお正月の名刺交換会で取り消しているけれども、私は、これはどうなのですか、今でも生きていますか。この取り扱いをどうするのか、ちょっとお聞きしたいのですが。

○菅野市長公室長補佐（行政経営担当）

お答えいたします。

緊急再生への取組指針に関しましては、考え方、今回、表の3から4表に関して、いろいろと取組指針の中で、歳入歳出関係でどういった取り組みをするのかと、その結果、あとどうなるのかというところのお話だったと思いますが、取組指針の中には、組織のありようであるとか、そういったもろもろの課題に対しての解決策であるとかなんかというところまで言及しております。

そういった意味におきましては、取組指針全体の方向性というものは、今も生きていくというふうなとらえ方でございまして、ただ、この予算と決算ベースの部分の見通しに関しては、今後その取り扱いだとか何かというのは、検討させていただきたいと考えております。

○藤原委員

私、なぜこんなに差が出るのかと、一応いろいろ比較してみたのです。そうしたら、一番大きいのは歳入なのです。この取組指針の平成19年度推計値は、歳入見込みが167億円だったのです。決算では176億9,500万円ですから177億円、ちょうど歳入で10億円違うと。

では何が違うのだろうか。確かに起債が4億1,000万円多くなったりするので、先ほど竹谷委員に対して回答したようなこともそれはあったでしょう。しかし、私、何と申しますか、やはり夕張のようになる、なる宣伝は、やはり誇大宣伝だったということは、今度の決算からもはっきりしているのであって、私は余り市長を惑わすような、市民を惑わすような説明は、今後は自重した方がいいだろうということを指摘しておきたいと思えます。

この問題について、ちょっと答えてほしいのですが、いわば取組指針にかかわって、いろいろ料金の値上げをやりましたね。文化センターの20%の引き上げとか、それから、ことしはたしか無認可保育所への補助金もカットしました。それから、これも去年ですが、住民健診の基本健診の1,300円の有料化を導入しました。そういういろいろな引き上げをやった金額というのは、平成19年度で言うところのどのぐらい財政に貢献したことになるのですか。私は10億円の見込み違いから見たら、ほんの微々たるものではないかと思うのですけれども、今データがあったら回答ください。もしなかったら、一覧表にして後でデータでお願いしたいのですが。

○菅野市長公室長補佐（行政経営担当）

平成19年度ベースに関しましては、今集計中のございしますので、集計でき次第、発表したいと思えます。

○藤原委員

あと、市税についてお聞きします。これが最後です。No.6、監査意見書、その15ページ、15ページの上に、市税の欄がありまして、平成18年度の決算が74億5,600万円、19年度が80億8,600万円、6億2,900万円ふえたのですね。これは税源移譲と定率減税の廃止が大きかったのではないかと思います。市税の中でどういう内訳になっているのかというのが、次の17ページに書いてあります。

その中で、一番大きな伸びを示しているのは個人市民税でして、平成 18 年度決算が 23 億 9,800 万円だったものが、30 億 200 万円にふえまして 6 億 300 万円ふえたというのがこの表です。

それで、市税収入が一番低かったのは平成 16 年だったと思うのですが、平成 16 年度の個人市民税の現年分、わかりますか。

○菅野税務課長

平成 16 年度の現年分です。個人市民税、現年分になりますと、収入額で 21 億 8,399 万 9,000 円ほどになっています。

○藤原委員

約 21 億 8,400 万円です。平成 16 年度で 21 億 8,400 万円が平成 19 年度は 30 億円になっているわけですから、約 8 億 1,800 万円、個人市民税がふえたと。この 3 年の間に 8 億 1,800 万円、約 8 億 2,000 万円の個人市民税がふえたということになります。

ふえた主な要因というのは、先ほども言いましたが、税源移譲が一つと、それからもう一つは、定率減税の廃止があったというふうに思うのですが、そのふえた 8 億円のうち、定率減税廃止が何億円ぐらい、税源移譲が何億円ぐらいというその内訳はわかりますか。

○菅野税務課長

それぞれの 8 億 1,800 万円の増収の内訳というお話ですが、まず、一番の要因は、先ほど委員がおっしゃったとおり、税源移譲に係るものと認識しております。

あくまでも税源移譲につきましては、平成 19 年度分から始まっていますので、一応 18 年度と比較しましたところ、6 億 420 万円ほど増収になっております。

それから、2 番目としまして挙げられるのが、定率減税の廃止が挙げられております。一応定率減税の廃止は平成 19 年度から廃止されています。それから、18 年度に税率改正で 15% が 7.5% に半分になっていますので、影響額としましては、17 年度の 2 億 6,080 万円ほど、これが一応増収になっていると挙げられております。

それから、税源移譲に伴って、調整控除、所得税と住民税の人的控除の差額、5% を調整控除しますということでやっていますので、その三つを合わせますと 7 億 9,740 万円ほど一応増収になっているということで、先ほどの 8 億 1,800 万円にやや近い数字になると思っています。

○藤原委員

今、回答ありましたけれども、定率減税は平成 18 年度、19 年度にまたがって、18 年度に半分、そして全額 19 年度に廃止でしたね。

ところが今、またその減税話が出ています。平成 19 年度に廃止して、また減税をやるなどというのは、どうも猫の目というか何とというか、財政担当者も大変ではないかと思うのですが、そんなことをやるのでしたら、なぜ定率減税をやめたのかと申したいのですが、財政担当者の思いというのはありませんか。

○郷家市長公室長補佐（財政経営担当）

地方財政制度全体として、国の政策に基づいて行われる減税について、補てんされるということであれば、財政担当とすれば粛々と事務を進めさせていただきたいと思っております。

○昌浦委員

資料4の、学校給食費実費徴収金なのですけれども、午前中、委員のやりとりを聞いていて、ちょっと疑義を感じたので聞きたいのですけれども、まずもって、民法上の債権放棄に当たる時効は何年ですか。

○小畑学校教育課長

2年でございます。

○昌浦委員

2年ということですね。そうしますと、この収入未済額1,437万455円、これは平成19年度と18年度でこのくらいなのか、どうなのでしょう。

○小畑学校教育課長

申しわけございません。もう一度お願いできないでしょうか。

○昌浦委員

もう一度ということなので、リクエストにお答えします。この収入未済額の1,437万455円、これは平成19年度と18年度なのかということなのですが、その内訳はどうなっているのですか、この1,400万円の。

○小畑学校教育課長

手元にある資料で申しわけございませんけれども、私の手元にあるのは平成16年度からの資料でございます、過去何年度ということにはちょっと今のところわかりません。

ただ、言えることは、不納欠損額の部分ですけれども、平成16年度に181万円、17年度に244万円、18年度に150万円というようになっております。

○昌浦委員

1,400万円の内訳なのです。平成16年度はいいです。どうなっているのですか。

○小畑学校教育課長

申しわけございません。何年度の合計かについては、手元に資料がございません。後から提示したいと思います。申しわけございません。

○昌浦委員

未済額は資料としてお持ちになっていなければだめですよ。1,400万円、どういう内訳なのか、これは基本中の基本ではないですか。どうなのでしょう。

○小畑学校教育課長

大変失礼いたしました。現年度分が559万8,698円でございます。過年度分が877万1,757円でございます。失礼いたしました。

○昌浦委員

数値的なものはわかりました。

では、この過年度なのですけれども、これは年度で言うと、あなたの先ほどからの御答弁を聞いていると、5年度分入っているような格好になりませんか。過年度の877万円何がしの金額は、どうなのでしょう。そこを。

○小畑学校教育課長

学校給食自体は2年ということになっておりますけれども、5年分、過去にさかのぼって不納欠損ということで。

○昌浦委員

先ほど、民法の時効は何年ですかと聞いて、2年とおっしゃったのです。たしか御説明では、慣例的に不納欠損処分をしていたけれども、地方自治法第96条第1項の10号の規定に合わせて、民法上の債権だから云々というふうに御説明されたと思うのですが、私記憶しているのですけれども、そうならば、2カ年分が未済額になってくるのではないのかと。ですから、先ほどから数字的にはどうなのでしょう、どうなのでしょうと、私が聞いていたのはそこなのです。それをはっきりしてもらわないと、次の質問ができないので、その辺ちゃんとお答えいただけますか。（「ちょっと確認いたします。もう少し時間がかかってよろしいでしょうか」の声あり）

○森委員長

昌浦委員、資料の確認をしたいというふうなことで、よろしいでしょうか。（「いいのですけれども、では休憩してもらうしかないのではないですか」の声あり）そのほかにいらっしゃれば、先にやっておいて、その間に、ではよろしいですか。

そのほかにいらっしゃいますか。いなければ、暫時休憩をしたいと思うのですけれども、よろしいでしょうか。（「申しわけございませんでした」の声あり）できましたか。

○小畑学校教育課長

先ほどの御質問にお答えいたします。

地方自治法第96条第1項10号に規定する「権利の放棄」についてでございますけれども、これは時効の完成したものは対象とはなりませんけれども、地方自治法第236条の「消滅事項」の規定は、「私法上の債権は含まないこと」と解されております。

私法上の債権である学校給食費は、当然この規定が適用されないため、5年で時効による消滅もないし、また、時効による消滅させるためには、時効の完了が必要でございます。

したがって、時効による債権が消滅しないのに、不納欠損にすることは債権の放棄とみなされるということでございます。

○昌浦委員

了解しました。要するに、民法上の債権は含まないというふうに御説明されると、民法が入るのかというふうになって、私は解釈してしまったのです。そこで、今、後段おっしゃったことを、私だけではなくて、全委員に御説明いただければ、私の当初の質問はなかったわけなのです。了解しました。

そこでなのですけれども、そうしますと、1,437万455円、いわゆる債権は消滅していないということで、これからも鋭意、現年度分を含めて過年度分も催促等をしていくとい

うことですね。そういうことで、では、この金額的なものは、ある程度これからは根雪のように残っていくというふうに解釈してよろしいですね。

○小畑学校教育課長

お答え申し上げます。

債務者が所在不明で、債権額よりも多額の徴収費用を要する場合や、債権額が少額で徴収費用に満たないときは、徴収停止の措置をとることができますし、納期限から10年を超えて、債務者が納入する能力がなかったり、かつ弁済できる見込みがないときは、免除できると、これは地方自治法施行令第171条の7にございます。

また、確定判決により確定した債権の消滅時効は10年ということになります。（「わかりました」の声あり）

○森委員長

以上で歳入の質疑を終結いたします。

- 歳出質疑 第1款議会費～第3款民生費

○森委員長

これより歳出の質疑に入ります。

まず、第1款議会費から第3款民生費までの質疑を行います。

○竹谷委員

歳出の質疑に入る冒頭をお願いをしておきたいと思います。今回から総務部長の説明がありましたように、数字よりも成果に関するものとあわせて事務評価、あわせて御説明をしていただきました。ちょっとことしから変わったということで、私としてはすばらしいことだというふうに思っております。

そこで、全体的なことでも申し上げたいと思います。説明の仕方はそれぞれの方法でよろしいのですが、説明を聞いていると、成果と課題というものが明らかになっていない、というふうに受けとめました。少なくとも成果に関する説明書の中で、後で具体的に言いますけれども、少なくとも、これをやってこれだけがあって、これだけをやった、ここでもって成果はこれがあった。しかし、やった中で課題はこういうものが残されたというものを、私は明らかにすべきではないのかと。その課題に向けて、これからの平成21年度、22年度に向けて努力をしていくというのが、この決算を受けて、21年度の予算を編成するという建前上からいけば、大変重要なことではないのかというふうに私自身受けとめたのですけれども、いかがでしょうか。

○澁谷総務部長

ただいま竹谷委員がおっしゃるとおり、この考え方に基づいて各課長に説明していただくようにという部分で、主要な施策の成果の部分と決算書の部分なりの整合性という部分が、まだ若干とれないようなままで説明に入ったという部分では、反省点でございます。

ですから、冒頭で申し上げましたとおり、来年、再来年に向けて、その辺は改善していきたいというふうに考えておりましたし、内部におきましても、若干のそういう部分が出てくるだろうということは予想されたのですけれども、とにかく手始めとして、今回こうい

うことをやらせていただいて、来年、再来年に向けて改善していきたいというふうに考えておりましたので、その辺どうぞ御理解をよろしくお願ひしたいと思ひます。

○竹谷委員

あと具体に入りますが、もう1点。先ほど佐藤恵子委員から、行政評価の取組のこの冊子との問題で、質問といひますかありました。私もそのとおりであります。といひのは、この成果とこれが合わないのです。やはり、どうせやるなら、同じような仕組みで編成をした方が、一目瞭然、理解ができるのではないかと。片方は款ごとでやる、片方は政策でやると、そうですね、これは政策ですね、四つだかの柱の中でやっていますね。これではやはり決算資料として用いていくときに、大変不便を感じる。

それから、この前の平成20年度予算のときも、これを資料として出しています。そうすると、それをやはり整合性をとっていくとすれば、同じような方法で作成することが大事ではないかと思うのですけれどもいかがでしょうか。

○菅野市長公室長補佐（行政経営担当）

お答えいたします。

皆様のお手元にお配りいたしましたこの「行政評価の取組」、これは、ねらいとするところは、今の第四次総合計画、これの政策、施策体系にそれぞれの事務事業がどのようにつながっているのかといひことをまず明らかにしよう。それで、そのまちづくりに自分たちのやっている事務事業が、どのような成果で貢献しているのかどうかといひことを、まず職員自身が見きわめて、それで、もしその成果が少なかったとするならば、次年度以降、今、自分たちのやっている事務事業をどのように改善していくのかと、そういった考え方を養おうといひことで始めているのです。

したがいまして、この行政評価のこの事務事業結果に関しましては、この冊子の施策体系というものはこれは崩せないといひふうに考えています。

したがって、「主要な施策の成果に関する説明書」、これの構成が、今現在、1款から、いひゆる款項目節ごとになっておりますので、今後、総合計画体系に合わせた形の並びかえになっていくのが当然かといひふうな考え方を持っています。

ただ、これに関しましては、昭和58年度までは、やはり今と違って、「主要な施策の成果に関する説明書」の構成といひのが、総合計画体系に基づいた構成になっていました。昭和59年度から、今のような「主要な施策の成果に関する説明書」の款項目節の順番になっておりますので、これに関しましては、議会の方々と、どちらの方がいいのかといひのを十分お話し合いをしながらでないと、なかなか直せないのかといひふうな考え方を持っていますので、これからいろいろと考えていきたいといひふうに考えてございます。

○竹谷委員

これはこれからやっていくのでしようけれども、少なくとも、予算書とこの評価に基づいてやったとか、決算においてもそうだとすれば、資料といひのは少なくとも、ある意味では整合性を持っていなければいけなひ。それがなければ、これが単なるマスターバージョンで終わってしまうのではないかと。そう言う失礼ですが、私はそう思ってしまうのです。少なくとも、決算ですから、決算においてこいう評価をして、先ほど言ったように、こいう課題が残ったから、次年度はこいう対策をとる。そのものが……………、当然、御承知のとおり言うのはおかしいですけれども、市民の代表の議員も当局の皆さん方も、同じ目線で、同じ資料で、同じ考え方で物を見ていかなければ問題があると。当局

はこういう評価している、だけれども議会側は、いや評価していないというものであっては意味がない。少なくとももっと意味のあるものにしていくことが、今回の説明を、変更したことを受けて、もっと意味のあるものにしていくことが大事ではないかというふうに思っているのですけれどもいかがでしょうか。

○菅野市長公室長補佐（行政経営担当）

委員おっしゃるとおり、これは我々がまず自己評価をいたしますけれども、我々職員だけが自己評価で満足してはいけないというふうに思っております。

したがって、先ほどお話しさせていただきましたけれども、今回のこの行政評価の取り組みに関しましては、この平成19年度の事務事業の結果につきましては、ホームページ等にも今回掲載させていただきまして、これに対して、我々当局の方での自己評価に対して、いろいろ意見をいただきたいということで、そういう取り組みも始めておりますので、ただ、今後、今77事業しかやってございません。それで、先ほども主要な施策の部分で、こちらの方が主要な事業ではないのかと、それになぜないのだというような御質問もいただきましたけれども、これも、一応1係1事業を、最初、試行的にやっというということで、ようやく取り組み始めた段階でございますので、今後、主要な事務事業等もこれから徐々に、主要な施策の方に登載されていくものというふうに考えておりますし、そういった面で、外部の評価ということも念頭に入れながら、今後進めていきたいと考えております。よろしく願いいたします。

○森委員長

竹谷委員、申しわけないです。委員諸氏に申し上げたいと思うのですけれども、今の決算特別委員会の説明の仕方については、議運で一応は了承したと。それで、議運で今後話し合っていくというふうな形で、多分委員おのおのがそのような感じ方をされていると思いますので、この審議についての協議について一応議運でこれを許可をしております、やっているものですから、また議運でそれを協議していくというふうに考えたいのですけれども、いかがでしょうか。

○竹谷委員

議運で、こういうふうに変えますという、私は傍聴で聞いていました。決算委員会において、この資料をうまく活用しながら、どうあるべきかと精査するのはこの委員会だと思います。

そういう意味で、できるだけ共通的な資料につくった方がより効果的ではないかという私の意見です。それは議運で、私の意見はお話ししておりませんが、変えたことについては承知します。ですから、私は、ここで、その資料の出し方についてどうあるべきではないかという、私の思いをお話ししているのですけれども、それが委員長として受け入れられないと、あくまでも議運でやるというのであれば、私は議運の中にオブザーバーの発言も許していただきたい。

○森委員長

竹谷委員、ありがとうございます。まず、議会の運営の仕方、それから決算特別委員会の運営の仕方、会派代表者会議それから議運、それぞれの立場でそれは協議されているもの、そして当局からの説明の仕方も説明がございました。「今後そのような対応をしてみたい」というふうなことで、「今回やってみて、またおのおの皆さん方のお話を伺いたい」というふうなことでありましたので、その機会をまた別に設けたいというふうに、委員長としては思います。

この時間を質疑の時間に持ちたいというふうに思うのですが、竹谷委員の御理解を得たいというふうに思います。

○竹谷委員

であれば、この問題については議運でやるので、質疑しないでくれという、委員長の申し出を皆さんの賛同が得られるのであれば、私も質問をしません。次の質問に私は置きかえます。それは皆さんの意見を聞いてください。

○森委員長

委員長としての判断ではまずいのでしょうか。

では、そういうことで御異議ございませんでしょうか。

○佐藤委員

今の竹谷委員との話と関連するかと思うのですが、あらゆる場面で、私は、この評価のところにさまざまな、私たちが普段要求している部分が載っていないところを、問題意識としてとらえているのです。せっかく出していただいた資料をよく見たところ、さまざまな一般質問やら委員会の質問の中で、私たちが問題意識として訴えているものが、皆さん方の評価の中に入っていないということが問題ではないかという思いで、今からたくさん言うつもりでいるのですけれども、そこも発言できなくなると、この資料は一体何だということになると思うのですけれども、今回、せっかく出していただいたものを、やはりその都度、いずれ議運で諮って、改正していくにしても、そこはちょっと今回避けて通られると、非常に皆さん方の労作がむだになりますよ。

○森委員長

実際、今、私が申し上げているのは、そういうことを言っているのではなくて、そういう説明の仕方です。どこを説明して、どこを説明しないかというふうなこと、多分、おのおの委員諸氏それぞれが考え方があると思います。

それで、質疑の場でありますので、その内容についての質疑については、何も私は申し上げておりません。ただ、説明の仕方をきちんとというふうなことで、もう一回協議しましょうというふうなことでありまして……、（「委員長」の声あり）

○吉田委員

佐藤委員の発言は、当然質疑の対象になりますし、ここに出された資料に書いてある、ないにかかわらず、1年間の決算ですから、当然事務事業全般についての質疑は、今、森委員長おっしゃるとおり、どうぞという意味なのですね。それはもうやってもらって大いに結構なのだと思うのです。

ただ、1点指摘をしておきますけれども、竹谷委員が当局の自己満足へということがあって、あわせて議員が……ということをおっしゃったのですが、私はそれなりのこの評価の取り組みなり、施策の成果の報告なり、全部見て、私は全部わかります。この資料は、この資料としては全部理解できるということだけは述べておきます。

○尾口委員

会議の調整権というのは委員長とか会議の長にあるのは当然なのですが、ただ、先ほどの委員長の発言からすると、会議の進行を妨害することになってしまうのです。会議

の進行を妨害する発言になる。そして、会議というのは、特に議会というのは公平を期すべき会議なので、あのような発言は、これからの地方分権社会を見据えた上での会議という、そしてまた、平成 19 年度の決算をしていくということからすると、大変問題がある発言なのです。

それで、当局が、最初議運で、こういう説明をするというのは、それは当局の提案であって、それを議運で認めたのは事実でありますけれども、その中身について、またさらによりよいものを、お互いの立場で仕上げていくというそういったものからすると、審議とか議会の進行を妨害するに当たるのではないかと。

それと、その前に、今度議運での会議のいろいろと申し合わせ事項、これをまず変更の手続をしていかないと、傍聴議員に対して発言を認めていないという今の時期からすると、無理が出てくるのではないかと、そういった作業の手間を、委員長はどのようなふうを考えて、理解して、先ほどの発言をしたのかと、私、逆に言うと、会議の進行を妨げていくのではないかという気がします。

そして、また、公平・公正を期すべき会議なのが、変に調整されていくのではないかと、その方がかえってうんと心配です。もう少し逆に改めてほしい。（「吉田委員の発言に対して、異議がありますので、質問させていただきます」の声あり）

○森委員長

ちょっと待ってください。私は、進行の調整を申し上げただけでございます。先ほど竹谷委員がおっしゃった、「まず内容に入る前に」というふうにおっしゃいました。それで、「内容に入る前に説明の仕方を」というふうなことでおっしゃいました。発言を求められました。

ということで、内容に入る前に……。 （「わかりました。それも含めて、私の発言でそうであれば、委員長の心もわかって、発言させてください」の声あり）

○竹谷委員

今、私はなぜあえて冒頭に、この説明書についていろいろ質問したかということ、吉田委員が、私が何もわからないようにお話ししたのですが、私は、この資料とこちらの資料と、できるだけ整合性があるものにしたらよろしいのではないですかと私は言っているのです。これがわからないのではない、私もみんな読みました。全部見て、これと合わせたら、これは大変だなと、せっかく成果を出しているものも、これは大変だなと。一目瞭然にわかるような資料にした方が、せっかく成果等に関する説明書でやっていこうとするなら、その方がいいのではないのかという私の意見です。

ですから、吉田委員が、私が言ったことを、「私は全部理解している」と、私もこれは見えていますよ、全部。ですけれども、これに切りかえていくなれば、そういうことを踏まえてやった方がよろしいのではないですかという、私の提案をしているのです。

ですから、向こうの方も、「今いろいろ調べています」という話ですから、それで終止符を打とうとしたのです。「では、そういうぐあいをお願いします」と。そう言おうとしたのに、あなたは、何だかおかしいような発言をしたので、これはおかしくなっているのでしょうか。下手にとめない方がいいのです。これは流れで、ちゃんとうまくいくのです。下手にとめるからおかしくなってしまう。

それから、もう一つ、佐藤恵子委員が言ったように、やはりこれとこれをやって、これから持っていく、それは当然でしょう。やはりそうしていかなければ、これとこの資料がう

まく整合性を求めていかなければ、これもこれも単なる紙切れのようになってしまうので、お互い生かす方法をやったらいいのではないですかというのが、私の提案なのです。そういうことです。

ですから、くどくど言いませんけれども、そういうことでお話ししていますから、誤解をしないようにしていただきたいということです。

○森委員長

まず、申しわけないですけれども、よろしいでしょうか。

ここで10分休憩といたします。再開は2時10分といたします。

午後2時00分 休憩

午後2時10分 開議

○森委員長

定刻でございますので、再開をしたいと思います。

○竹谷委員

先ほどのことをさやにおさめておかないとうまくないでしょうから。

まあいいです。いろいろ委員長の発言についてもいろいろありますけれども、よろしいです。私もある意味では理解しがたいところがありますけれども、まあ委員長の議事進行の関係だろうと思いますから、了とはしないけれども、この議事を進行する上で、私の方で下がりたいと思います。

ただ、吉田委員のあの発言については、若干疑問がありますので、もし吉田委員の方から、そういう意味ではないという発言があれば、承りたいと思いますし、そういう発言がなければ、そのまま結構です。後で議事録を読んで、その措置をしたいと思います。

この問題について、先ほど私が申し上げた内容について、当局の方も御理解をしていただきながら、次回からはできるだけそういうような工夫をしていただきたい。工夫をする中で、できるだけ資料の整合性をとったものにしていったらよろしいのではないかというふうに思いますので、そういうことを申し上げさせていただきたいと思います。

具体的に、こういうふうなふうにやったらいいのではないかという、具体的に質問させていただきます。

資料7の成果の資料でございますが、5ページ、具体的に、こういうふうに説明したらよろしいのではないかということで質問しますので、当局のお答えをしていただきたいと思ます。

人事管理で、今回、採用試験に当たって、今まででないやり方で進めたということは、多賀城の採用試験において大きな変革と成果を求めているものだと思はしますし、このやり方については、ある一定の評価をしたいというふうに思っております。

そこで、この職員数19名と書いてありますね、19名の方々のやったことにおいて、大いなる成果があったと思うのです。それと同時に、ある一面では課題も残したのではないの

かというふうに思うのですけれども、成果と課題について、もし行っているとすれば、その状況をお話しいただきたいと思います。

同じく6ページ、協働によるまちづくり促進事業、これも新たな事業であります。この平成19年度の事業の促進に当たって、成果と課題があったと思います。それらについても明らかにしていただきたいと思います。

もう1点、18ページの、バス路線、東部と七ヶ浜循環線でございます。西部の方は、ある企業の御協力をいただいて今やっているわけですが、この中で、確かに平成18年度よりそれなりにふえていると思いますが、利用客の増があると思いますが、それだけで成果があったというだけではなく、それに伴う課題もあると思いますし、その課題の克服のためどうしていかなければいけない行政課題もあると思います。それらについて、もしそれらを研究してあるとするならば、御説明をお願いいたします。

○佐藤総務部次長(兼)総務課長

まず、1点目の、その職員採用試験の見直しによつての成果と課題という質問だと思いますけれども、成果としましては、将来のその370人体制、それから、毎年20人近くのベテラン職員が退職を迎えるという、大量退職時代に入っている現在でございます。

その中で、いかにいい人材を採用するかということ踏まえまして、見直しをしたという経緯がございます。

その中で、結果としまして、平成19年度につきましては、10名の新規職員を採用することができました。年齢も18歳から28歳までの職員ですから、さまざまな社会経験を積んだ職員も採用してございます。そんなところが成果につながっていくのかと感じております。

それから、課題でございますが、実は今、公務員採用試験については、多くの受験者が公務員の受験の専門学校に通ってございます。したがって、その詳細なノウハウを得て、受験生も臨んでまいります。

そういうことで、採用する側でも、常にそれを頭に入れながら、独自性を担保し続けていくことが大事なのかと考えてございまして、具体的には、やはり採用に向けた積極的な情報の公開が必要なのかと。

例えば、ホームページで公表するとか、それから、例えば高卒の初級職員を採用することがございますが、ことしはたまたま市内の高校とか、それからあと、この辺の2市3町の高校に出向きまして、直接学校を訪問しまして、就職担当の先生に、ぜひ多賀城市を受験するようにということで、宣伝をしてまいりました。

その結果、来週、高卒の試験がございまして、48名の受験者からの応募がございました。ちなみに昨年度は10名でございました。初級については、

そんなことも、これからの公務員採用をする場合には、みずから採用する側の情報の提供も必要なのかと思っております。

2点目でございますが、やはり昨年は19名の職員が試験官を務めたわけですが、やはり試験官みずから質の向上を図っていくことが大事なのかと思っております。要するに、人事の目を育成することと同時に、人材育成の土壌の醸成につなげていくことが、今後の大きな課題なのかと思っております。

○片山地域コミュニティ課長

協働によるまちづくり促進事業の関係で、成果と課題ということでございますが、まず第1点目の、地域経営アドバイザー業務委託につきましては、金曜日にも説明をさせていただきましたけれども、職員に対する研修とか、市民への講演会だけではなくて、平成20年度から多賀城市の市民活動のまさに拠点施設となります市民活動サポートセンターの設置に関してのいろいろな相談、あるいは専門的見地からの支援、助言ということをしていただきまして、大変な成果を上げているということで、引き続きやはり平成20年度もお願いしているところですが、大変成果を上げているというふうに評価をしてございます。

また、市民活動サポートセンター運営事業者の選定につきましては、これまた説明が重複しますが、県内で支援をしている12団体に御案内を申し上げたところ、三つの団体から説明会があって、最終的には一つの団体だけということでしたが、そこですぐに決定ということではなく、やはり市民の皆様目でのということで、外部の方々3名に審査をお願いしまして、透明性、公平性、公正性を期して、プロポーザル方式により選定したというところでは、大変有意義だったのではないかと考えてございます。

実際に、サポートセンターの運営が始まっておりますのは、平成20年度からなのですが、サポートセンター、いわゆる支援には七つのポイントがあるとされておりまして、

一つとしては、相談の対応力であるとか、それから情報収集力、調査力、あるいは情報の編集力、発信力であるとか、それからネットワークの力、それから資源の提供力、内部の人材の育成力、あるいは施策の提言力というようなことでございますが、そういったポイントにつきまして審査をお願いして、実際に選定をしていただいたわけでございますが、大変好評を得ておりまして、ちょっとこの4番の情報の提供にも絡むのですが、この段階でいろいろと情報提供26団体ということでございましたが、今年度8月末現在では、今、サポートセンターでの情報収集力というのは174の団体に及んでいるということもありません、そういった効果もあらわれているということでございます。

それから、あと、市民活動団体の助成につきましてですが、これもやはり公開によるプレゼンテーションということで、単なる書類審査ということだけでなく、また、これまた説明が重複しますが、外部の方をお二人プラス総務部長に審査をしていただいたところですが、単なる審査だけではなく、各団体へのアドバイス、それから、プレゼンテーションの中には、それぞれ事前に各団体の方々が、これまで自分たちで行っている業務の振り返りということもしていただいたということで、やはりそういったことについて、当然、自分たちの団体も、振り返りもありましたけれども、他団体のよいところ、あるいは連携できるところというところも、皆さんお気づきになっているというところで、これにつきましては、平成20年度も引き続き6団体の方々については申請がございまして、サポートセンターを中心としまして、ネットワーク化も一部出てきているというような効果も上がっております。

そういったところ、いわば、まさに課題を解決することによっての、いろいろとそのためセンターということなので、課題については種々ございますけれども、そういう意味では大変これらの効果が上がっているのではないかとというふうに評価をしているところでございます。

○菅野市長公室長補佐（行政経営担当）

それでは、バス運行事業につきまして、まず、成果でございますけれども、今回、成果指標といたしまして、平均利用者、これにつきましては目標値の8.3を8.4ということで、クリアしてございます。

また、収支率につきましても、52.1という目標値につきましても、54.2ということで、これもクリアいたしておりまして、成果についてはまず満足すべきものがあつたのだろうというふうにとらえてございます。

一方、今後の改善点等につきましても、問題点、課題なのでございますけれども、この収支率に関してはまだまだ上げていくべき方策があるのではないかとということが、内部の方で話し合いがされてございまして、その一つといたしましては、バスの利用者の増をいかに図るのか。これにつきましては、転入者へ市民課の窓口でチラシを配布いたしまして、多賀城市内の公共交通としてはこういうものがございましてよというような、そういった情報の提供をしております。

ただ、東部バス路線につきましては、七ヶ浜の汐見台から出発しておりますので、七ヶ浜町さんの方においても、この辺の転入者へのチラシの配布であるとか何かの活動を、さらに強力に呼びかけてまいりたいということが一つございます。

それと、収支率の改善といたしましては、車内の広告事業ですか、これを今後さらに進めていきたいということで、七ヶ浜さんと宮交さんと協議をしながら、今後展開をしていきたい。

あと、もう一つは、車内で実際乗っている方々のアンケート調査、これをさらに声を聞くことによって、ルートであるとか、時間帯の改善をすることによって、さらに利用者数あるいは収支率の方に改善ができないのかといったことが、一つの課題かというふうにご考えてございます。

○竹谷委員

人事の問題については、今回初めてやって、それなりの成果があるようですけれども、やはり、今、予備校がありまして、そのほかに通信教育とかいろいろありまして、こういうふうにやれば、こういうふうを受けとめられて、うまくいくという問題になっているのではないかとというふうに、社会的現象から見ているわけですが、そういう意味では、試験官になられる方、それなりのやはり人間性を、なかなか察知することは難しいと思えますけれども、そういう研究もしながら、やはり十人十色ですから、それぞれの各方面から見たもので、整合性をとった中で採用していくということが重要ではないのかと。

特に、地方分権時代になる職員ですので、それなりの、ただ知識だけでは通用できない問題もあるのではないかと思いますので、知識も必要ですが、やはり人間関係、人との接触というものが大変重要な時代になっているのではないかと思いますので、その辺も含めてひとつ検証をしながら、よりよい人材発掘に努めていく。これは採用の段階で人材発掘になっていくと思いますので、そういう点で努力をしていただきたいというふうに思います。

課題については、ひとつ克服していただきたいと思います。

次に、6ページの、協働のまちづくりについては、成果ばかりで、課題は余りないようですが、ひとつこの成果を十分に踏まえて、お聞きしましたので、今後この課題を十分生かしながら進めていっているかどうか、市民の立場から精査をしていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いをしたいと思います。

それから、路線バスの問題、収益の改善、これは収益だけではなく、市民の足を守るという意味合いも大きいですから、余り収益、収益にこだわるのもどうかというふうに思いますが、ただ、このバスをもっと利用しやすいような方向に持っていく、今の説明では、課題としては、収益向上のためにどうしたらいいのかというよりも、私は、もっとや

はり乗りやすい、使いやすいという、やはり市民の本当に足になるような工夫はすべきではないのかと。

例えば、停留所を今一つ置いているけれども、もう一つ置くかとか、いろいろその辺はアイデアを通しながら、やはり気軽に乗れるというものにしていくことが、私はバスの場合は特に必要ではないのかというふうに思います。そういう意味では、収支の向上も一つではございますけれども、そういうアンケートの中でも、もっと利用しやすい方法にするにはどうしたらいいのかということも含めて、御意見をお聞きしながら、改善したらよろしいのではないかと思います。このバスの問題について、私の意見についてどのように受けているのか、お聞きしたいと思います。

○菅野市長公室長補佐（行政経営担当）

お答えいたします。

今、委員の方から御提言のあったとおり、やはり市民の足の確保ということからいたしますと、当然そういった考え方が重要だと思っております。したがって、バス停のあり方であるとか、ルートに関しましても、十分アンケート調査等を通して、民意を反映できる部分は反映させていきたいというふうに考えてございます。

○相澤委員

若干、竹谷委員が質問したところと重複するところがありますが、おわびしておきます。

まず初めに、資料7の18ページ、今の公共交通に関する経費、それから、19ページの男女共同参画推進事業、それから51ページの配食サービスに要する経費、この3点についてお聞きします。

まず、企画費の公共交通に関する経費、これで今、質問前に竹谷委員に対する回答があったので、半分以上回答をいただいたのかと思いますけれども、さらに、私は、目標に対する8.3に対して8.4に、52.1%に対して54.2%と、確実に利用者の増加が見られるところは大きい評価したいと思います。

さらにお願いするならば、車内調査の実績、これが非常に、計画が6回に対して実績2回ですけれども、これは非常に大きく格差があると思います。これは非常に大事な項目だと私は思います。ですから、これはきちんと調査して、定着していただきたい。特に多賀城は、私が言わなくとも御存じでしょうけれども、よそから来た方々の出入りが非常に大きいです。特に、そういう路線バスがあるということも、わからないとおっしゃる方が、特に子育て中の方などは多いのではないかと思いますので、その調査、あるいはチラシの配布ももっとふやしていただきたいと思います。

ですから、例えばこの9月12日ですか、アウトレットができましたけれども、そうやって人の流れ、消費者の流れ、その都度大きく変わっていくと思うのです。それを、「こうやってふえたからいい」と、安住していることはないと思いますけれども、やはりこまめにチラシをまくとか、調査するということが、こまめに継続していただきたいと思いますが、その件に関して、くどいようですが、お答えをまずいただきたいと思います。

次に、男女共同参画事業費、これについてお聞きいたします。シンポジウム開催、180人参加、実行委員会開催10回、かなり意欲的に取り組まれた成果は大いに評価させていただきます。私は、平成19年第2回定例会で一般質問をさせていただいて、菊地市長からは、「市民協働によるまちづくりを進めていく上で、男女の共同参画は大変重要なことでございます」と、非常に力強い回答をいただいております。それに向けての着実な

行動には敬意を表します。これからもぜひ、条例の制定に向けて努力されるものと思いますが、改めてその辺の方針をお聞きしたいと思います。

次に、51 ページ、配食サービスに要する経費、配食に必要な方の支援と生活、身体状態の調査を行うというのが、いわゆる取り組みの 63 ページに書いてございました。非常に大事な仕事で、地味な仕事だと私は思います。

単価も 330 円という単価が出ておりますが、まず、この利用者の感想といえますか、好評だったかどうか、まずこの辺をお聞かせいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○菅野市長公室長補佐（行政経営担当）

お答えいたします。

車内調査でございますけれども、今回は株式会社宮交バスさんの調査部の方に依頼して実施いたしました。

その調査の内容は、何時台のバスには、どこから何人乗ったのかと、そのあと、年齢層は大体何歳ぐらいだというような、そういった乗降調査でございました。

実際、モニタリング調査という部分が、今回不足しておりましたので、ちょっと年度がかわって、つい先日のごとでございますけれども、東北学院大学のインターンシップの学生を受け入れまして、その 6 人の学生がモニタリング調査をいたしまして、いろいろな車内で実際利用されている方がどの程度の間隔で利用されて、どういう目的でどこに行くのかというような調査も、この前やったところでございます。

今後も、引き続きそういったモニタリング調査というのはなかなか重要だということに、我々も着目しておりますので、今後引き続きそのあたりに力を入れて行っていきたいというふうに考えてございます。

○片山地域コミュニティ課長

男女共同参画の条例についての考えということですが、御案内のとおりでございますが、基本計画につきましては、都道府県は法定で計画を定めなければならないというのがございまして、市町村については、計画を定めなければならないことはございません。

ただし、非常に大変残念なことなのですが、宮城県内で計画を策定していない市が、多賀城市を含めて 3 市だけということございまして、皆さんよく御存じだと思いますが、男女共同参画の法律というのは、21 世紀のまさに国民の最優先課題であるというようなことで、前文にもございまして、こちらにつきましては、やはり多賀城市、市としての一つの使命として、まず基本計画を策定していこうではないかということで、その前段として、昨年、シンポジウムであるとか、あるいは実行委員会を開催しまして、一つはそういった勉強も兼ねまして、あるいはその啓発も兼ねまして、いろいろと勉強してまいったところですが、そのときのメンバーの方々にお残りいただいて、さらに市民公募による市民の方々に加わっていただきまして、来年の予算編成前の段階までには基本計画を策定しようということで、現在作業をしております。平成 21 年の夏以降ということですが、そういうことで考えておりまして、それらの基本計画を着実に進めていくための実施計画の策定も当然ですが、そういった市民の目線での計画を策定していく中で、条例をつくっている自治体というのは、県内ではまだ 19%ということもあるのですけれども、そういった条例についても視野に入れていきたいということで、まずは来年のそういった基本計画策定に向けて傾注していきたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○永澤介護福祉課長

配食サービス事業に関しまして、好評だったかという御質問ですが、やはりこれは週わずか2回ではございますが、栄養をきちんととっていただく、その一部の助けになるということで、非常に大事な制度だと思っております。

また、年々、例えばこのサービスの利用者数、今年は107名なのですが、前年は92名でございました。ただ、配食数が5,230食から5,030食というふうに、わずかに減っております。ということは、やはり休む方が多い、非常に多くなってきている。

さらに、この事業評価表ですが、この63ページの、この活動指標を見ていただきますとわかるように、わずかずつですが、利用人数、配食数が減っている。本来ならば高齢者の1人暮らしの世帯等も、今ふえている状況にありますので、通常ならばふえるはず、ところがこの状況なものですから、私どもでも、やはりこの配食事業者と今協議いたしております。内容といたしましては、まず単に食べ物の好き嫌いということではなくて、これにはどういった栄養が入っている、そういったことのチラシ等を一緒につけるような形で、ちょっともう一度、再度努力してくれというふうに、今お願いしている状況です。

○相澤委員

まず、1点目の、資料7の18ページ、公共交通、学院大生のモニタリング、新しい面を開いたかなと非常に期待しておりますので、ぜひ、前向きで検討、継続をお願いいたします。

2点目の、19ページの、男女共同参画、平成21年の夏に基本計画を策定する予定であるというお話を聞きました。できれば条例作成まで頑張っていたいただきたいと思います。非常に難しいことは百も承知で、あえて申し上げておきます。よろしく願います。市長から答えていただかなくともいいです。ぜひ頑張っていたいただきたいと思いますというだけ言っておきます。

次、51ページですけれども、非常に配食サービスというのは難しいのは、今のお答えの中でもわかる感じがします。言ってみれば、わがまま、ぜいたくを言えば切りがないし、これだけの単価で、好評かと聞く方が、むしろ意地悪な聞き方もわかりませんが、やはり食を通して、人との触れ合いというのが、一番大事にしているのではないかという思いがありますので、それは、もちろん基本的には、福祉の中で栄養というのを考えなければならぬというのもわかるのですけれども、まずは喜んで待っていてくれるという方が、私は大事ななという思いがしますので、「何だろう、要らないから」と言われるよりは、「待っているから」と言われる方が大事ではないかと思っておりますけれども、その辺のことだけ、課長の感想だけ一言願います。

○永澤介護福祉課長

ただいまの件ですが、委員おっしゃるとおり、やはりこの配食には、その皆さんの安否確認というのも大きな要素として持っております。委員おっしゃるとおり、私どももその方向で進んでまいります。

○深谷委員

資料7の主要な施策の成果に関する説明書で、ほかの先輩の委員もバスのことについて、公共交通に要する経費について、ちょっと私からも質問したいと思います。

それから、24ページの、(5)の、防犯街路灯設置等補助についてと、それから、66ページの、乳幼児医療費支給に要する経費についてです。

まず、バスなのですけれども、これは東部バス、七ヶ浜循環線とこの2本なのですけれども、まず、私、西部地区に住んでおりまして、西部バスについては、万葉号がとても活躍して、評価を得ていることは、私、市民の方にアンケート調査を独自に行いまして、評価するところでございますが、どうしても、そのアンケートの中の答えで、市民の方から返ってくる答えが、停留所がまずどこかわからないと。もうちょっとわかりやすい停留所の設置と、あとはPRの方法なのですけれども、例えば、万葉号が走っていますよと、走って、とまっているところだというのわかるのですが、例えば、無理なのかもしれないですけれども、市・県民税の割賦の袋の中に、ここに万葉号が走っていますというのを入れたりとか、ホームページで掲載するだけでは、多分利用している人の年齢を見ればわかると思うのですけれども、高齢者で、余りPRの方法が足りないのではないかと思うのです。高齢者の方々が見るものといったら、やはり市政だよりと、あとは議会だよりなども見ているとおっしゃっていたのですけれども、やはり紙媒体のものじゃないと、高齢者の方々は見ないので、紙媒体を利用して、高齢者の方々は、やはり足がないというのは、我々若い世代は車なり何なりという部分があるのですけれども、高齢者の方々はその辺がないので、もうちょっとパソコンを使わない世代も多いものですから、ホームページだけではなくて、ほかの紙媒体を使った方法というのもちょっと検討の課題として入れていただきたいと思っておりますので、それも御答弁お願いします。

それから、2市1町が連携して、株式会社宮交バスに委託しておる東部バスと七ヶ浜循環線なのですけれども、これは、例えば今回仙台市に土地を、新田のところを上げたというような部分があって、仙台市と多賀城市の例えば広域行政で、バスの運行などというのは、今まで検討したことはないのでしょうかというのが質問でございます。

次回のこの事務事業評価のアンケートで、もし車内調査をとった場合には、年齢の方も何歳ぐらいの人たちが乗っているというの、載せていただくと、もうちょっと私の方からも質問できるかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それから、24ページの、防犯街路灯の設置費補助なのですけれども、これは新設するのにまず優先順位があるのかどうか、多分、欲しいと、つけてくださいという要望は多数あると思うのですが、その中で、それをつける、設置する優先順位のようなものがあるのか、ないのかということをお教えください。

51ページ、これも先輩委員、同僚委員も含めて、乳幼児の医療費については多々一般質問などを通して、当局に対して予算の要求をしていると思うのですが、私からもこれは大変意義のあることで、お願いしたいと思っております。

なぜかと申しますと、きのうの敬老の日ですか、で、河北新報の一面に、高齢化で、65歳以上が日本の人口の2,000万人で、22.1%というのが大きく載っていたのですけれども、やはりそういう高齢者の方々をこれから支えていくのは、多分、私も含めた若い世代だと思うのです。そして、その若い世代が、やはりうちも10月に3人目が産まれるのですけれども、本当に子育てというのは、先輩方は経験していると思うので、どれぐらいお金がかかるかということはわかっていると思うのですけれども、本当に子供は自分が辛くとも、笑顔でこちらに接してくれるので、本当に病気かどうかがわからないときがあるので。でも、そういったときに、やはりちょっとお金がかかるから、元気だから病院に連れていけないとかというふうになるのは、ちょっとかわいそうかなという部分もありますし、ただ、お金がかかるということで、何か大きな病気にかかってしまうということもあり得るので、やはりこれは高齢者をこれから支えていくという、我々の世代を助けるという意味も含めて、そしてまた、その子供たちのやはり安全・安心な生活を送るためにも、これは予算として必ずつけていただかないと困る内容かと思っておりますので、その辺を、前向きな御答弁よろしく願いいたします。

○菅野市長公室長補佐（行政経営担当）

それでは、西部路線について、「おでかけバス」についてお答え申し上げます。

まず、この西部路線に関しましては、アンケートをことしの9月にさせていただきます。その結果、バス停を2カ所ほどふやさせていただきます。あと、時間帯も、午後の便が2時だったのですが、アンケート調査の結果、1時台の希望が非常に多かったものですから、1時に変更させていただきます。

これらにつきましては、市政だより等、あるいは西部地区に対するチラシ等でお知らせをしているところであります。

ただ、各行政区によって、全戸配布を希望した区長さんのところと、回覧で回した行政区と二つに分かれてございます。ただ、今回のアンケート調査であるとか、その運行ルートに関しまして、西部地区の区長さんに集まってお聞きいただきまして、そこで皆さんのざっくばらんな意見の交換をしながら、それでアンケート調査を行ったという経過がございます。

ただ、今、まだまだお年寄りの方が、この「おでかけバス」の認知度が低いのではないかなというふうなお話もあったわけでありましてけれども、確かにアンケート調査をした結果、やはり4分の1ぐらいの方が、まだこの辺の認知度もなかったということもありますので、今後さらに市政だより等を活用しながら、この「おでかけバス」に関してPRを図っていきたいと考えております。

それから、2点目なのですが、仙台市の方とのバスルートの協議というのは、今までしたことがございません。今回、西部バスの方も岩切駅に乗り入れが今月から始まりましたので、そのところで一応完結しているのかといった考え方もちょっとございまして、今まで仙台市との協議はしたことがございません。

それから、第3点目でございますけれども、利用実績なのですが、すみません、手元に資料をちょっと探したのですが、見当たらないので、後ほどお答え申し上げたいと思っておりますが、利用実績に関しまして、これは実際運転している多賀城北日本自動車学院の方で把握してございまして、毎週報告が来まして、何歳台の方がどこから乗ったとかというデータがございまして、その辺の利用者の年齢層であるとか、そういったものもきちんと把握してございまして、後ほど調べてお答えしたいと思っております。

○伊藤交通防災課長

ただいまの防犯街路灯の設置費補助に係る、新設についての優先順位はあるのかというような御質問でございますが、平成19年度につきましては、既設予算内で新設、各地区から申請された灯数分すべて補助をいたしております。

何せ補助金の中での交付というようなことになりますから、当然のことながら、予算を超えれば調整させていただく場合がありますけれども、昨年の方は予算内で調整がついたと。しかしながら、昨今、原油高騰で電気料も上がっておりますけれども、電気料については、昨年度は補正で対応していただいたと、こういうような次第でございます。

○鈴木国保年金課長

乳幼児の医療費に関する御質問にお答えいたします。

今ほど、委員の質問の中に、子供さんの中にいろいろな病気もあって、医療費がかさむという話ございましたが、まず、そのいろいろな病気の中で、先天的といいますか、難し

い病気といえますか、そういう病気に対しましては、育成医療もしくは療育医療なるものがございまして、一部負担金で大概の医療費を賄う制度が既にございます。

それで、私の方の乳幼児医療制度におきましては、その一部負担金を助成している、そのような形でございます。

ですから、私が言いたいのは、大病ですと、またほかの法律がありますということを一応お知らせしたいと思います。

それから、この制度に対する思いでございますが、今回の議会に複数の委員より一般質問をいただいております。したがって、市長の方から回答させていただきますので、私からの発言は控えさせていただきたいと、そのように思います。よろしくお願いします。

○深谷委員

まず、その乳幼児医療費については、委員の方からも一般質問が出ていますので、市長の方からそのときに、前向きな御答弁が出ると思うので期待申し上げます。

それから、まず防犯街路灯の設置費等補助なのですが、予算要求が今回あったものに対しては、全部つけたということなのですね。この場をおかりして、ちょっとそういうものを私が発言することは、適切なのか不適切なのかよくわからないのですが、山王駅から多賀城苑の方に真っすぐの道なのですが、そこを夜 10 時ごろ過ぎると、まず全部消えてしまって、電車がまだ走っている時間なのに、あそこはひとり暮らしの女の人ですとか、高橋、中野栄ではなくて、利用する方々がよく通る道で、夜、バイクのお兄さんたちとか、ちょっと怖い方々もよくあそこを真っすぐ通るので、やはりとても不安で、まず周りに民家がないので、逃げるといってもできないといった場合に、やはりそこが暗いというのは、ちょっと危ないのではないかと私も感じていた通りなので、もし何かそういうことがあれば、予算の方をつけていただいて、ぜひ新設の方をよろしくお願いいたします。

それから、バスに関しては、今後とも北日本自動車だけでなく、ほかのところもいろいろという部分もあったのですが、私、そのバス万葉号が、あともうちょっと数をふやしていただける施策も、多分いろいろと考えてもらっていると思うのですが、やはりバス、これは東部もそうなのですが、利用客がふえてくれるということは、やはり CO2 の削減にもつながるということで、やはり環境という意味を考える上でも、このバスの本数をふやしたり、利用する人を上げていただくということが、未来の子供たちに今の地球を残すというか、環境問題で言われているようなことを推進する上でも、とても大切なことかと思っております。どんどん利便性が上がるように、PR 等、あとはやっていただきたいと思っております。（「答弁は」の声あり）24 ページの方の、街路灯のだけ御答弁をお願いします。

○伊藤交通防災課長

ただいまの新設の山王高橋線の多賀城苑付近の、ちょうど民家の切れた両側田んぼのあたりだというように理解しておりますが、あの場所につきましては、かねてから高橋地区の区長さん等々から要望はされておりました。

私どもも現地調査をいたしまして、その防犯街路灯を設置できるか、その辺について、可能性について現地調査をいたしましたところ、残念ながら、あの場所につきましては、電力柱がないということで、設置する場合には、新たにポールを設置しないとだめだということで、相当な割高、コストがかかるということで、断念した経緯がございます。

それで、あの隣に、ちょうど山王小学校、児童センターがございますが、あそこから、馬小屋がありまして、高橋に向かうところ、あそこも子供さん方、夕方頻りに通るということで、地元の区長さん等と協議いたしまして、この主要な施策のその下に、寄贈防犯街路灯 14 灯とありますが、この中で、電力さん及びユアテックさんから寄贈を受けた防犯灯、たしか 2 基設置したやに記憶しております。

○深谷委員

わかりました。ありがとうございます。要するに、お金がいっぱいかかるので、ちょっと難しいということなのですね。なので、寄贈防犯街路灯などをもしつけてもらえる場合があるのであれば、優先的につけてもらえるとうれしいかなと思います。

それから、一つだけ、私は高橋のアンケートをとって歩いているときに、ある御家庭の方から非常に怒られまして、なぜ怒られたかという、その街路灯が日中も電気がつきっ放しで、「むだなあれをしているのではないの」というふうに言われて、市役所の方に電話をしたら、次の日から消えたということがありましたので、日中は電気は要らないので、よろしく願いいたします。（「答弁必要ですか」の声あり）要りません。

○森委員長

では、先ほどのバスの利用実績の資料があるというふうなことでございますので、委員全員に、もしよければお配りください。お願いいたします。

では、そのほか何かございますでしょうか。

○佐藤委員

資料 7 の 7 ページ、12 のところで、詩都景観形成事業「歴史の道」に要する経費で、いろいろ「詩都 多賀城」を標榜しながら、市民活動を続けていらっしゃるというふうには思うのですが、ことしから貞山堀をめぐる観光開発といいますか、そういう事業にも、県というか、国を主体にして乗り出してくるという状況の中で、ぜひ貞山堀もこのツアーというか、そういう中に入れていただきたいというお願いでございます。

大代の県営アパートの方の下の方から、中峰橋を右に見て眺めると、300 年ぐらい前の情景が浮かぶようなタイルの絵があつたりしまして、あの当時非常にお金をかけた橋であり、その壁画と言ったらいいのでしょうか、絵であり、もったいないというふうには思うのです。そういうところの糸口として、そういうことも机の上に乗せて、検討して、皆さんで見学していただきながら、多賀城のトータルな観光事業としての計画の中に入れていただきたいと思いますというふうに思いますが、お願いでございます。御返事はいただければ幸いです。

それから、次、先ほどから出ていますバスです。評価の取り組みとの関連で見ますと、B 表のところ、A 表のところは、多賀城に市民を集中させたいという思いで、一生懸命やっているというのはよくわかりますから、それはそれでいいのですけれども、B 表のところ、成果指標とかというところで、かねてから私は何回もこの場所でも、一般質問でも、笠神の住民の方たちが塩竈に行く足の便が取られてしまって、不便になったという訴えはしております。何とかしてほしいという願いをしているわけですが、その中で数百の署名もつけて訴えているのですけれども、そのことが、この指標の中に反映されていない、そういうことは反映しなくていいのかというふうな思いで見たのですけれども、例えばダイヤとかルートなどに関する苦情件数とか、そういうことではないのかなと、住民から寄せられた署名などの思いが、ここに反映すべきではないのかという思いで見たのですけれども、それはいかがなものでしょうか。

それから、「有効性とか効率性」の中で、「類似の事業があり、再編できる」、あるいは、「仕事の進め方、役割分担の中」で、「多賀城・七ヶ浜循環線も」云々というふうなことが触れてありますけれども、ここ、その部分での、これをつくるときに、この念頭に全く置かれていなかったのかということ、がっかりしてしまったのですけれども、住民の思いはどこに、これでは反映しているのかなということをお聞きしたいというふうに思います。

それから、この間、敬老会がありました。それで、初めて御招待された77歳の方が、大変喜んでいまして、70歳からとか、75歳からと、年々おくれていく中で、「自分はそれまで長生きできるかなと思っていたら、やっと出席できた」と喜んでいたのですけれども、これは担当課の方に感性をお尋ねするのですが、祝詞を見たときに、その人ですよ、私が言ったのではないのですよ。「非常にがっかりした」と言うのです。その祝詞が書いてある紙はともかくとして、もうちょっと、何といいますか、言葉というか、考え方に配慮をというか、「大変長生きして、喜ばしいという思いが、何だか余り通じてこなかった」と、その人はおっしゃるのです。

なぜかということ、「金5,000円を贈って」というような文言があって、5,000円なんて、最初調査があるらしいのです。5,000円振り込みますから、銀行口座を教えてくださいという調査があって、それで5,000円振り込まれるのはわかっていたのだと。多少でも、大変な状況の中、5,000円でもいただくのはありがたいのだけれども、その祝詞の中に、「5,000円を贈って、これを」、私、ここに実物持っているのですけれども、名前が書いてありますからお見せしませんけれども、「こうこうとします」というようなことが書いてあって、何か通り一遍だなと、寂しいなと思ったそうなのです。

私も読ませていただいて、ぜひこれは、心がこもった文章に変えていくべきではないのかと思ったのですが、今持っていないでしょうから、課に戻って行って、ぜひ、どんな文章を書いたかなというふうに読んでみていただきたいというふうに思います。

以上、三つです。

○片山地域コミュニティ課長

現在、「歴史の道」ということで、多賀城政庁を中心に、NPOゲートシティ多賀城の皆様から、六つのルートの提案をいただいているところでございます。こういった市民の方々、あるいは行政と協働によるいろいろなワークショップを通じまして、市民の目線による多賀城の再発見ということで、ルートを考えていただいたのですが、こうしたお話を、市長が各地区での「おぼんです」あるいは「ちょっと茶っと」でお話をした際に、「こういったアイデアはどうなのでしょうかね」というふうに寄せていただく市民の方もいらっしゃいます。

そういう方々にはゲートシティさんの方を御紹介させていただいて、ぜひそういったすばらしいアイデアについては、お話をさせていただいて、「皆さんも一緒になってまちづくりに参加していただければどうでしょうか」という勧め方をさせていただいております。

今、委員からお話があったことについても、ぜひこちらの方のお話し合いに参画いただいて、また別の多賀城の魅力ある「歴史の道」づくりに御参画いただければというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○菅野市長公室長補佐（行政経営担当）

お答えいたします。

今御質問のあった件なのですが、平成 19 年度事務事業評価の 1 ページ、2 ページに、A 表、B 表に記載してあります事業は、多賀城東部線の事業でございます。

今、委員の方から御指摘のありました下馬であるとか、三中前ですか、の停留所で、それで塩竈の方に行くルートというのは、これは七ヶ浜循環線でありまして、事業になりますと別事業になるわけです。したがって、その苦情であるとか、要望であるとかの件数が、東部バス路線に関してはゼロと。これがバス運行事業の七ヶ浜循環線という事業になりますと、当然、ここの成果指標の要望、苦情件数の実績の方には、1 件あるいは 2 件という数字が記載されたものになることになったものであります。

その辺がありまして、この事務事業の分け方で、今回たまたま東部バス路線を載せた事務事業評価だということで、御理解いただきたいと思えます。

○永澤介護福祉課長

祝詞に心がこもっていない、がっかりしたということなのですが、祝詞自体非常に小さいもので、あの中に心を込めて表現するというのも、やはり相当難しいものではあるかなとは思いますが、やはり時代に合った、心のこもった言葉、それにかえることに、こちらは当然そういうことも、今回の御意見いただきまして、改めて考えてみたいと思えます。

○佐藤委員

貞山堀を含めていただくということで、含めていただくといえますか、そういう活動をしていくというお答えだったというふうに思いますので、どうぞよろしく願いをいたします。

それから、バスは、ここに書かなかったというのはよくわかりました。

しかし、笠神の人たちの要求は消えていないわけで、「ちょっと茶っと」の中でも、行きたいのだけれども、行って、市長に直接訴えたいのだけれども、夜だから行かれないというお年寄りがいっぱいいるのです、本当に。それで、私に行けと言うのですが、私もちょうど夜、都合が悪かったりすると、行けなかったりして、本当にそうなのです。ですから、そういう意味では、今困っている高齢者の方たちにこたえていく最善の策は、本当に、この間も担当部長には資料もお渡ししましたけれども、塩竈での東部線というか、その塩竈行き、三中前を通過して、ぐるっと回る 100 円バスを運行してほしいという、市民の人たちの運動もありますから、ぜひそれに積極的にのる形で頑張っていたきたいというふうに思うのです。高齢者だけではなくて、50 代、60 代、「私たちの年代になると、ひざも痛くなるし、歩くのが大変だ。本当に何を考えているんだろう」と、「塩竈に行かないで多賀城にだけ行けばいいのだけれども、そうもいかない」という中で、トータルの生活圈の中をとということで比べれば、今回、市長の英断だったその新田の人たちが、仙台に学区、向こうに全部行ってしまったということでは、大変いい判断だったというふうに思うのですが、やはりあれも生活圈を考えての行動だったと思うのです。そういうところでは、やはり本当に大英断をお願いをします、改めて。

そして、また、国の政策についてでも、住民の足の確保について、新しい条件が生まれていると言われております。昨年は、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」というものができまして、地方での住民の足を公共交通の工夫で確保する場合には、協議と計画作成、実施などに補助が出るようになったと。それから、さらに、ことし、骨太方針、2008 年には、地域公共交通活性化法に基づき、「住民の足の確保に対して支援する」との記述が加わったそうでありまして。制度自体は昨年と同じですけれども、予算額も 30 億円とい

てふえておりますので、ぜひ大いに活用して、皆さんに喜ばれるような施策の実現を、重ねて、心からお願いを申し上げます。

もう一つですが、祝詞はこんなものです。小さいのです。ですから、心を込めて、ここにいっぱい書けというのは大変だと思うのですけれども、何か、「敬老金 5,000 円を贈ります」というのは、言わずもがなで、要らないのではないのかと、それより何かもう少し違う言葉を、優しく添えてあげた方が、心に響くかなというふうに思うのですが、ぜひ御検討をよろしく願いして終わります。（「答弁はよろしいですね」の声あり）はい。

○森委員長

ここで 10 分間休憩といたします。再開は 3 時 20 分といたします。

午後 3 時 08 分 休憩

午後 3 時 19 分 開議

○森委員長

定刻前でございますが、皆さんおそろいでございますので、再開をしたいと思えます。

○雨森委員

簡単に質問申し上げます。住民の足である路線バス。この北日本自動車学院さんに、例えば燃料の助成とか、何か方法があるのか、お考えであるのか、その点だけお尋ねいたします。

それから、きょう、実はたまたま早朝目が覚めたものですから、朝 3 時半ごろ、多賀城交番並びに南宮交番ですか、2 カ所回ってまいりました。多賀城をちょっと治安で回って見たのですけれども、両交番とも外出ということで、署内の電気が消えてしまっているのです。これはその方法だと思うのです。塩竈も消えているのですけれども、それで回転灯だけがついているのです。外部から見ると、確かにパトカーもいないし、外部で何かあったのかなというように思うのですが、これは防災の方で、中身がわかるかわからないかわかりませんが、一度、御存じの範囲内で、例えば、署内が真っ暗で、電気が消えているのです。それで回転灯だけがついているのです。これは塩竈、向こうの管内に行きましても皆同じです。けさ 3 時半ごろも、皆、両方交番も皆消えて、回転灯だけがついているのです。それで署員の姿は見えません。それには何か理由があるのか、その点ちょっとお尋ねします。この 2 点でございます。

○菅野市長公室長補佐（行政経営担当）

お答えいたします。

まず、バスの燃料費の件でございますけれども、確かに燃油が上がってしまっていて、非常に我々も心苦しく思っておるわけでございますけれども、市の方で燃料代を助成いたしますと、道路運送法上、定期バス路線の扱いにされてしまいます。

そうしますと、今現在、北日本自動車学院さんの方で、土・日、あと休みは運休であるとか、あと向こうの都合で臨時運休とかということが、今たまにあります。それに先立ちまして、十分住民の方には周知しておりますけれども、そういったことができなくなるということもありまして、ある意味、せつかくの社会貢献活動として行っているこの「おでかけバス」そのものが、もう一度制度設計し直さなければならないということもありますの

で、現在、両者間においては、そのような部分で、一応同じ認識のもとに今現在に至っているということで、御理解いただきたいと思います。

○伊藤交通防災課長

多賀城駅前の警察官立寄所、早朝、電気が消えておったということでございますね。（「山王です」の声あり）わかりました。

南宮交番所が電気が消えておったというようなことですが、御承知のとおり、この4月から3人体制から6人体制になりまして、24時間体制となりました。駐在所から交番というようなことで、昇格になったわけではありますが、恐らく、24時間交代制ですから、電気が消えていたということは、パトロール、警らか、あるいは何か事件、事故等が発生した関係ではなかろうかと、このように認識しております。

○雨森委員

これは、課長は、署内のことですから、詳しい理由はわからないかもしれませんが、多賀城交番でも、あそこは4人体制ですか、いずれにしても、署内の電気を皆消します。そして、赤い回転灯だけはついているのですね。それでももちろんパトカーはいないのです。それから、塩竈市内の交番でも、やはり3時、4時ごろ参りますと、署内の電気を消してしまっているのです。それでライトだけついているのです、回転灯だけ。

ですから、やはり警察なり交番なりの決まりか、どういう決まりがあるのか、御存じであればお尋ねしたかったのですが、なければ別に結構ですが、やはり何か外部から行きますと、せっかく24時間体制ということで、せめて室内の電気ぐらいつけていただきたいというような気がするのです。それでちょっとお尋ねしてみようと思いました。それがわからなければ、また後日で結構であります。（「公共交通についてはよろしいですか」の声あり）結構です。

○伊藤交通防災課長

その電気が消えていたということについては、署員が不在の折は、節電等のために消しておるのかどうか、その辺を含めて、警察署の方に確認し、地域課の方に確認してみたいと思います。

○伏谷委員

資料7の19ページ、7のプロジェクト事業に要する経費が1点と、それから、21ページの、情報化の推進に要する経費のホームページの研修というところで、2点伺いたいと思います。

まず初めに、学院大とのいろいろな提携ということで、先ほど、学生の調査活動として、インターンシップのモニタリングというふうなお話を伺いました。その前には、たしか理科の授業に対する先生の授業ですか、それから、「おもちゃのお医者さん」といいますか、大代地区公民館でやった学院工学部の学生たちとやった事業ということで伺っておりますが、そのほかに何か今までの活動があれば、それを教えていただきたいと思います。

それと、ホームページの研修なのですけれども、前回の説明ですと、そのホームページの修正といいますが、そういったことに対する研修が主かなというふうに感じたのですが、もう少し具体的にこのホームページの研修と、あと、やはり先ほどいろいろな方々から、何かにつけ「ホームページを見てくれ」という表現があったのですが、実際、どのくらい

の方が見ているかという、そういった概略的なところも、多賀城市内としてつかんでいらっしゃるか、その辺の数値も、知る範囲で教えていただきたいと思います。

○鈴木市長公室長補佐（プロジェクト推進担当）

それではお答え申し上げます。

今、委員からございました理科教師の「学び直し」という授業のほかに、同じく「おもちゃの病院」ということで、これは文化センターのお祭りの中で1教室を開いたということで、大変こちらから市民の方から好評を得ております。

そのほかにと申しますと、昨年は11月2日以降の出来事でございますので、約4カ月弱しかございませんでした。その中で、一つは、オープンリサーチセンターという、東北学院大学の講座があるのですけれども、「古代ローマ帝国社会における宗教の多元性」という公開講座を多賀城で開いていただいたと。当初は文化センターで開きたいというお話がございましたけれども、たまたま日程的に文化センターがあいていないということで、うちの方を通じまして、東北歴史博物館を紹介いたしまして、そちらで開催したということで、こちらについても市民の方々に参加いただいているということでございます。

平成19年度は、締結を結んだばかりということで、なかなかこれ以上は進まなかったのですが、庁内各課、意識を持って、いろいろな事業に東北学院大の力をかりたいというのが来ておりまして、現在でも学院大と協議を進めている部分がございます。だんだんこれからふえていくのだというふうに思っております。

○佐藤総務部次長(兼)総務課長

ホームページ関係の研修の件でございますが、現在、市のホームページについては、地域コミュニティ課の職員が、専門にその更新等をしてございます。

これにつきまして、そのほかの職員についても、ホームページの更新ができるようにということで、情報化推進係の方で職員向けに研修を行ってございます。

具体的な、例えばホームページの閲覧状況等については、地域コミュニティ課の方から回答させていただきますので、よろしく願いいたします。

○片山地域コミュニティ課長

それでは、資料7の12ページをお開きいただきたいのですが、5番にホームページのアクセス状況はこちらに記載してございます。

平成19年度につきましては、トップページのアクセスが合計15万2,467件ということで、1日平均418件ということでございます。訪問者数としましては、延べで81万3,115人ということで、1日平均2,228人という状況になってございます。

どれぐらいの人が見ているのかというような、件数でございまして、こうなっておりますが、ちょっと古い資料なのですが、2006年総務省統計局の社会生活基本調査によりまして、ホームページのいわゆる普及状況というのは、全国で59.4%なのだそうです。

多賀城市ではデータはございませんが、宮城県としては55.7%ということなので、全国平均は下回っているという状況でございます。それでも、宮城県は実は東北では1位の状況だということですが、そういう中で、1、2、3位はいずれも関東、首都圏ということですが、宮城県は55%ということで、そういった方々、これはトップページということなので、

全国どこから、あるいは全世界からこちらに、一番トップのページに来ている方のデータというのは、こういうデータになっているということでございます。

○伏谷委員

ありがとうございます。

最初の質問なのですが、その学院大との提携ということなのですが、今、市長公室の方からのお考え、視点ということで伺いました。中で、あと、地域コミュニティ課としての見方として、一つ、先ほど松村委員が参加していると言っていた商工会のまちづくり協議会、こちらで柳井先生という方が講師になって、商工会の方でまちづくり協議会をやったということでございます。その方がやはり学院大の教授であったということで、最近聞くとところによりますと、そのゼミ生が多賀城の市民活動について非常に興味がある、市民活動についての勉強をしたいということで、その学院大の、ちょっと科は忘れたのですが、今、学生さんが、実際その市民活動を学びに来ているというふうな話を伺いました。

まさに、当初目的と非常にラップしている、地方分権というのはこういうことから始まっていくのだなと。点と点で結び合っ、ボトムアップしていくというこういう状況が、何かかいま見れたような感じがしましたので、この課ごとではなくて、全体の情報共有というのは本当に必要なのかと思いましたが、その所見を伺いたしたいと思います。

それから、ホームページの件なのですが、先ほどは逆に、深谷委員の方からは、紙媒体も必要性があると、これはもっともだと思えます。ただ、先ほどの竹谷委員のお話によりますと、やはり情報化ということは、同じ資料で、同じ方法で、同じ共有をということであれば、やはりみんながそこに取り組む姿勢を見せていかなければならないかと。やはりホームページを見ていくということも、みんながホームページを見るということで、そこでの情報を共有化できるということもあるので、やはりそういったものをうまく捕らえていくという姿勢も、全体で持つていく必要性があるのかと思えますので、その辺のところも所見をお伺いさせていただきます。

○鈴木市長公室長補佐（プロジェクト推進担当）

お答えいたします。

去年の事業としては三つしかなかったのですが、その前段といたしまして、これからどう運営していきたいのかという協議をしております。中には、その講師を多賀城市にお呼びする場合に、では報酬を幾らにするのだというような協議もしました。

その中の一つとして、今後やはり情報を共有化しようということで、定期的に調整会議を開きましょうということで合意がなされておまして、第1回目の調整会議を5月に行っております。年2回ほど行いましょうと、春先の調整会議は、いわゆる前年度の事業の結果報告と、そこから反省点を出す。それから、秋の調整会議については、次年度以降のお互いの予定について煮詰めましょうということで、なかなか学院大の中でも、学部によって温度差があったり、あるいは、多賀城市も、部長等がこれに参加いたしまして、同じく共通認識を持ちながら、多賀城市がやってもらいたいこと、あるいは学院大からやってもらいたいこと、お互いに引き出そうということの会議を設けております。

○片山地域コミュニティ課長

私どもが市民の方々に情報を伝達する最大の手段というのは、やはり広報誌だというふうには考えております。

ただ、広報誌にはどうしてもページに限りがあるということで、そういう意味では、詳しくはホームページをごらんになれる方については、そちらもごらんくださいというような形でやっておりますけれども、やはりそのホームページの充実というのは、今、ちょっと2006年のデータを紹介しましたが、今後ますます普及していくものと思っていますので、やはり有効な媒体の一つとして、やはりその充実も図っていかねばならないと。

そういう意味でも、職員の研修も必要になってくるのではないかというふうに考えております。

○伏谷委員

ありがとうございます。ぜひとも、第1回目の一般質問で質問させていただいたソーシャルネットワークシステムというのが、これは絶対、地域の融合性を保つ一つの手法となると思いますので、もう一回、私もさらに勉強しまして、これを質問させていただきたいと思いますので、この辺に関して精査していただければというふうに思います。（「答弁よろしいですか」の声あり）はい。

○昌浦委員

私は、資料7の18ページ、中心市街地活性化事業に要する経費、それから、同じく資料7の51ページ、老人福祉に要する経費、特別養護老人ホーム建設負担金、この2点でちょっと質疑をさせていただきたいと思います。

まずもって、18ページの、3(1)に、市街地再開発事業の推進という、「多賀城駅北開発株式会社」設立となっております。この設立年月日はいつですか。

○鈴木市長公室長補佐（プロジェクト推進担当）

設立年月日が、平成20年3月28日でございます。

○昌浦委員

都市再開発法の第50条の2から50条の15まで、いわゆる再開発会社の規定があるのですけれども、どうもこの「多賀城駅北開発株式会社」というのは、いかなる位置づけの法人なのか、規定からはちょっと読み取れないのです。どういう位置づけの法人なのでしょう。

○鈴木市長公室長補佐（プロジェクト推進担当）

これは商業法人株式会社でございます。それで、設立の根拠は、市街地再開発法と会社法もかかわってくるというふうに考えております。

○昌浦委員

では、今の御回答で、いわゆる地方自治体が出資をしている商業法人ということで理解してよろしいでしょうか。

○鈴木市長公室長補佐（プロジェクト推進担当）

一般的には、地方自治体が出資している法人と申しますと、第三セクターと言われますけれども、ちょっとイメージが違うのかなと言われますけれども、基本的概念は、地方公共団体が出資している法人でございますので、第三セクターのカテゴリーに入るというふうに思っております。

○昌浦委員

そうですね、第三セクターのカテゴリーに入るか入らないかというのは、非常に私の質問の中では大事なことなのです。

そこで、18 ページには、「市長公室長が取締役に就任した」云々とあるのです。これは、ちょっと私も地方自治法第 35 条、職員は皆御存じだと思っておりますけれども、「職務に専念する義務」ですね。これは第 35 条に書いてあるのです。これとこの取締役就任というものは、どのような関連があるのか、その辺、ちょっと具体的に、私、疑義があるものですから、質問したいと思っておりますけれども。

○鈴木市長公室長補佐（プロジェクト推進担当）

今のお話で、「地方自治法」とおっしゃられましたか、（「ごめんなさい、地方公務員法」の声あり）地方公務員法でございますね。

我々職員は、職務に専念する義務がございますけれども、今回の市長公室長の就任につきましては、「職務専念義務を免ずる」という形で許可を取ったということで、取っております。

それとあわせて、「営利企業従事」というその許可を二つ取りまして、職務というよりも、個人に近い形で、その株式会社の取締役にと就任しているということでございます。

○昌浦委員

「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」がございますね。この中の第 2 条に、簡単に言いますが、「条例で定めるものとの間の取り決めに基づき」というのがあるのです。第 2 条に。もっと言いますと、「任命権者」、この場合は市長を指すのですけれども、公室長に関しては、この人、いわゆる室長さんを派遣するには、「条例に定める取り決め」云々というのが優先するのです。

その根拠は何なのかと、こういうことに関して何か書いていないかと思いましたが、「第三セクターに関する指針の改定」というのが、平成 15 年 12 月 12 日に総務省から出ているのです。この中に、まずは、一般的留意事項の中に、「この指針において、第三セクターとは、地方公共団体が出資または出捐（以下、『出資』という。）を行っている民法法人及び商法法人」、これは第三セクターの定義ですが、その中に、3 の（運営体制）の中に、「地方公共団体の職員を派遣する場合は」、先ほど申し上げた「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成 12 年法律第 50 号）等を踏まえ、適切に対応すること」、適切に対応することというのは、私が言った第 2 条に書かれていることなのです。

実は、2 月 18 日に、議会で、「出資に関する」ということで、原案可決しましたね。その中で、いみじくも、鈴木さんですか、今、御回答をいただいたあなたが、私の質問に対して、「議決権を有する」云々とおっしゃっています。議事録に載っています。そのときに、「実は取締役を派遣します」というようなことを御回答いただければ、私はその後の次の質問があったのです。しかしながら、「議決権を有する」、私もいわゆる商法に関しては、素人の素人なものですから、そこで終わってしまったのですけれども、これは、こういう第三セクターに関する指針等々を含めて、いわゆる市長公室長を任命権者たる人が、いわゆる会社法人に出向なり、その職に充てる場合は、きちんとした、法律までいきませんね、この法にあるのですから、条例的なものをつくって、いわゆる職専免と、通称あなた方が言っているように、職務に専念する義務を免除するとかというふうな、一つの条例をつくって、対処していくのが本当ではないかと思うのですけれども、その辺どうなのでしょう。

○鈴木市長公室長補佐（プロジェクト推進担当）

それではお答えいたします。

公益法人等への一般職の地方公務員の派遣に関する法律、こちらの第1条には、「この法律は、地方公共団体が人的援助を行うことが必要と見られる公益法人等の業務に、専ら従事させるために職員を派遣する」と。「専ら従事」ということは、ずうっと従事しているということだと思えます。

今回の市長公室長の任務は、取締役として取締役会に出席すると。この取締役会は今のところ月1回程度、2時間程度の仕事でございます。ですから、「専ら従事する」には該当しないというふうに私どもは考えておりますので、この法律には該当せずに、職専免として、仕事をその時間帯従事することを免じて、彼が独自に取締役会に出席をしているという解釈のもとに行っているものでございます。

○昌浦委員

そうしますと、室長がそこに出る場合は、その都度、任命権者が職務に専念する義務を免ずるといふ、一つの文書的なものをお出しになっているのでしょうか。

○鈴木市長公室長補佐（プロジェクト推進担当）

任命権者からいただいている決定通知書では、期間といたしましては、「平成20年3月28日から在職または会社が解散するまでの間、同会社の株主総会及び取締役会の都度、職務専念義務を免除する」という形で御通知をいただいております。

ですから、毎回、毎回ではなくて、一番最初の許可の際にちょうだいしているという形になっております。

○昌浦委員

わかりました。いわゆるその辺が、先ほど、うっかりと自治法と言葉が出たものですから、地方公務員法第35条と抵触するのかどうかということがちょっと疑義があったものですから、ふれさせていただきました。

さて、同じく2月18日の中で、室長が、「増資をする」と。株は221株なのだけれども、200万円ほどの株をふやす云々ということがあるのですけれども、私、ここに履歴事項、全部証明書ももらってきたのです。当該会社の。そうしましたら、発行可能株式総数240株なのです。

ということは、発行済み株式が221ということは、1株、これ1株10万円なのですけれども、19株が売却可能な株数になって、2月18日に御説明の20株の発行可能数との間に1株分の差異が出てくるのでございますが、その辺はどのような成り行きで1株が違ってきたのか。

○鈴木市長公室長補佐（プロジェクト推進担当）

お答え申し上げます。

その増資の分については、この株式会社の特性を生かして、当初の、設立の早い時期から、民間の方々の知識をいただこうということで、後ほど、例えばマンションを建てるのが方針づけられれば、マンション業者の方々が出資していただく分ということで考えておりました。

1株分差異が出たということは、ちょっと調べてみないとわからないものですから、ちょっとお時間ちょうだいいたしまして、御回答申し上げたいと思います。

○昌浦委員

あるのですよ。発行可能株式総数 240 株、それで発行済み株式の総数並びに種類及び数は、発行済み株式の総数 221 株、ですから 19 株、今後発行可能なのは。

しかしながら、2月18日の私の質問に対する御答弁は、「200万円」と、明確に議事録に載っておりますから、室長さんがお答えしているのです。ということは、算数ですよ、1株違ってくるのではないかということなのですけれども、それに関してはどこで違ってきたのか、あるいは、それは初めから240なのだけれども、200万円程度という、ぐらいというふうな軽い気持ちでお答えになったのか、その辺どうなのでしょう。

○鈴木市長公室長補佐（プロジェクト推進担当）

お答えいたします。

その辺の経緯、ちょっと確認いたしますので、お時間をいただければと思います。すみません。

○昌浦委員

わかりました。今ここでどうのこうのと言っても、確認をせずにお答えもできないでしょうから。

それで、この出資の現物になりました多賀城市中央三丁目28番の3でございますね。これは、いつ移転登記といたしますか、所有権移転をされましたか。

○鈴木市長公室長補佐（プロジェクト推進担当）

お答えいたします。

こちらにつきましては、年度が明けてから所有権移転登記をいたしました。たしか4月の末だったと思います。

○昌浦委員

違いますよ。原因は、平成20年3月7日、現物出資になっておりますけれども、受付年月日、これは平成20年6月3日なのです。私、いただいてまいりました。

出資というのは、私、商法的なものとはわからないけれども、本来であれば2月18日、議会において原案可決の議決をいただいたならば、3月28日、会社設立の間に出資をしなければいけないのではないのかと私は思うのです。移転登記というものは、それがどうして6月3日なのでしょう。

○鈴木市長公室長補佐（プロジェクト推進担当）

財産につきましては、3月中旬に多賀城市から駅北株式会社に対して、設立前ではございませんけれども、出資をいたしますという文書を出しております。

この文書を受けて、意思確認をされたということで、それから会社が設立になったと。そして、基本的には、その文書のやりとりの中で、出資の意思が固まってはいるのですけれども、いわゆる第三者に対抗する要件としての登記が、その後、会社の手続によって若干おくれてしまったということだということです。

○昌浦委員

先ほど、4月の半ば云々に移転登記とおっしゃっていますね。あれはどういうことなのでしょう。6月3日なのです。あなたは4月とおっしゃいましたね。やりとりいいですよ、文書でも何でも。では6月3日に受け付けて、筆頭登記官が受け取ったのではないですか。登記官が証明しているのです。ですから、6月3日ということは、あり得ないと私は思うのです。これどうなのですか。所有権移転というのはこんなにおくれていいものなのですか。私、わからないので聞いているのです。ですから、やりとり云々はいいです。

しかしながら、出資というのは、会社設立前になされるのが、常識的な判断ではないかと私は思うのですけれども、これは差異があるのですか。

○鈴木市長公室長補佐（プロジェクト推進担当）

お答えいたします。

出資自体は3月中に出資の申し込みをしておりますので、登記行為が、先ほど4月と申しましたけれども、失礼いたしました。錯誤でございます。6月になされたということでございます。

ですから、多賀城市の出資自体はいつなのかといえば、3月中に出資をしているという形になります。

○昌浦委員

わかりました。そうしましたら、多賀城駅北開発株式会社には、3月中には出資の意思というか、行為をなされたということで理解してよろしいのですね。たまたま6月3日に受け付けがあったということなのでしょうけれども。

さて、そこでなのですけれども、この会社の説明に関しては、あなたがいみじくもおっしゃったように、商法法人なわけですけれども、第三セクターに関する指針の改定の中には、「地域住民に対しても、議会に説明した内容について、よりわかりやすい形で積極的に広報等を行うなどにより、十分な理解を得るよう努める必要があること」。

それから、「議会に関しても、説明、要件をきちんとすべきである」ということが、この中に書いてあります。

これはいまだに改定の、改定版が出ておりませんので、平成15年12月12日のこのいわゆる指針は、今も生きていると思うのですけれども。

さて、この間の2月18日の、唐突というのではないのですけれども、議事録を読まれているとは思いますが、「ちょっと説明の不足ではなかったのか」云々とあるわけですね。そういう議員からの発言が議事録に載っておるのですけれども、余りにも説明がちょっと足りなかったのかと、私自身は思っているところです。

それで、最後ののですけれども、ここの主要な施策の成果に関する説明書の中に、なぜ設立年月日を書いていなかったのか。やはりこういうものというのは、会社設立したのであれば、平成20年3月28日設立というようなことは、一言入れてしかるべきだと私は思うのですけれども、その辺はどうでしょう。

○鈴木市長公室長補佐（プロジェクト推進担当）

お答え申し上げます。

そちらの件につきましては、行政の報告等で、設立した旨の御報告を6月議会にしておりますので、気持ち的に主要な施策まで日にちを載せなかったというのがございますけれども、今後の反省点として考えてまいりたいと思います。

○昌浦委員

最後です。なぜ一般職の職員なのかなというような素朴な疑問を持つのです。取締役就任ですね。なぜ一般職でなければならなかったのか。いわば、市長でなくとも、副市長あたりが取締役として就任をした方が、より理解が早くて、意思決定などもうまくいくのではないのかと、素朴な疑問を持つのですけれども、なぜ一般職だったのか、最後に御答弁いただきます。

○鈴木市長公室長補佐（プロジェクト推進担当）

お答え申し上げます。

今、月1回の取締役会ということで、回数も余り多くないのですけれども、ひょっとすると、事業が進展してくると、今後もう少し回数が増える可能性があるかと。それからしますと、公務多忙なところ、副市長、市長になってしまうと、出席できなくなってしまうと、これは議決権の半分を持つ取締役でございますので、欠席という事態はなるべく避けたいというのがございまして、今回、市長公室長ということで、一般職でもトップということでの就任ということで考えました。

○昌浦委員

この件の質問、本当に最後にしたいと思うのですけれども、いわゆる会社で、負債等々が発生した場合、この場合、いわゆる一般職の市長公室長は、どのような債務的なものを履行しなければならないのか。補償などを含めてです。それが1点です。

このいわゆる取締役は、今後はあて職とみなして、市長公室長が異動するたびに取締役につくのかということだけ、確認しておきたいと思います。

○鈴木市長公室長補佐（プロジェクト推進担当）

それではお答えします。

会社法の中で、取締役が故意であるとか、重大な過失があって、第三者に被害を与えた場合は、これを賠償する責任を負うということが一般的でございますけれども、故意あるいは重大な過失がなかったとして、負債が生じたという場合には、賠償というか責任というのは出てこないというふうに考えております。

多賀城市におきましても、出資をした限りにおいて、その出資金が戻らないということはありませんかと思うのですけれども、そうならないように、市長公室長が出席をして、取締役としてイニシアチブをとりながら事業を進めていくということでございます。

それから、今後のあて職かどうかということになりますと、基本的に、プロジェクトで仕事に携わっている以上、市長公室長はそのままあて職として出ていただくというのが、多賀城市のスタンスだというふうに思っております。

○昌浦委員

ただいまの答弁を聞いていると、いわゆる市長公室長がかわっても、市長公室長があて職として取締役というのを引き継いでいくのだと。故意によらなければ、債権の賠償責任等

は免れるというふうに、私ども、今の御答弁を聞いて理解したところですが、いわゆる第三セクターというのは、今、大変な曲がり角に来ているのです。午前中ですか、夕張云々ということがありましたけれども、夕張がちょっと再建団体というか、大変な思いになったのは、いろいろな第三セクターをつくったのです。先ほどのお話の中では、三セクのごとは触れられたかどうかちょっと何でございませぬけれども、ですから、やはりこういう再開発会社という新しい手法、これは余り、インターネットで調べたら、そんなに全国的にも事例が余りない、東北で初めてというような話も、説明で聞いたやに私も記憶しておりますけれども、ゆえに、今ここで、三セクであるということは、私、明確に今、御答弁をいただきましたから、どうか失敗のないように、今後鋭意努力して進めていっていただきたいと思うところでございます。

それでは、51 ページなのでございますが、ここに特別養護老人ホーム建設負担金ということで、2 件、これは多分多賀城苑と、最後におつくりになられたと思うのですが、千賀の浦福祉会が、松島の長松苑かというふうに思うのですけれども、この金額 721 万 6,122 円、これは多賀城苑分と、恐らく長松苑だと思うのですけれども、その金額的なものは個々に幾らなのですか。

○永澤介護福祉課長

まず、この特別養護老人ホーム 2 件は、今おっしゃられたとおり、多賀城苑それから松島の長松苑でございます。

多賀城苑の分については、平成 19 年度の支出額は 441 万円、長松苑分 268 万 8,768 円、合計 709 万 8,768 円でございます。

○昌浦委員

御答弁とちょっと差異がありませんか、金額的に。今のを頭の中でざっと計算してみても、709 万円ぐらいになってしまって、決算額 721 万 6,122 円と約 11 万 7,000 円ぐらい、御答弁の金額とちょっと差異があると思うのですが、どうなっていますか。

○永澤介護福祉課長

この差の分ですが、目の説明のとき説明したのですが、この資料 4 の 46 ページをお願いいたします。老人福祉費の備考欄に、3 款 1 項 8 目より予算流用 11 万 8,000 円となっております。この部分が、老人福祉費県補助金の平成 18 年度分の精算分を予算措置しなければならなくなったのでございますが、この精算金につきましては、一般財源を充当しなければならない。ところが、この老人福祉費の中の事業では、一般財源が入っているのが、この老人福祉に要する経費しかなかったものでありますから、この事業に流用して支出させていただいたために、その差が生じております。

○昌浦委員

わかりました。課長の回答と決算額の差異が 11 万 7,354 円、ゆえに、この 11 万 8,000 円というのが、この差異の分だというふうに理解しました。

あと、多賀城市が千賀の浦福祉会に出資しているの、何か金額的なものはございますか。たしか委託料か何かであるような気がするのですが。

○永澤介護福祉課長

金額については、おっしゃるとおりの 11 万 7,354 円でございます。

次に、そのほかに、千賀の浦福祉会に、出資という形ではございませんが、委託料として、介護保険の保険給付以外に、委託料としまして「お元気ですか訪問」、それから地域包括支援センターの委託料、この2件の委託料を支出しております。

○昌浦委員

大体、委託料、このくらいかなというのを金額でやると、大体、午前中に私がお聞きした多賀城苑の地代等と匹敵する金額ぐらいが、恐らく支出しているのではないかなと、漠然とですが、思うのです。それはいいです。金額的なものの詳細は、今回除きますけれども、そうしますと、何か支出と地代で入ってくる分とが大体ペイラインなのですね。行った、来たというような金額で、そんなに差異のない金額ぐらいが、支出したり、収入として入ってきたりしているのです。

そこで、この多賀城苑それから長松苑の建設負担金の支出終了年度、この年度をもって、翌年度はもう支出しないという最終年度ですが、それぞれ多賀城苑、長松苑、何年度ですか。

○永澤介護福祉課長

多賀城苑は平成26年度、長松苑は平成32年度が最終年度でございます。

○昌浦委員

長松苑は随分長いのですね。償還、それだけかかるのでしょうか。

何か午前中の歳入で、2,108万円ぐらい入ってきているのですけれども、この多賀城市の所有している土地を、千賀の浦福祉会に市が寄附して、千賀の浦福祉会の土地賃借料を市が放棄して、その寄附を受けた土地を基本財産として、それを運営資金の調達などに回して、法人独自の経営などというものも、そろそろ視野に入れていくべきではないのかと思うのです。後でまた質問させていただきますけれども、どうなのでしょうね、いわゆる多賀城市所有の土地というものを放棄ということは可能なのでしょうか。

○永澤介護福祉課長

千賀の浦福祉会の場合には、2市3町が共同で特別養護老人ホームが足りないために、共同で順番に整備するというので、2市3町がお金を出し合いました。

ただ、その後建設された、あるいは開設した介護事業所というのは、市ではそういった補助金というものは出しておりません。その関係上からも、千賀の浦福祉会を特別扱い、やはり今でもしているわけですが、これ以上の特別扱いというのは難しいかと思えます。

○昌浦委員

仄聞するところでは、当該法人は、平成19年度の決算で5,000万円から7,000万円ぐらい、そのくらいの赤字になったようなのです。それは当局として、金額は結構ですけれども、そういう事実をつかんでおられますか。

○永澤介護福祉課長

ちょっと資料が1枚ものの資料で、出てこなかったのですが、おおよその数字で申し上げますと、貸借対照表の損益計算の結果が2,600万円ほど前年度よりも減っている、それが平成19年度の千賀の浦福祉会の決算でございます。

○昌浦委員

私が仄聞するところですから、2,600万円減っているということで、今御回答がありました。

これも仄聞するところなのですけれども、当該法人の人件費が極度に高いのですね。このまま手をこまねいていると、雪だるま式に赤字が累積するおそれがあるのです。これ2市3町が関与している法人であるならば、市としては、このような事態を手をこまねいているわけにはいかないのではないのかというふうに思うのです。

このような2,600万円減ったという事態を掌握しているようなのですけれども、今後、やはり先ほど私が申し上げたように、いわゆる多賀城市の土地を放棄したかわりに、独自に千賀の浦福祉会で経営を立てていくような、そういう考えも私は頭の中にあるのですけれども、このまま手をこまねいていると、来年も減るおそれがあると思うのです、貸借対照表。そういうことに対して、市はどのように対処する御方針なのか。

というのは、多賀城市からたしか、運営に関して何か委員さんが、理事とは別ですよ、委員さんも、理事さんというのか何か、評議員ですか、出てらっしゃると思うのです。ですから、多賀城市はまるっきり知らないわけではないと思うので、その辺、どうなのでしょう。

○永澤介護福祉課長

千賀の浦福祉会の経営の内容の立て直しにつきましては、私、評議員しているのですが、実は、9月中には再建計画を出すようにという申し入れをしております。

それで、2番目の御質問の評議員については、ちょっと今言ってしまいましたが、私が多賀城市役所から評議員として出ております。

○昌浦委員

わかりました。やはりずっと多賀城市が、いろいろと千賀の浦福祉会に土地の提供といいますか、そういうことをしながら、法人としてずっと多賀城市のために頑張ってくださいった法人ではございますけれども、2市3町でやはり足並みをそろえて、私が考えたようなことも視野に入れて、今後協議をしていただくかどうか、この辺は、やはり担当課長ではなくて、しかるべき人あたりに御答弁をいただきたいと思うところでございます。

○相澤保健福祉部長

ただいまの御質問、しかるべき人ということですが、私ではちょっと役不足ですが、私の方で担当しておりますので、私からお答えいたします。

今の昌浦委員の御質問ですが、この辺の土地の無償譲渡とかいろいろの件についても、他の市町村との兼ね合いもございますので、今後、評議員会とかいろいろな関係で打ち合わせをしてみたいと思います。きょうはこのぐらいの回答にしかならないのかと思いますので、よろしく願いいたします。

○根本委員

資料7の7ページ、12に、詩都景観形成事業「歴史の道」に要する経費ということで、81万8,517円の決算となっております。これを見ますと、実施内容ということで、第1回目から第7回、いろいろな形で実施をされたということでございました。

ゲートシティという、そういう団体の皆様に協力をいただきながら、この事業を推進しているという、そういう御報告がございましたけれども、その団体から、このいろいろな事

業を展開して、報告書が出されたと、このようにお伺いしております。その報告書をいただいで、平成 21 年度にどう生かそうとしているのか、その辺のことをお伺いしたいと思います。

○片山地域コミュニティ課長

今御質問のとおりですが、8 月に報告書をちょうだいしてございます。

それで、今後につきましては、こちらの報告書を受けまして、庁内で、実現可能なものからやっていこうではないかということで、その中でも、行政が担うもの、あるいは市民が担えるものということについての検討が必要になってくるわけです。また、何よりも、その地元の方々の御協力などというのももちろん必要になってくると思うのですが、それで、これは今回の補正の中でも一部取り入れようとしているものがございまして、そのときに改めて担当課の方から説明があると思いますので、よろしいでしょうか。（「よろしいです、そのときで」の声あり）ということで、できることから実現に向けていきたいということでございます。

○根本委員

できることから、これから検討してやっていくということですね。今ここで具体的にこれというふうには、まだ決まっていないということですのでよろしいですね。補正の中では一部出していると、そういうことですね。わかりました。

それから、同じ資料の 18 ページなのですけども、1 番の公共交通に要する経費で、先ほど質疑もございまして、東部線のこの成果も発表になりました。

ことしから歳入の方でも、バス運行維持対策費補助金というのが、232 万円ほど来ているということで、これはありがたいとこう思いますけれども、まずこれは継続していただけるのかということが一つ。

それから、このバス路線の中で、やはり大きな目的の一つに、高齢者の足を確保する、やはり自宅からどんどん外に出かけていく、そして社会参加を促すという、最終的には介護にならないように、元気な高齢者をつくるという意味では、このバス路線というのは非常に効果があるのです。

そういう意味で、平成 19 年度において、そういう高齢者などに対して、社会参加を促すような何か施策を講じたかどうか、このバスに関してお伺いしたいと思います。

○菅野市長公室長補佐（行政経営担当）

まず、公共交通関係で、宮城県から平成 19 年度におきまして 232 万 2,000 円の補助金が入りました。これは平成 19 年度になりまして、宮城県の方の補助要綱が改正されまして、今まで補助対象にはならなかった、我が市が行っている東部バス路線と七ヶ浜循環線、この二つが対象となって入ってきたものでございます。

これは、収支率によってその補助率が変わってくるようでございます。収支率を上げれば上げるほど、御褒美にプレミアがつくというような補助金でございまして、したがって、収支率が下がりますと、この金額は維持できないというような性格の補助金であります。

それから、お年寄りの足の確保に対してということでございますけれども、公共交通の大きな目的の一つであります、やはり住民の足の確保の中では、高齢者の外出などの支援というのが大きな柱になっていることは、私の方でも認識しております。

これにつきましては、平成 19 年度中では、西部バス路線を復活させようということで、19 年 5 月ごろですか、まずアンケート調査をいたしまして、その結果、西部地区のかなりの高齢者の方々が、60 歳以上の方々が、「できれば復活させていただきたい」、それから、「乗りたい」という、そういう要望がございましたので、そういったアンケート調査の結果、今回、我々の方で各企業を当たりまして、それで多賀城北日本自動車学院の協力を得て、その足の確保に一つの形として実現したというふうなことで、御理解いただきたいと思います。

○根本委員

次に万葉号をお話ししようと思いましたが、先にお話ししていただきまして、どうもありがとうございます。

そうすると、東部バス路線の中では、例えば高齢者の方に敬老乗車証と、仙台市でやっていますね、70 歳以上の人に半額になるような敬老乗車証をやって、社会参加を促すと、こういう施策は今のところしていないということですね。そういうことですか。

半額になっても、もっと利用者がふえていくと、その収支率がよくなる、補助も上がるという可能性もありますね。この補助も有効に活用できるという、そういうこともありますので、やはりもう少し、その辺を検討していただきたいというふうに思います。

それから、もう一つ、特に高橋地区に多いのですけれども、仙台市のバスが仙台市方面に走ります。そうすると、敬老乗車証を持って、お友達と一緒にいくと、多賀城の住民は全額払う、別な仙台市の住民は敬老乗車証を持って安く払うというので、しょっちゅうそのお年寄りの方から、「多賀城市で何とかならないのですか」というようなお話をいただくのです。「あれは仙台の市営バスですから、何ともならないのですよ」と、こういうお話しはしているのですけれども、よくよく考えてみると、そういう方々も仙台市にどんどん足を運ぶということによっては、やはり生きがいづくりにもなるし、健康づくりにもなると。

そういうことを考えた場合に、仙台市と協議をして、そういうバスを利用する方にも、多賀城市で負担をして、その半額を出せるような敬老乗車証というのが発行はできないものかどうか、こういうことも私なりに考えてみたのですけれども、その 2 点についていかがでしょうか。

○菅野市長公室長補佐（行政経営担当）

そうですね。高齢者の方の社会参加を促すといういろいろな方策があると思うのですが、その中で、足の確保ということで、バス、このあたりの、シルバーパス的な発想、これは確かに仙台市ではございます。

それを、我が市において実践するのかというのは、まだ具体的な、内部の方でも検討してございませんので、そのあたり、高齢者の生きがい対策事業として、多分ほかのいろいろな施策的な部分ともあわせもって、今後いろいろと研究をしていきたいというふうに考えてございます。

○根本委員

全く私もそのとおりだと思います。研究していただきたいと思うのです。多賀城でバスを用意しなくとも、仙台市のバスを利用することによって、その人の社会参加ができるということになりますから、そういう意味では、そういう助成の仕方もあるのかということで、東部路線も含めて、ぜひ検討してみたいかと思いますが、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、万葉号については、本年から充実させたと、先ほど説明がございました。時間が短縮して、「非常に使いやすくなった」という、市民の皆さんの評判もいい、そういう状況でございますので、今後ともお願いしたいと思います。

それから、便数の増加に関しては、先ほど深谷委員がおっしゃったように、あのお話をしっかり受けとめていただいて、御努力をお願いしたいとこのように思います。

それから、企業誘致についてお伺いいたします。20 ページなのですけれども、ここに工、企業誘致施策ということで、平成 19 年度は「多賀城市産業創造戦略本部」を設置して、検討を行ったということで、企業誘致を平成 19 年度から発足をさせて推進をしてきたと、このようにございます。

いわゆる、今言われている企業誘致というのは、5 年後、10 年後とかというそういう長期的な展望のものではなくて、セントラル自動車あるいは東京エレクトロン、こういう会社の企業進出に伴って、その子会社なりいろいろな会社がそれに付随して来る、あるいはそれに影響して来る会社がある、今が一番大事な時期なのですね。この一番大事な時期に、どのようにその企業を誘致するかという点で、非常に課題も多いと思うのです。

私は、2 月の一般質問でも申し上げましたけれども、大きな課題は、企業の進出が決まらない段階で、工業用地をどう確保するか、逆に、工業用地を確保していないで、企業は来るのかと、こういう本当に大変な課題があると思います。

そしてまた、大和町、あるいはあちらの方では、企業立地奨励金ですか、そういうものも計画をしている、そういうこともありますけれども、そういうことで、平成 19 年度に企業誘致をするのに、そういう立地奨励金などを検討したのか、あるいは、その工業用地の確保について、どう検討して、この平成 20 年、21 年度を展開されようとしているのか、その辺の取り組みをお伺いしたいと思います。

○鈴木市長公室長補佐（プロジェクト推進担当）

お答え申し上げます。

実は、これは説明でもお話し申し上げたのですけれども、平成 19 年度は産業創造戦略本部を設置をする検討にとどまりまして、4 月になって、新しい部長等が人事異動でかわりましたので、4 月になって、実際の会議を開いております。

今後の取り組みなのですけれども、今委員がおっしゃったように、用地を確保すること、これはとても大事であるし、それと、企業にアタックすること、これもとても大事だということで、どっちが先、どっちが後ではなくて、両方並行して進めなければならないだろうということで、市長から特に、今年度になりまして、名古屋とそれから東京の企業立地セミナーに行って、まだ用地はないのだけれども、多賀城の知名度を売ってきましょうということで、PR をしてきたところでございます。

それで、時期的な話でございますけれども、今非常に宮城県が波に乗っておりまして、来たいという企業がいっぱいいると。県の話をお伺いしますと、「売ろう、売ろうと思っていたときには、だれも企業は向いてくれなくて、一つ決まったら、余っている土地にわんさか企業が来ているのだ」というような話を聞いております。

ですから、これは急速に、急いでやらなければならないというふうには思っているのですけれども、やはり当てもなく造成はできないということで、その辺をにらみながら、それから、その多賀城の今ある土地が、既存の工場地帯では大きな工場が入る土地のスペースがございませんので、やはり造成をしなければならぬと。造成をするためには、いろい

ろな法規制をクリアしなければならないということで、その法規制をクリアしながら、あるいは文化財の発掘もあるでしょうし、それから地権者との交渉、売っていただけるのかどうかということもございましょうし、それから本当に多賀城に来ていただける企業があるのか、企業が来ていただくために、当然そのときには、呼び水として奨励金の話も出てくるでしょうし、これらを網羅しながら、一つずつ検討しているというところが、今の現状でございます。

○根本委員

課題が、企業には来てほしいけれども、工業用地はどこにするかという問題もありますし、地権者との話し合いはうまくいっていないという問題もあるでしょうし、また、大和町と比べると、多賀城の田んぼはやはり高いのではないかと私は思うのです。そうすると、そういう格差をどう埋めるのか、「こんな高い土地では進出できません」と、こうなる可能性もある。

ですから、その辺をよく検討して、まず何を今、手を打たなければならないのかを、やはり検討していただいて、頑張っていたきたいと思うのです。

私も、本当はここまで言いたいことがあるのですけれども、きょうは言わないで、取っておきたいと思えますけれども、頑張っていたきたいと思えます。

最後に、44 ページ、原油高騰対策助成に要する経費ということで、平成 19 年度において、市長の英断で補正予算を組んで、この原油高騰対策をやりました。

市民の皆さん、非常に喜んでいましたね。あのときは灯油が 1,700 円から 1,800 円だったでしょうか、その灯油への助成ということで行った事業でございました。

まず、この平成 19 年度のこの事業の成果について、また評価をどのようにとらえているかお伺いしたいと思います。

○内海保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

原油の高騰対策として 5,000 円を支給したわけですが、いただいた方につきましては、それぞれよかったのかとこのように思います。

ただ、この辺の問題の核心の部分といいますか、それは、こうした物価、特定の品目に関する価格の高騰、一時的な高騰、あるいはこれが長期にわたるのか、瞬間的なものなのかというふうな見きわめが、非常に難しいのだろうと思います。

それから、先々の見通しそれ自体も、自治体の中ではなかなか判断が下しがたいのかというふうな印象を持っています。

ただ、これは非常に悩ましい問題になろうかと思えますけれども、一たんこのような形で対策をしたということ、次の冬の時期、そういった時期に果たしてどう考えればいいのかと。現場としては非常に困った問題としてありますけれども、ただ、石油そのものについては、価格変動がありますので、きのうあたりですと、原油の値段ですけども、バレル、100 ドルを切ったというふうな状況でして、なかなか判断自体は悩ましいものがあるのだというふうに思っています。

○根本委員

昨年は 1,700 から 1,800 円と言いましたけれども、今現在、2,000 円以上していますね。灯油は 2,000 円から 2,300 円の間で推移しているというふうに伺いました。

御存じのように、去年より、ことしこの1年間で生活必需品と言われる物価が非常に上がっている。6%も上がっている。ですから、多賀城市民の皆さんの生活、特に低所得の皆さんの生活は大変な状況にあるということは、認識されていると思います。

国でも経済対策をやるということは決まっていますけれども、多賀城市も、やはり去年もこのように助成をして、国からも多分助成金が来たと思いますけれども、本市においても、どうかこの決算を踏まえて、やるとすれば平成20年度の補正予算という対応になると思いますけれども、12月議会までの間で、どうか市長、御検討していただきたいとこのように思いますがいかがでしょうか。

○菊地市長

今、根本委員おっしゃるとおりでございます。原油も少し下がる可能性もあると思います。ただ、全般を見渡すと、いろいろな物価が高騰というふうなことで、果たして年を越せるのかということもあろうかと思えます。ですから、ここ、恐らく10月あたりですか、12月に入らない前に、その辺を、動向を見きわめながら考えていきたいと思えます。

○柳原委員

資料7の65ページの、放課後児童健全育成事業なのですが、この中で、定員よりも多い、倍を超えるような児童が利用している施設があるわけなのですが、特に西部児童センターが40人に対して93人というふうな人数になっております。

もともと敷地が狭くて、大変な状態なのですが、いろいろ部屋割りを工夫していただいたり、あいている部屋を利用して、スペースを広げていただいたりしまして、少しでもこの1人当たりの面積が広がるように、職員の方がいろいろ知恵を出していただきまして、一生懸命頑張らせていただいているということで、大変感謝しているところなのですが、今後の利用者の推移といいますか、山王小学校の児童もふえているようですので、来年、再来年ぐらい、この93人の利用者がどのような推移になっていくのかということが1点です。

それで、利用者がふえていくとしたら、抜本的な増築とかということが必要になると思うのですが、その辺のお考えをお聞きしたいということです。

もう一つの質問は、資料7の59ページの、認可外保育所運営費補助に要する経費なのですが、これが平成19年度からこの補助が減っていると思うのですが、18年度に比べて総額で幾ら減っているのかということと、もし1人当たりどれくらい減ったのかということがわかりましたら、ちょっと教えてください。

あと、三つ目なのですが、資料7の11ページなのですが、「広報多賀城」が、今発行されているのですが、市のホームページから「広報多賀城」を閲覧することができるのかどうかということなのですが、市の議会だよりの方はホームページから見ることができるのですが、市の広報誌の方は、私がちょっと探したところでは見られなかったのですが、できれば広報誌の方もホームページから見られたらいいと思っているのですが、その3点をお願いします。

○小川こども福祉課長

お答えします。

まず最初に、留守家庭児童学級の関係でございますけれども、皆様御承知のように、今、定員を大幅に超えている施設が3カ所ほどございます。当然、先ほど委員からお話があり

ました「あざみ学級」、それからあと、多賀城小学校の「すぎのご学級」、それから城南小学校区の「もみじ学級」は、90名前後くらいの入級児童が今後とも見込まれるだろうということで、事務事業評価の方でもちょっと触れてはおりますけれども、今後やはり児童の適正な生活環境というのですか、それを確保するために、分級なども考えていかなければならないだろうというふうに思っております。

それから、あともう一つは、認可外の方でございますけれども、これは昨年から、3歳以上児の分まで、平成18年度は月額2,100円だったものを、月額1,500円に変更させていただきました。

平成19年度の実績数値に基づいて、もしその2,100円だったら幾らくらいの影響があるのだろうというのを、ちょっと試算をさせていただきます。全体で21万6,600円の減ということになります。

○片山地域コミュニティ課長

委員御指摘のとおりで、多賀城市のホームページから広報の方には直接閲覧はできません。一つは、情報量等もございますけれども、いろいろ広報の中には、小学生だったり、個人情報等もありますので、そのまま載せるということもちょっとできないということで、直接見られない状況になってございます。

○柳原委員

わかりました。あざみ学級の方は、もう何度も議会の方からも要望が出されていると思いますので、これは何とか抜本的な改善をまた要望しておきたいと思います。

二つ目の、認可外保育所ですけれども、2,100円から1,500円と、わずか600円といえども600円ですけれども、こういう認可外の保育所の場合ですと、所得に関係なく、所得の多い人も少ない人も大変な負担を強いられているわけですし、公的な保育所の手の及ばない方たちが利用されているということで、わずかな金額ではあっても、そういうところを予算を減らしていくというのは、今後、子育て支援に力を入れていくという市長のお考えもあるようですので、来年の予算の編成では、こういうところはぜひもとに戻していただけたらというふうに、これも要望しておきたいと思います。

広報誌の方は、個人情報の関係があるということなので、そういうことであれば、仕方がないのかなという気もしたのですが、大変この広報誌に載っている膨大な情報がありますので、これは残念ですけれども、ではわかりましたということです。（「答弁はよろしいですか」の声あり）いいです。

○松村委員

2点お伺いいたします。まず初めにですが、11ページ、「おばんです懇談会」事業についてお伺いいたします。あと、2点目は、43ページ、社会福祉協議会に要する経費の中で、生活安定資金貸付制度についてお伺いしたいと思います。

まず、1点目の、おばんです懇談会の件ですが、行政評価の取組の中の135、136ページにも載っておりますが、これは市長の公約で始まった事業でありますけれども、内容、状況を見ますと、目標に対して若干参加人数とかそういうのが少ないのかというふうな感じがします。それで、でもやはりこれは、地域の課題について現場の声を市長が直接聞くということ、また、協働のまちづくりに対する市民の意識の啓発、協力を呼びかけるという意味からは、大切な事業であると私も認識しております。

それで、この行政評価のところの最後に、事業の方向性としまして、見直しとして、今後拡充という方向で書いてありますけれども、具体的にどのような見直しをして、拡充をされる方向に考えておられるのか、その点1点お伺いいたします。

あと、もう1点は、その懇談会の中で、市民の方からいろいろ、さまざまな要望とか意見とか出るとは思いますけれども、説明のときに若干概要はお話しありましたけれども、もう少し詳しい市民の声というのですか、現場の声というものを、多分とってらっしゃると思いますが、そちらの方をやはり私ども議員の方にも、できたら、資料として提供していただけないかという、この2点をまずお伺いいたします。

○片山地域コミュニティ課長

まず、1点目の、目標に関してなのですが、これらの事業は、今、委員お話のとおりで、平成18年、菊地市長就任からマニフェストの一つということで実施してございますが、18年中の回数が、1回当たりでいろいろと、成果指標という対話が15件あったということで、これを倍にしようではないかということで、30件、そして、その10回ということで、300件ということで目標を掲げております。

しかし、やはり決められた時間の中で、ちょっとやはり無理があったのではないかと、物理的に無理があったのではないかという意味では、その目標値の妥当性がちょっといかなものかということでは考えてございますので、そういった意味での成果の見直しというのやる必要があるのではないかと。

ただし、延べ参加者としましては、500人に対して433人ということであれば、これについてはまあ上々というか、まずまずといえますか、目標を達成できたのではないかと、うふうに評価はしてございます。

それから、2点目の、懇談の内容について詳しくというお話でございますが、それを見られるようにというお話ですね。（「資料として提供するようにしてほしいというふうなことです」の声あり）はい。こちらのいただいた御意見につきましては、前の説明でも申し上げましたように、回答を要するものについては回答し、あるいは要望等について、御提案などについて、採用できるものについては採用するというところで、広報の方にもことしから御案内するようになっておりますけれども、過去においてどんなお話があったのだろうか、そしてそれがどういうふうな処理がなされたのかということについては、やはり皆さんの方に情報提供できるような状態にしておく必要があるなということで、今、その作業をしておりますので、こういった内容について情報公開コーナーの方で閲覧できるような状況にできるよう、努力させていただいております。もう少しお時間をちょうだいできればというふうに考えております。よろしくお願いたします。

○松村委員

ありがとうございました。目標がちょっと高過ぎたということで、いかなかったのかというふうな御回答だったと思います。でも、これは本当に大変すばらしい企画といえますか、事業だと思しますので、今後もぜひ続けていただいて、やはり現場の声を直接聞けるような形を続けていっていただきたいと思います。

あと、やはり、行政の方でも御認識がありましたようですけれども、若い方がなかなか参加が少ないということでもありますので、その辺の方に対しての呼びかけも今後大切かというふうに思いますので、その辺に対しても御努力していただいて、お願いしたいというふうに思います。

あと、資料の方は今まとめているということですので、ぜひ、どのような傾向の質問が多いのかというのは、私たち議員としても知っておく必要があると思いますので、ぜひ一覧にできましたら御提示いただきたいと思います。ありがとうございました。

あと、2点目なのですが、社会福祉協議会に要する経費の中で、3,763万2,682円という決算額が出ておりますが、この事業の中で、生活安定資金貸付制度というものも市の方で補助していると思いますが、そちらの方の金額がどのような金額を補助されているのか。（「補助ではありません」の声あり）補助ではないのですか。（「事業として」の声あり）その金額ですが、どのくらい予算配分しているのかということです。

あと、近年のこの方たちの利用数の傾向というのですか、その辺とっておりましたら、お教えいただきたいと思います。

○内海保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

決算額の内訳についての御質問でございますので、お答えさせていただきます。

3,763万2,682円の内訳でございますけれども、これが社会福祉協議会の事務局職員の人件費部分が3,618万4,882円、それから、無縁仏の供養ということで、社会福祉協議会でやっていただいておりますけれども、この分として5万4,150円、（「すみません、安定資金に対してのだけでいいです」の声あり）ですから、それから団体育成助成分として139万3,690円、これ全部合わせますと、先ほどの3,700万円何がしというふうな数字になります。

しいが、生活安定資金について、この分からどれそれというふうな形では使われておりません。社会福祉協議会の中で、全体のその事業費の中で、その部分については資金確保しているというふうな状況でございます。

利用の実態、それから傾向についてはいかがかということなのですが、ちょっとこの辺につきましても、社会福祉協議会の方でその辺の情報を持っておりますので、私の方では把握してございませんでした。

○松村委員

この貸付制度というのは、低所得者を対象に、生活資金を貸し付ける制度でありまして、自立更生を援助して、生活の安定を図ることを目的として行われております。それで、これは昭和46年に県の事業として始まりまして、県と市と一緒に原資を貸し付けて、現在は5万円の貸し付けということでやっている事業のように承知しております。

これを借りますと、無利子で借り入れられまして、あと、その方の状況に応じて5,000円とか1万円とかということで、お返しするというので、本当に低所得の方に対しては、何か急なお金が必要なときには、大変ありがたい事業であるというふうに私も思っております。

先ほど、根本委員の方からもありましたように、今、社会の経済状況が大変厳しい状況の中、やはりこれを利用する方というのが、かなりふえているように思います。

といいますのは、実は……、（「松村委員に申し上げます。事業の内容が社会福祉協議会の事業となっております。ということで、当局としては答える立場にないと……」。「いやいや、この事業の原資を県と市が出しているのです。ですから、原資は市で出したお金でそれを運営しているのです。ですから、事業はそちらでやっても、こちらで関与する、当然原資を出している以上は、だから聞いているのです。多賀城市民しか利用できないの

です、これは。いいですか、ですから、委員長、続けさせてください」「では端的にお願いします」の声あり)

それで、結論から言いますと、最近、これをお借りしたいと行って行った方がいましたら、原資が足りなくて、「2カ月ぐらい待たなければならない」というふうな回答をされたという方に相談を受けました。

そういうことから言いますと、やはり、先ほど言いましたように、今こういう厳しい状況でありますので、やはりそういう人たちを支えるという意味でも、やはりこの辺に対しての金額の増額とか、あと原資のもう少し増額というのですか、それをするという方向が大切ではないかというふうに思うので、それでお伺いしたのですけれども、市民の生活がどういう状況かというのを、市としてもう少し掌握していただいて、その辺に対しての対策もとるべきではないかと思いますが、いかがでございますか。

○内海保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

この事業そのものについては、先ほどお答えしましたとおり、社会福祉協議会の事業であるということでございます。

それから、原資が不足して、融資がうまく回らなくなったということにつきましても、ちょっと私の方としては把握してございませんでしたので、その辺のところをよく確かめた上で、市がとり得る対応としてどんなことがあるのか、その辺についてちょっと検討させていただきたいというふうに思います。

○松村委員

では、ぜひその方向でよろしく願いいたします。

○森委員長

あと質問の方、お二方でよろしいですね。

○藤原委員

総務費関係が3点、民生費関係が3点です。

一つは、No.7の4ページ、5ページの定員管理の問題ですが、平成19年度末で予定よりも15人少ないと。ということは、予定以上にやめられた方が多いということなのだと思います。

行政評価の方でも、129ページ、130ページにあるのですが、ちょっと私、気になるのは、緊急再生戦略構築のための取組指針の本文の2ページのところで、「本市職員のメンタル系疾患は、国内の他の事業所に比べ高い罹患率となっており、年々増加する傾向にある」と、そういうことが言われているのです。この関係はないのか。

普通でしたら、これほど景気が悪くて、しかもなかなか正規採用にならないという厳しい情勢の中で、一般的には役所はまあ安泰だと言われている。そういう中で、なぜこんなに予想を超えるような退職者がふえているのかというのが、ちょっと私は疑問なのですが、この緊急再生戦略の指摘していることと関係があるのかないのかという点、まずお答えいただきたいと思います。

それから、二つ目、25ページの、地区集会所の件なのですけれども、下のところに、地区集会所建設等に要する経費があります。集会所の耐震診断について、これは前から私取り

上げてきました。素人目に見ましても、柱が少ない、壁が少ない、空間が大きい、ですから非常に集会所は耐震度が弱いだろうというふうに思っていました。

先日、敬老会があって、区長と話をしましたら、留ヶ谷の耐震診断は 0.3 だったということがわかりました。それから、市川の方と話していましたら、やはり市川の集会所も 0.3 だというのがわかりました。

それで、従来の皆さん方の答弁では、この地区集会所建設費補助金の範囲内で耐震化工事をやってもらうという立場だったのですが、一つは、全集会所の耐震度を、皆さん方はやはりきちんとつかむ必要があるのではないかというのが 1 点です。

それから、もう一つは、文部科学省も、その学校の耐震化を一気に促進させるために、補助率を上げたり、それから、いわゆる起債の枠を広げたりとかいろいろやっているわけです。従来の枠のままでやってくださいというだけで本当にいいのかということが、今、私は市に問われているのではないかと思うのですけれども、その点についても見解をお願いをしたいと思います。

それから、もう 1 件です。30 ページ、差し押さえのことなのですけれども、私、実はある人に、「そこまでやるのか」という話を受けたのです。私道がありまして、住んでいる人の共有になっている。6 軒か 7 軒か、まあ何軒か住んでいまして、ある方が税金を払えなくて差し押さえになったと。そうしたら、共有部分もその方の持ち分が 5 分の 1 か 6 分の 1 かわからないのですけれども、あるために、共有部分まで差し押さえになったと。したがって、皆さんに差し押さえの通知が行ったと。そこまでやる必要があるのかと。大体共有地は共有地として使う以外に道はないのではないかと。1 軒の人が滞納したからといって、共有地を市が取って、転売したりできるのかと、そんなことはできないですね。ですから、そういう共有地の部分まで差し押さえする必要があるのかという意見がありまして、私もそこまでやる必要はないのではないかというふうに思うのですけれども、まず、以上、3 点について御回答願います。

○森委員長

当局の答弁の前に、ここで皆様方に申し上げます。本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

○佐藤総務部次長(兼)総務課長

お答えいたします。

精神疾患の職員の関係の御質問かと思えます。その前に現状をお話しさせていただきます。現在、専門の方の病院の先生から、診断書をもらって、要するに病気休暇をとっている職員の数でございますが、平成 18 年度につきましては 38 名、このうち、要するにメンタル系の疾患という診断の職員は 38 名のうち 15 名でございます。19 年度につきましては、病気休暇の取得職員の数が 32 名、うち、そのメンタル系の疾患の職員については 10 名でございます。

ちなみに、今年度、9 月 1 日現在でございますが、病気休暇を取得職員の数が 12 名、うちメンタル系が 8 名。そのメンタル系の中には、時間をもらって病院に通っている職員もございまして、長期の休暇の職員もございまして、

その中で、病気休暇の種類でございますが、この精神疾患の疾病の場合は、医師の診断によりまして、最長で 180 日間、6 カ月間の休暇が与えられます。その 6 カ月経過して、また療養が必要な場合については、今度は地方公務員法の適用でございます、休職の発令

となります。この休職の発令は最長3年間でございます、1年ごとにその辞令が交付されるという制度でございます。

今年度のデータによりますと、現在、その休職発令の職員が、9月1日現在で4名の職員がおります。

現状はそういうところございまして、この問題はなかなか難しい問題ございまして、では原因がどこにあるかということだと思っております。一概に組織だけの、人間関係だけではないのかなとらえてございます。中には家庭の事情、例えば子育てで悩んでいる職員もございまして、それから、生活全般で悩んでいる職員などもございまして、一概に職場の人間関係だけの疾患ではないのかなという考え方はしてございます。現状認識は以上でございます。

○片山地域コミュニティ課長

集会所に関する御質問にお答えいたします。

現在、昭和56年5月以前に建てられた集会所につきまして、実際に耐震診断が未実施の施設が、平成19年度末ということでは9棟ございました。平成20年に入りまして、それぞれ2カ所ほど新しく診断をしているところがございますけれども、うち1カ所は、これは昭和57年に建てられたものですので、いわゆる新しい基準のときに建てられたものなのですが、こちらにつきましては、地区内に設計士さんがいらっしゃるということで、そちらの関係でお願いしたのですが、そちらもやはり耐震としてはだめだったと。それが先ほど藤原委員がおっしゃった留ヶ谷集会所だったということなのですが、本当におっしゃるとおりで、壁は少ない、柱は少ない、それから窓が多いということでは、非常に集会所の構造そのものが耐震には厳しいのかということで、そういう意味で、下馬東であるとか、東田中であるとか、最近建てかえをしたところについては、指数が2以上だったりということで、十分配慮されているというところでございますが、こちらの診断に基づいて、改善なり修繕なり、建て直しということについては、委員御指摘のとおりで、従来の方法でお願いをしますということでお話をさせていただいております。

この補助率あるいは上限の額については、何回か改正があって、今の段階で最高500万円の2分の1ということになっておりますが、これらの集会所は、確かに地区の防災拠点にもなっているということからすると、実際の有事の際にどうなのだというところで、大変非常に、本当に地区の方々のお気持ちは大変わかるのですが、今の状況からいきますと、今の補助の中でお願ひするしかないのかというのがまず1点。

もう一つは、地域コミュニティー助成という、自治総合センターでやっている、そちらの中に集会所のメニュー等もございまして、当然、地区での持ち出しもありますので、そちらの方、地区の方の方々の出せる負担も御相談いただきながらということで、お願いしているというのが実態でございまして、いずれにしましても、大変厳しい中でお願ひするしかないというのが実態でございます。

○鈴木収納課長

委員御指摘の差し押さえの件でございますが、多分、差し押さえにつきましては、何度も何度もその納税者のお宅にお伺いいたしまして、納税勧奨を行ったと思います。

しかしながら、納めていただけないということで、共有地も含めて差し押さえをしたものだと思っております。

納税相談の方においでいただいて、例えば納税額がお支払いいただけないというときには、分納ということもございまして、そういう納税相談の方に応じていただければ、差し押さえまではいかなかったのだらうと思います。

○藤原委員

時間もなくなってきましたので、そのメンタルの件は、もちろん私も、組織だけだとは思いません。ただ、定員管理で予定よりも15人少ないと、行革が進んだと手放して喜んでいい問題ではないだろうというふうに思うのです。そういう問題意識は、ただいまの答弁からすれば、多分共有しているだろうと思いますので、やはり働きやすい、意欲を持って働きやすい職場にするために、これはいろいろ努力をしていただきたいというふうに思います。答弁は不要です。

それから、地区集会所なのですけれども、いいのですか、本当に、そういう答弁で。地区の集会所は、いろいろな地区の行事で一番人が集まる場所ですし、実際に8.5水害のときなどは、留ヶ谷の例で言いますと、集会所に避難した人もいました。現状では、地震のときの避難所には絶対ならないですね。一番危ないところです。集会所が。

そういうところを放置したままでいいのかと、「従来どおり」ということは、何もしないということですよ。新たな手は何も打たないということですよ。先ほども言いましたけれども、文部科学省は、補助率を上げて、そして起債の枠も拡大したのです。お金がないからといって、市立の学校と保育所などをやれば、あとは知らないという立場でいいのかということが、私は問われていると思うのです。

お金がかかる問題ですから、担当者はそういうふうにはしか言えなかったと思うのですけれども、トップはどういうふうに考えているのですか、この問題で。答弁願います。

それから、差し押さえの件、私は、差し押さえをやってはだめだなどと言っていません。差し押さえをやったのは、確かにいろいろ督促をやっても払わないと、来てくださいと言っても払わないと。ですから差し押さえたのだと思うのです。

私が言っているのは、共有地まで差し押さえる必要があるのかということを行っているのです。共有の道路は道路にしか使えないでしょう。市がそこを取り上げて、売ったりするのですか。しないでしょう。住民が使っている道路ですから。

ですから、私が言っているのは、ある私道があって、そこに10人なら10人の権利者があったとする、10人が張りついていたとする。その10人の中の1人が滞納して、差し押さえになったからといって、その共有地まで差し押さえる必要があるのかと。差し押さえはどうするつもりなのかと、何をしたいのかと、共有地を押さえて。みんなに、あの人滞納で差し押さえられたそうだと、役所が、普段、個人情報、個人情報と言っているが、役所が率先して、あそこは税金払っていないから差し押さえになったそうだというような話を、役所がみずから宣伝しているようなものなのですよ。

ですから、私は、先ほどの答弁は全く理解できない。もう一回。

○澁谷総務部長

では、地区集会所の耐震診断ということなのですけれども、前にも申し上げていると思うのですけれども、やはり一番なのは住民の安全・安心ということで、それもやはり段階的にやっていく必要があるのかということで、まず保育所、小学校という部分を最初にやらせていただいたということで、今後、やはりそういう部分も考えていく必要性はあると

は思うのですけれども、財政当局とその辺を十分相談しながら、いろいろ検討をしていきたいと思っております。

○鈴木収納課長

差し押さえの場合に、いろいろなケースがあろうかと思えます。委員御指摘のようなケースで、一体何が原因でそういうふうになったのか、私の方としても即座にお答えすることができませんものですから、ちょっとそれは調査をさせていただきたい。

今後そういうふうなケースがあった場合、十分注意して差し押さえなどをしていきたいということで御回答申し上げます。

○藤原委員

言ってみるものだなと思いました。よろしくお願いします。

それから、民生費関係、三つ。

先ほど、社会福祉協議会の貸し付けの問題が出ましたが、質問された方は、もっと役所が増資して、原資がないという状況にしないようにするべきだという趣旨だったと思うのですけれども、私、実はある人から、社会福祉協議会の貸借対照表を見せてもらったのです。大変なお金を持っていますね。人件費積立金などという積立金まで持っていて、億単位の金を持っていました。

私は、市役所が増資しなくても、話し合いで、持っている資金を有効に使って、やるということは十分可能ではないかと。そして、そういうことは、当然市役所が社協といろいろな協議はできるようなシステムになっていると思うので、それはぜひ、何といたしますか、それは社協の事業だからと言って、知らんぷりをしないで、きちんと話し合いをしてほしいと思うのですが、まずそれが1点です。

それから、59ページの、認可外保育所の補助金をカットした件、先ほど柳原委員が、要望しておきますということだったのですが、私、なぜ歳入の質疑で、取組指針との比較をやったのかと。取組指針の金額からすると、歳入が10億円ふえています。皆さん方は、取組指針の一環として、2,100円の補助金を1,500円に削って、そうやって増収になった分がずか21万6,600円、このわずか21万6,600円が無認可保育所にはこたえるのです。そして、実際に歳入の方では、皆さん方は10億円の見込み違いがあったわけでしょう。全然次元が違う話なのです。

私は、そういう点では、10億円も歳入の見込み違いがあったのだから、そういう中で、なぜこういう弱い者いじめをするのかと、公立保育所に入れなくて、しょうがなく、保育料が高くても無認可保育所に入れるわけでしょう、まさにこれは弱い者いじめだと思うのです。見直すつもりはないのですか。そういうのが二つ目です。

それから、三つ目、65ページ、留守家庭児童学級の対策、これも先ほど柳原委員が質問した件なのですが、分級も考えるというのは、非常に前向きな答弁だったというふうに思います。それは、大幅に定員オーバーしているところ、すぎのご学級、もみじ学級、あざみ学級、それは全体としてそういうことを考えるというふうに受けとめていいのかどうかということなのですが、答弁をお願いします。

○内海保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

社会福祉協議会の関係につきましては、ただいまそのバランスシートの話もございましたが、人件費といいますか、その辺の部分で云々というふうなこともございましたので、そ

こも含めまして、いろいろ社会福祉協議会の方と話をさせていただきたいというふうに思っております。

それから、特に、社会福祉協議会につきましては、法に位置づけられたいわゆる民間の組織で、いわゆる福祉の増進、これのための存在でございますので、本来あるべき姿なり、あるいは効率的な経営の姿なりというふうなものまで含めて、他の自治体等々を参考にしながら、協議をさせていただきたいというふうに思っております。

○小川こども福祉課長

認可外保育所の補助金の見直しというふうな話でございますけれども、年々認可外保育所が、多賀城市には1カ所程度ずつ増加しているという要因もございます。その入所児童の希望の数に対して、施設数がちょっと多くなり過ぎているのかという部分もあって、その辺での、子供の奪い合いというわけではないのですけれども、問題があって、経営が行き詰まって、やめている認可外保育所も出てきているというのも実態でございます。

そういうことも踏まえながら、この辺の問題についても一緒に考えていきたいと思っております。

それから、留守家庭児童学級の問題につきましては、先ほども言いましたように、児童の快適な生活環境、スペースというのですか、そういうものも確保していかなければならないというふうにも考えておりますので、この辺の3カ所程度の分級なども、ちょっと今後は視野に入れながら、事業展開を考えていきたいというふうに考えております。

○藤原委員

社協と留守家庭児童対策については明確に、前向きな答弁だったと思いますが、認可外保育所についてなのですけれども、検討してみるということなのですか。何だか趣旨がよくわからなかったのですけれども。

私は、歳入で10億円も見込み違いが出るのですから、繰り返しますけれども、なぜ21万6,600円を余計に取るために、きゅうきゅうとする必要はないのではないかというふうに思うのですけれども、いかがですか。

○小川こども福祉課長

認可外保育所の施設経営者などともいろいろ情報交換をしながら、この辺の関係について、ちょっとあといろいろ調べさせていただきまして、あとその辺で、あと財政当局などともいろいろ相談しながら、今後この部分についてどうしていったらいいのかちょっと検討したいと思えます。

○雨森委員

先ほど2件いたしました。3件目の1件なのですが、最近、前進とバックですか、それからブレーキとアクセルの間違いというようなことで、交通事故が多発している高齢者の方々の免許を返納するという、今、全国的にそういった状況下にあるわけですが、仙台市はバス料金の割引とか、特典をいろいろと考えていますが、多賀城市もそういったことを踏まえて、何かそういった方々にメリットとか、お考えがあるのかどうか。第1点です。

それから、説明も受けたのですが、前年度の交通死者は2名ですか、それと事故件数、その中にお年寄りがいらっしまったかどうか、その2点をお尋ねいたします。

○伊藤交通防災課長

お答えいたします。

まず、1点目の、高齢ドライバーの免許証の返納ということでの、特典は考えておるのかというふうなことでございます。県内それから全国的にも、75歳以上の高齢ドライバーの方、免許を返納しますと、バスを割り引いたり、あるいは地域商工団体の方では、そういった割引券を発行したり、あるいは銀行等の金融機関では、割増しの利子をというふうなこと、民間でもそういった事業を展開しているということは承知いたしております。

今後、県内各団体の状況等も踏まえながら、本市で最もふさわしい施策を研究していきたいというふうに思っております。

それから、昨年の交通死亡事故についてであります。2件発生いたしまして、1件はジャスコ多賀城店さんに行く菅野金物屋さんのところであります。65歳を超えた高齢者の女性の方、自転車で、右折車両にはねられてお亡くなりになったというのが1件。

それから、もう1件につきましては、八幡二丁目の国道45号で、8月に86歳の男性の方が、ちょうどめしの半田屋さんのところに押しボタン信号機が設置してあるわけですが、10メートルにも満たない塩竈寄りの方で、横断歩道の設置されていないところを横断して、はねられたというふうな、お二方の悲しい死亡事故でございました。

○雨森委員

年に2人のとうとい命が失われたということでもあります。

それで、今、非常に御答弁いただきましてわかったのですが、その返納者ですが、そういう方々に対しての、今後その検討をよろしくをお願いいたします。

○森委員長

以上で、第1款から第3款までの質疑を終了いたします。保留にしていた資料なのですが、今間に合いますか。事務局に届けてあるというふうなことで、大変失礼いたしました。（「あしたの冒頭でもいいですし」の声あり）よろしいですか。提出を求められた昌浦委員、それでよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

では、きょうの質疑は以上といたしまして、あす冒頭に皆様方にお渡ししたいと思います。

○森委員長

お諮りいたします。本日の委員会はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○森委員長

御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

明日9月17日は午前10時から特別委員会を開きます。

本日はどうも御苦労さまでございました。お疲れさまでした。

午後5時15分 延会

決算特別委員会

委員長 森 長一郎